

平成22年 3 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成22年 3 月 5 日 開会

平成22年 3 月 11 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成22年3月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（3月5日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第17号、報告第1号の上程、説明	12
休会の件	59
散会の宣告	59

第2号（3月9日）

議事日程	61
本日の会議に付した事件	61
出席議員	61
欠席議員	61
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	61
職務のため出席した者の職氏名	62
開議の宣告	63
諸般の報告	63
一般質問	63
齊藤隆君	63
鈴木克征君	79

伊藤 罔 樹 君	91
森川 忠 君	107
休会の件	123
散会の宣告	123

第 3 号 (3月11日)

議事日程	125
本日の会議に付した事件	126
出席議員	126
欠席議員	126
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	126
職務のため出席した者の職氏名	127
開議の宣告	128
諸般の報告	128
一般質問	128
川島 富士子 君	128
議案第1号の質疑、討論、採決	144
議案第2号の質疑、討論、採決	145
議案第3号の質疑、討論、採決	145
議案第4号の質疑、討論、採決	146
議案第5号の質疑、討論、採決	153
議案第6号の質疑、討論、採決	154
議案第7号の質疑、討論、採決	154
議案第8号の質疑、討論、採決	155
議案第9号の質疑、討論、採決	155
議案第10号の質疑、討論、採決	156
議案第11号の質疑、討論、採決	185
議案第12号の質疑、討論、採決	186
議案第13号の質疑、討論、採決	186
議案第14号の質疑、討論、採決	187

議案第15号の質疑、討論、採決	187
議案第16号の質疑、討論、採決	188
議案第17号の質疑、討論、採決	189
横芝光町農業委員会委員の推薦について	195
匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙	197
陳情の件	197
閉会の宣告	199
署名議員	201

平成22年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成22年3月5日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第17号、報告第1号について
(町長 施政方針、提案理由説明)
日程第 5 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	杉 森 幹 男 君	2番	森 川 忠 君
3番	實 川 隆 君	4番	川 島 仁 君
5番	齊 藤 隆 君	6番	若 梅 喜 作 君
7番	川 島 富 士 子 君	8番	鈴 木 克 征 君
9番	野 村 和 好 君	10番	山 崎 貞 一 君
11番	伊 藤 罔 樹 君	12番	嘉 瀬 清 之 君
13番	川 島 透 君	14番	鈴 木 唯 夫 君
15番	八 角 健 一 君	16番	川 島 勝 美 君
17番	越 川 輝 男 君		

欠席議員(1名)

18番 越 川 洋 一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	都市建設課長	瀬理和夫君
総務課長		小堀正博君	福祉課長	山本照男君
企画財政課 主幹		高蝶政道君	健康管理課長	並木俊郎君
環境防災課長		伊藤定幸君	食肉センター 所長	土屋文雄君
税務課長		高埜広和君	東陽病院 事務長	田鍋悦央君
住民課長		海保清一郎君	会計管理者	清宮貴美子君
産業振興課長		林新一君	教育長	海保教之君
教育課長		林英次君	社会文化課長	伊橋秀和君
監査委員		大木國臣君		

職務のため出席した者の職氏名

局	長	實川裕宣	書	記	伊藤多美恵
---	---	------	---	---	-------

◎開会の宣告

○議長（野村和好君） おはようございます。

これより平成22年3月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（野村和好君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村和好君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

6番 若 梅 喜 作 議員

14番 鈴 木 唯 夫 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（野村和好君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から3月17日までの13日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月17日までの13日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（野村和好君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、陳情の付託について報告します。

今期定例会に受理しました陳情3件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので報告をいたします。

次に、教育委員会の点検・評価について、教育委員会から報告書の提出があり、これを受理したので報告します。

次に、越川洋一議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、匝瑳市横芝光町消防組合議会について。

伊藤罔樹議員。

〔11番議員 伊藤罔樹君登壇〕

○11番（伊藤罔樹君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

それでは、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成22年3月定例会の概要報告を申し上げます。

去る1月21日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会平成22年3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会は、議長の選挙並びに4議案が上程され、議長には匝瑳市から選出の岩井孝寛氏が選出されました。

続いて、議案第1号は、平成22年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ10億2,684万7,000円と定めるものであります。歳入の内容は、分担金及び負担金10億2,439万6,000円、うち当町の負担金は3億9,172万8,000円となります。そのほか、使用料及び手数料、繰越金諸収入245万1,000円であります。

一方、歳出の内容は、総務費9億8,169万5,000円、公債費4,301万9,000円、そのほか、議会費、予備費213万3,000円であります。

議案第2号は、平成22年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分布についてであります。

当町の分担金は、議案第1号で申し上げましたように3億9,172万8,000円で、分担金の38.2%となります。

議案第3号は、平成21年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第3号）について

であります。

本案は、歳入歳出それぞれ1,517万2,000円を減額し、予算の総額を11億329万円とするものであります。

減額の主な内容は、給料等人件費945万1,000円の減額、及び匝瑳市消防署救急車購入にかかわる額の確定に伴い404万1,000円の減額、消防救急無線整備にかかわる負担金132万円の減額であります。

議案第4号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

これは、本年3月31日をもって組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が解散することに伴い、関係団体の議会に協議するものであります。

上程されました4議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成22年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

[11番議員 伊藤罔樹君降壇]

○議長（野村和好君） 次に、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会について。

鈴木克征議員。

[8番議員 鈴木克征君登壇]

○8番（鈴木克征君） おはようございます。

去る1月22日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成22年3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会は、副議長の選挙並びに4議案が上程され、副議長には匝瑳市の山崎剛氏が選出されました。

続いて、議案第1号は、平成21年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ832万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億3,373万6,000円とするものであります。本補正予算は、人件費の減額を初め、各種委託料の確定に伴う減額補正であります。

議案第2号は、平成22年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ7億4,862万円と定めるものであります。歳入の内容は、分担金及び負担金5億6,493万7,000円、使用料及び手数料1億5,328万2,000円、その他、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入3,040万1,000円となります。

一方、歳出は、総務費 1 億1,397万6,000円、衛生費 4 億4,930万円、公債費 1 億8,221万6,000円、その他、議会費、予備費312万8,000円であります。

議案第 3 号は、平成22年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算にかかわる負担金の市町別分布についてであります。

当町の負担金は9,969万2,000円で、その内容は、火葬場事業費2,791万8,000円、清掃事業費7,177万4,000円となります。

議案第 4 号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

これは、本年 3 月31日をもって組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が解散することに伴い、関係団体の議会に協議するものであります。

上程されました 4 議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成22年 3 月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔 8 番議員 鈴木克征君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、八匠水道企業団議会について。

川島透議員。

〔 1 3 番議員 川島 透君登壇〕

○ 1 3 番（川島 透君） おはようございます。

去る 1 月26日に開催されました平成22年 2 月八匠水道企業団議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会は、議長の選挙並びに 4 議案が上程されました。

初めに、議長の選挙が行われ、議長には匝瑳市選出の佐瀬公夫氏が選出されました。

続いて、議案第 1 号は、八匠水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定であり、本案は、育児短時間勤務職員等にかかわる割り増し賃金の読みかえ措置の追加について改正するものであります。

議案第 2 号は、平成21年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出のうち、収入の水道事業収益7,050万9,000円を減額し、支出の水道事業費用506万8,000円を減額するものです。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の資本的収入1,000万円を減額するものでありま

す。

議案第3号は、平成22年度八匝水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、22年度の給水戸数を1万4,734戸とし、年間総給水量を409万立方メートルと予定するものです。

次に、収益的収入及び支出のうち収入は、水道事業収益が13億3,295万7,000円、うち営業収益が9億906万円、営業外収益が4億2,389万6,000円で、このうち横芝光町の高料金対策補助金が4,375万3,000円となります。

一方、支出の水道事業費用13億3,522万3,000円、うち営業費用13億2,284万6,000円、営業外費用737万6,000円等であります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の資本的収入が4,665万円で、資本的支出が2億6,670万7,000円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,005万7,000円は、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第4号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

これは、本年3月31日をもって組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が解散することに伴い、関係団体の議会に協議するものであります。

上程されました4議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、八匝水道企業団議会平成22年2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔13番議員 川島 透君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会について。

川島富士子議員。

〔7番議員 川島富士子君登壇〕

○7番（川島富士子君） おはようございます。

去る2月8日に開催されました平成22年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は10議案であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでありまして、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与について、県に準じて給料表12月分の期末手当及び勤勉手当の支給割合等を改正する必要があるため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

の一部を改正することについて、急施を要するため、専決処分したものであります。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与について、県に準じて6月分の期末手当及び勤勉手当の支給割合等を改正するため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成22年度及び平成23年度の新保険料に関する規定を改正するとともに、平成22年度保険料軽減措置に関する規定を追加するため、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成21年度第2次補正予算案が平成21年12月15日に閣議決定されたことに基づき、基金処分事由に関する規定を追加するため、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料調整基金条例の制定についてでありまして、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定機関における保険料率の上昇の抑制を図り、被保険者の負担の軽減に資するため、後期高齢者医療保険料調整基金を設置することを目的として、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料調整基金条例を制定するものであります。

議案第6号は、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が平成22年3月31日をもって解散することにより組合の組織団体の数が減少することから、同組合の規約を改正することについて、関係地方公共団体の協議を行おうとするものであります。

議案第7号は、平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ3億2,559万6,000円を減額し、一般会計の総額を歳入歳出それぞれ27億934万1,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、構成市町村からの共通経費に係る事務費負担金を3億8,691万2,000円、国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を7,235万6,000円そ

それぞれ減額する一方、財政調整基金繰入金を1億1,478万8,000円追加し、歳出では、特別会計への共通経費繰出金を2億4,453万4,000円、後期高齢者医療制度臨時特例基金の積立金を7,235万6,000円それぞれ減額するものであります。

議案第8号は、平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ105億859万円を減額し、特別会計の総額を歳入歳出それぞれ3,938億4,361万6,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、保険基盤安定負担金や療養給付費等の市町村負担金を11億2,946万4,000円、国の療養給付費負担金や調整交付金を35億8,297万5,000円、支払基金からの後期高齢者交付金を68億793万8,000円それぞれ減額する一方、前年度繰越金に20億4,106万9,000円を追加し、歳出では、人件費や事務経費等の総務費を2億4,504万8,000円、療養給付費を123億3,538万9,000円それぞれ減額する一方、後期高齢者医療保険料調整基金積立金に20億4,100万円を追加するものであります。

議案第9号は、平成22年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでありまして、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,570万4,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、構成市町村からの共通経費に係る事務費負担金に20億6,065万円、保険料不均一賦課負担金等の国庫支出金に4,158万5,000円、県支出金に4,140万4,000円等を計上し、歳出では、人件費や事務経費等の一般管理費に2億7,927万3,000円、特別会計への保険料不均一分及び共通経費分の繰出金に18億4,815万4,000円等を計上したものであります。

議案第10号は、平成22年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてでありまして、特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4,108億8,424万9,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、保険料や療養給付費等の市町村負担金に734億8,138万5,000円、療養給付費負担金や調整交付金等の国庫支出金に1,209億7,809万3,000円、県支出金に318億8,757万3,000円、支払基金からの後期高齢者交付金に1,736億1,555万6,000円等を計上し、歳出では、人件費や事務経費等の総務費に17億4,534万6,000円、療養給付費や高額療養費等の保険給付費に4,021億4,364万5,000円、後期高齢者の健康診査費に16億7,904万6,000円等を計上したものであります。

提案されました10議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、平成22年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていた

できます。

[7 番議員 川島富士子君降壇]

○議長（野村和好君） 次に、山武郡市広域水道企業団議会について。

嘉瀬清之議員。

[1 2 番議員 嘉瀬清之君登壇]

○ 1 2 番（嘉瀬清之君） おはようございます。

去る 2 月 18 日に開催されました平成 22 年山武郡市広域水道企業団議会 2 月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に上程されました案件は 5 議案であります。

議案第 1 号、2 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

まず、議案第 1 号は、平成 21 年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）であり、内容は、債務負担行為の補正で、庁舎毎日定期清掃及び東金配水場毎日清掃業務並びに各配水場機械整備業務委託の期間を平成 22 年度から 21 年度に改めるものであります。

次に、議案第 2 号は、平成 21 年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第 3 号）であり、内容は、配水管移設工事にかかわる継続費の補正であります。

議案第 3 号は、平成 21 年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本案は、業務の予定量の補正と収益的収入及び支出の補正、並びに資本的収入及び支出の補正であり、収益的収入及び支出の補正は、収入の水道事業収益を 1 億 7,934 万 8,000 円減額、及び支出の水道事業費用 2,107 万 6,000 円を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入 856 万 4,000 円の増額、及び資本的支出 7,316 万 2,000 円を減額するものであります。

議案第 4 号は、平成 22 年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、収益的収入及び支出のうち収入は、水道事業収益 50 億 9,366 万 1,000 円、支出は、水道事業費用 50 億 5,781 万 9,000 円であります。また、資本的収入及び支出は、資本的収入が 3 億 8,421 万 2,000 円で、資本的支出が 10 億 6,237 万 3,000 円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6 億 7,816 万 1,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第 5 号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

これは、本年3月31日をもって組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が解散することに伴い、関係団体の議会に協議するものであります。

提案されました議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成22年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

[12番議員 嘉瀬清之君降壇]

○議長（野村和好君） 次に、東総衛生組合議会について。

實川隆議員。

[3番議員 實川 隆君登壇]

○3番（實川 隆君） おはようございます。

去る2月19日に開催された東総衛生組合議会平成22年3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は4議案であります。

議案第1号は、平成22年度東総衛生組合一般会計予算の議決についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,185万1,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、分担金及び負担金は4億540万7,000円で、うち当町の負担金は3,645万8,000円となります。使用料及び手数料2億9,524万5,000円、国庫補助金3億2,574万7,000円、組合債7億1,560万円、財政調整基金繰入金3,984万円、その他、繰越金、諸収入1,001万2,000円です。

一方、歳出の内容は、総務費1億705万7,000円、衛生費14億5,982万8,000円、公債費2億1,463万3,000円、その他、議会費、予備費1,033万3,000円であります。

議案第2号は、平成21年度東総衛生組合一般会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

本案は、汚泥再生処理センター建設工事にかかわる請負金額の確定と、工事着手年度の見込み等を考慮し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億1,557万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億3,795万2,000円とするものであります。

減額の主な内容は、歳入で国庫補助金2億1,107万8,000円、繰入金5,000万円、組合債4億5,450万円であります。

一方、歳出は、清掃費の7億1,765万9,000円であります。

議案第3号は、東総衛生組合監査委員の選任についてであり、本案は、組合議員から選任されておりました景山岩三郎氏が平成21年12月31日をもって任期が満了したため、後任の監査委員に同氏を再任すべく提案したものであります。

議案第4号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

これは、本年3月31日をもって組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が解散することに伴い、関係団体の議会に協議するものであります。

提案された4議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、東総衛生組合議会平成22年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔3番議員 實川 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 最後に、山武郡市広域行政組合議会については、お手元に配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第17号、報告第1号の上程、説明

○議長（野村和好君） 日程第4、議案第1号ないし議案第17号、報告第1号を一括議題とします。

町長から施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、平成22年3月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節ご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、まことにありがとうございます。

月日の流れは早いもので、平成18年3月27日に「横芝光町」が誕生して4年の歳月が過ぎようとしています。私も初代町長として、新町における一体感の醸成に努めながら、均衡ある町発展に向け全力で取り組んでまいりましたが、こうして任期最後の定例会を迎えられるのも議員各位によるご指導の賜物であり、この場をおかりして厚くお礼申し上げる次第であります。

さて、去る2月27日に発生したマグニチュード8.6のチリ中部沿岸地震により、日本沿岸に大津波警報並びに津波警報が発令されました。九十九里海岸地域においても津波の高さが1メートルになるものと予想されたことから、当町では海岸沿岸世帯に避難勧告を発令し、

上堺小学校体育館、白浜小学校体育館、テンドービラマンションとセザールマンションの共有部分を避難所とし開放するなどの対策を講じましたが、幸いにも被害はなく、事なきを得たところであります。警戒活動や広報活動にご協力をいただいた消防署並びに町消防団、災害時要援護者への情報伝達などにご協力をいただいた民生・児童委員の皆さんに深く感謝申し上げます。

それでは、議会開会に当たり、平成22年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、平成22年度の予算概要について申し上げます。

まずは、国及び地方財政の見通しについてであります。政府は、平成22年度の我が国経済について、景気は緩やかに回復していくと見込まれるものの、先行きのリスクとして、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の高まりによる需要低迷、海外景気の下振れ、為替市場の動向に留意する必要があるとしています。

このような中、国の一般会計予算の規模は92兆2,992億円で、前年度に比較して3兆7,512億円、4.2%の増、国債費と地方交付税交付金等を除く一般歳出は53兆4,542億円で、前年度に比較して1兆7,233億円、3.3%の増となっております。

また、地方財政につきましては、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定数削減や人事院勧告に伴い給与関係経費が大幅に減少してもなお財源不足が過去最大規模に拡大するものと見込まれており、地方財政の歳入歳出規模は82兆1,200億円、前年度に比較して4,357億円、0.5%の減、歳出のうち公債費及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は66兆3,200億円で、前年度対比1,014億円、0.2%程度の増となっております。

このような状況の中、当町の平成22年度の当初予算編成に当たっては、「第1次横芝光町総合計画」に掲げる基本方針に基づき、各所属が主体的に事業の方向性を判断し、コスト意識の向上と質の高いサービスの提供による効率的な財政運営が図られるよう、一定の予算枠を各所属に付与する「枠配分方式」による予算編成としたところであります。各所属では、事業の見直し等により施策を厳選し、スクラップ・アンド・ビルドにより、限られた財源を真に必要で効果的な事業に重点的に配分する予算編成に努めたところであります。

以上の予算編成方針に基づき各会計予算案を調製したところでありますが、本年4月が町長の改選期に当たることから、新規の施策等を見送り、義務的経費を中心に既存施設の維持管理費、継続事業など、当初予算に必要となるものを計上したところであります。なお、学

校給食センター改築事業及び橋梁架橋事業を初めとする合併関連事業費の増大に加え、現政権下の選挙公約であります子ども手当に係る予算を盛り込みましたところ、平成22年度一般会計の予算規模は、前年度当初予算に比較して12.2%増の104億5,600万円となっております。また、国民健康保険特別会計など6特別会計予算の総額は、前年度当初予算に比較して1.1%増の55億2,030万円、東陽病院事業会計が支出規模で3.8%減の13億8,749万1,000円となり、全会計を合わせた平成22年度横芝光町当初予算の総額は、対前年度比7.1%増の173億6,379万1,000円となります。

個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、国、地方ともに財政状況は依然厳しい状況ではありますが、政権交代という大きな流れの中で今後の社会情勢の変化等を見きわめながら、行政経費の削減とあわせ税収入の確保、受益者負担の適正化など財源の確保にも努め、限られた財源の中で創意と工夫を凝らし、各種施策を推進してまいります。

以上、平成22年度の予算概要について申し述べさせていただきましたが、詳細につきましては、過日の議会全員協議会においてご説明させていただいたとおりですので、よろしくお願いいたします。

なお、国の経済対策の一環として、第2次補正予算において地方自治体に配分されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金などを活用する事業につきましては、今議会に補正予算として計上しておりますが、いずれも繰越明許費等により、実質的には新年度において事業を実施することになりますので、概要につきましては本議会において改めてご説明をさせていただきます。

それでは、次に主な事業について申し上げます。

初めに、福祉関係事業についてであります。児童福祉事業では、平成22年度から実施する子ども手当について、現在、支給に向けて準備を進めているところであり、本議会に補正予算としてシステム改修の経費を計上させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、第1回の支給については、4月以降に申請受付などを行い、児童手当と同じく6月からの支給を予定しております。

また、保育料についてであります。国の徴収金基準額が改正され、現在の7階層から、新たに1階層増えて8階層となります。そのため、該当する世帯では保育料負担がふえることとなりますが、昨今の経済情勢にかんがみ、現行の7階層までの保育料は据え置くこととし、引き続き保護者負担の軽減を図り、子育てを支援してまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉事業についてであります。シルバー人材センターや老人クラブへの運営費助成による、高齢者の積極的な社会参加と健康増進を図るとともに、はり・灸・マッサージ助成事業や緊急通報体制等整備事業などにより、健康で安心して生活できる環境の整備に努めてまいります。

次に、障害者福祉事業についてであります。国における障害者福祉制度に関しては、現行の障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的制度をつくることが検討されており、新制度ができるまでの間、市町村民税非課税の障害者等につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることになりました。これを踏まえ、町で実施している日常生活用具など地域生活支援事業についても、利用者の負担を軽減していくなど、国の動向に注視しながら障害者の支援に努めてまいります。

続いて、介護保険事業について申し上げます。

平成22年度は第4期介護保険事業計画の中間年度に当たりますが、介護給付費の給付動向を初めとし、ほぼ計画どおり事業進捗している状況にあります。しかしながら、介護施設である特別養護老人ホーム、認知症グループホーム等は充足されていない現状にあり、入所待機者が多く存在するのも現実です。

このようなことから町は、介護基盤整備を進めることに伴う介護保険料の見直し等について考慮しながらも、将来に不安のない介護基盤整備を推進する立場から、施設整備を進めることといたしました。

具体的な施設整備計画といたしましては、昨年11月に議会当局へ説明をさせていただきましたが、社会福祉法人九十九里ホーム、社会福祉法人福德会、社会福祉法人東和福祉会の3者による広域的特別養護老人ホームの新設と増設で、既に県へ補助金申請がされたところがあります。町といたしましても、地元市町村として施設建設に向けた協力体制をとってまいります。あわせて、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

また、その他の重点施策といたしましては、介護予防教室、認知症予防施策等の介護予防事業や認知症家族の会・認知症ボランティア育成事業等の充実を図り、介護保険財政の健全運営に努めてまいります。

続いて、産業振興課関係事業についてであります。国は、農政の大転換となる戸別所得補償制度の平成23年度からの本格実施に向け、平成22年度に、その第一歩である戸別所得補償モデル対策を実施します。

戸別所得補償モデル対策のねらいは、自給率向上のために水田農業のてこ入れを行うこと

にあり、自給率向上のポイントとなる麦、大豆、米粉用米、飼料米などについて、シンプルでわかりやすい助成体系のもとに生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策をセットで行うものであります。特に、米戸別所得補償モデル事業にあつては、過去3年間の標準的な販売価格と標準的な生産に要する費用との差額1万5,000円を定額助成し、さらに、当年産の販売価格が標準を下回った場合には、変動部分として助成することとしており、この交付条件として生産調整の実施を掲げております。したがいまして、これまで以上に農業者自身が将来を展望して米づくりの方針を決定しなければならないこととなり、町といたしましては、制度の周知に努めているところであります。

次に、農業生産基盤整備関係についてであります。3年目となる県営経営体育成基盤整備事業篠本新井地区は、平成22年度も、稲刈り後から篠本工区112ヘクタールの圃場の大区画化を施工し、面工事は完了する予定と聞いており、営農面でも、各地区で集落営農法人設立やライスセンター建設のための準備が進められておりますので、町としても、引き続き地域の皆様と推進に努めてまいります。

また、同時に進められております国営両総農業水利事業の栗山川統合機場については、篠本新井、南条、多古支線に送水する吐水槽工事が8月から、第1調整池や導水路は10月から実施される予定と聞いております。

しかしながら、平成22年度の国の農林水産予算における農業農村整備事業費は概算2,129億円で、前年度に比較して3,642億円、63.1%の大幅な削減となったことから、関係する土地改良事業の予算配分にも影響があるものと憂慮しているところであります。

続きまして、道路整備事業についてであります。町の一体性の向上を図るために必要な東西方向の連絡道路でもある（仮称）長塚・北清水架橋取り付け道路整備事業と、現在、千葉県で進めている新栗嶋橋架橋、及び町が進めている取り付け道路整備事業の推進を図ってまいります。

また、宝米地先のⅠ-18号線、小田部から富下地先のⅡ-36号線、栗山地先のⅠ-12号線道路改良事業、並びに都市計画道路となっているⅠ-22号線、Ⅱ-10号線、Ⅰ-9号線道路改良事業も引き続き推進し、本町の骨格となる幹線道路網の形成に努めてまいります。

このほか、身近な生活道路の環境整備についても、引き続き行ってまいります。

次に、駅前広場整備事業についてであります。この事業は、平成22年度から新規事業としてまちづくり交付金を活用しての事業着手となり、向こう5年間、平成26年度末までの事

業期間として整備を行うこととなります。昨今の景気低迷等による税収の落込みに起因する国の事業仕分けにより、継続が危ぶまれたところでもありますが、予定どおりの事業認定が見込めるもので、平成22年度において必要な予算経費を計上させていただきました。

続きまして、教育課関係事業についてであります。平成22年度当初予算で予定しておりました統合給食センター整備事業が、政権交代による事業仕分けなどの影響により、事業採択が難しいとの通知が本年2月1日付でありました。

町では、この通知を受けて、直ちに財源確保のための交付金採択に向け、県のご指導をいただきながら方策を検討した結果、平成21年度予算において一部事業採択を受け、21、22年度の継続事業として実施することにより22年度においても採択の可能性があるということから、今議会に補正予算として提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。

国から示された22年度の国庫交付金執行方針によりますと、校舎等の耐震化事業に優先的な予算配分するとの方針が示され、他の事業については採択が難しいとのことでありました。

当町の給食センターは老朽化が著しいことから、安全な学校給食を提供する上でも、統合給食センター建設は先送りのできない事業であり、今後も、国や県へ積極的な働きかけを行い、採択に向け努力をいたしますが、非常に厳しい採択枠でありますので、国庫交付金事業として採択されない場合は、新年度において交付金相当額の財源を合併特例債に組みかえ、当初の目標である平成23年4月の統合給食センター供用開始を目指して事業推進を図りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、社会文化課関係事業についてであります。平成22年の成人式は、横芝中と光中の卒業生272名を対象に、町文化会館で行われましたが、厳粛ですばらしい式典となり、町の将来に大きな希望を持つことができました。

また、町内駅伝大会についても、小学生から一般まで68チーム、370名が参加して行われ、沿道の大勢の皆さんによる応援や日ごろの練習成果による区間新記録の達成などにより、大変盛り上がった大会となりました。事故もなく盛会裏のうちに終了することができたのは、体育協会、交通安全協会を初めとする関係者の皆様のご協力によるもので、心より感謝申し上げる次第であります。

次に、全国各地で上映されております映画「アンダンテ～稲の旋律～」についてですが、町内の小学校五、六年生と中学生合わせて1,200名を対象に、学校上映することとしました。この映画を通してふるさと意識の醸成を図るとともに、思いやりの心を育ててまいりたいと考えております。

平成21年度は、社会教育、社会体育施設並びに図書館の利用促進のほか、老朽化に伴う多くの修繕をしまいましたが、平成22年度におきましても計画的に修繕工事を進めるとともに、町民の皆さんが安心して使える施設管理と一層の利用促進に努力してまいります。

また、生涯学習事業におきましては、社会の変化に対応できるたくましい子供を育てるとともに、住民の自主的な文化・スポーツ活動などを支援し、だれもが、いつでも、関心あるテーマで学習活動に取り組める環境や、その成果を生かすことのできる環境づくりを進めてまいります。

最後に、東陽病院の運営状況についてご説明させていただきます。

まず初めに、MRI導入事業についてであります。建物の増築工事につきましては順調に進捗しており、今月末までには機器の搬入まで終了する予定で、その後、機器の細かな調整作業が行われますので、本格的な稼働は4月末ごろになる見込みとなっております。

次に、医師確保の状況についてであります。2月号の広報紙でご案内したとおり、整形外科医師1名を採用し2名体制となったことから、休診しておりました第2、第4金曜日の診療を再開したところであります。また、内科につきましても、昨年3月に退職した医師の補充ができず、常勤3名で診療を行ってまいりましたが、1名確保できる見込みとなりましたので、4月からは、内科4名、外科1名、整形外科2名、婦人科1名の8名体制で診療に当たる予定となっております。

今後、町民から信頼される公立病院として安定した診療体制を構築するためにも、医師、看護師等の確保に努めてまいります。

なお、平成22年度予算につきましては、MRIの導入により、患者数及び収益の確保を図るとともに、業務委託による経費の削減等、効率的な運営をすべく編成したところであります。詳細については後ほど説明させますが、予算の総額は、収益的収支予算で収入支出ともに11億9,766万円、資本的収支予算では、収入が1億2,552万7,000円、支出が1億8,983万1,000円を計上させていただきました。

以上、平成22年度における施策の一端を述べさせていただきましたが、来年度につきましても、職員一丸となり計画事業を推進してまいりますので、議員各位には、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新年度予算を初めとする関連諸議案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 施政方針の説明が終了しましたので、ここで休憩をします。

再開は11時15分。

(午前 11時04分)

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時15分)

○議長（野村和好君） 提案理由説明を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは、これより各議案の提案理由の説明を申し上げます。

別添の平成22年3月横芝光町議会定例会提案理由説明書をごらんいただきたいと存じます。

議案第1号の横芝光町立横芝中学校建設基金条例を廃止する条例の制定についてであります。本案は、横芝光町立横芝中学校建設基金条例の設置目的である横芝中学校の建設事業が平成21年度末をもって完了する見込みであることから、横芝光町立横芝中学校建設基金条例を廃止すべく提案するものであります。

議案第2号の千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。本案は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である組合立成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が平成22年3月31日に解散することにより組合の組織団体の数が減少することから、千葉県市町村総合事務組規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議すべく提案するものであります。

議案第3号の町道路線の認定及び廃止についてであります。本案は、私道の寄附、横芝駅南口駅前広場整備及び給食センター建設に伴う町道のつけかえに当たり、道路延長等に変更が生じることから、町道路線の認定及び廃止をする必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第4号の平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）についてであります。本案は、主要な歳入の決算見込み及び横芝中学校校舎等改築事業を初めとする主要事業の決算見込みに立った調整、並びに国の2次補正予算において創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金に係る町道舗装修繕事業及び小学校施設整備事業等に要する経費の追加のほか、子育て応援特別手当給付事業、学校給食センター改築事業、横芝光町学校施設等整備基金へ

の積み立て等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億2,500万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億8,052万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第5号の平成21年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、税負担の軽減策拡充や所得の減少及び見込み収納率による国民健康保険税の減額、交付決定等に基づく一般分療養給付費国庫負担金、退職被保険者療養給付費交付金及び基盤安定繰入金の調整、医療費動向による退職被保険者療養給付費等の調整、決定通知に基づく介護納付金の精算、特定健診、保健指導に係る一般会計繰出金の減額、東陽病院事業会計への繰出金の増額等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3,698万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,246万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第6号の平成21年度横芝光町介護保険特別会計予算（第2号）についてであります。本案は、保険給付費の実績見込みによる介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費等に係る調整に伴い、増額となる国・県及び社会保険診療報酬支払基金からの定率による義務負担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出予算それぞれ2,264万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億7,782万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第7号の平成21年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、前年度繰越金の歳入決算見込みによる増額及び維持管理費の歳出決算見込みによる減額、並びに歳入歳出決算見込みを考慮した結果による不用額の一般会計への返還により所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ150万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,230万9,000円とすべく提案したものであります。

議案第8号の平成21年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の中間納税、燃料費の重油単価減及び浄化槽施設改修工事の実施内容の変更等に伴い補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,446万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,250万円とすべく提案したものであります。

議案第9号の平成21年度横芝光町病院事業会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、運営費に係る国保特別調整交付金の交付決定に伴い、収益的収支予算に補正の必要が生じたため、収入に99万9,000円を追加し、収益的収入の総額を13億1,601万1,000円とす

ることと、医療器械の購入に係る国保調整交付金の交付決定に伴い、資本的収支予算に補正の必要が生じたため、収入支出それぞれ101万5,000円を減額し、資本的収入の総額を3億4,082万円、支出の総額を3億9,906万円とすべく提案したものであります。

議案第10号の平成22年度横芝光町一般会計予算議定についてであります。平成22年度予算は、扶助費や公債費等の義務的経費や施設維持費を初めとする経常的経費のほか、継続的に実施している事業に要する経費を中心に、平成21年度の執行状況や国の緊急経済対策等を踏まえた予算編成となるよう配慮した結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5,600万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、財源の根幹をなす町税が、個人所得の減少や企業収益の悪化により町民税で減収となるほか、新築家屋の増加による固定資産税の増額要因と平成22年度税制改正による影響額等に配慮し、予算額は24億2,930万1,000円を見込みました。

また、最大の財源であります地方交付税は、地域活性化・雇用等臨時特例費の創設等により国の地方交付税予算額が6.8%の増となったこと等から、予算額は26億6,000万円を見込みました。

このほか、特に地方特例交付金は、子ども手当の創設に伴う地方負担の増加等により5,830万円、国庫支出金は、学校給食センターの改築に係る安心・安全な学校づくり交付金の増加や、子ども手当の創設による子ども手当国庫負担金の増加等により11億8,541万7,000円、県支出金は、介護施設等の整備を助成する介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の増加等により5億6,795万3,000円、町債では、合併特例債を13億9,140万円、臨時財政対策債を5億円見込みましたが、なお不足する財源については、財政調整基金繰入金1億4,000万円を計上し、各事業推進のための財源といたしました。

歳出においては、町の根幹となる事業を優先的に行い、重点事業の緊急度などを考慮し、経常経費の節減合理化を図りながら地域振興基金積立事業や学校給食センター改築事業、東陽小学校屋内運動場改築事業、航空機騒音防止対策事業としての助成等を行うこととしております。

また、産業土木分野では、経営体育成基盤整備事業や広域営農団地農道整備事業の推進、町道Ⅱ-10号線道路改良事業、新栗鳴橋架橋取り付け道路整備事業、(仮称)長塚・北清水橋架橋取り付け道路整備事業を初めとする幹線道路網の整備を図るべく予算計上しました。

その他、学校教育、社会体育、生涯学習の充実、地域福祉、地域医療の充実、消防防災基盤の整備などを加え、第1次総合計画における諸施策の推進を図るべく予算編成をしたとこ

ろであります。

議案第11号の平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計予算議定についてであります、平成22年度予算として、歳入歳出ともに34億1,100万円を計上したものであります。

歳入においては、被保険者の負担軽減の拡充及び景気低迷による所得の落ち込みに伴う国税減収の補てん措置として、平成21年度に引き続き、一般会計からの法定外繰入金として3,000万円を、財政調整基金繰入金として4,000万円を計上しました。このほか、前期高齢者交付金に4億7,400万円、高額医療費に係る共同事業交付金に3億8,800万円、療養給付費負担金や調整交付金等の国庫支出金に9億7,864万2,000円、県支出金に1億8,655万4,000円をそれぞれ計上したところであります。

歳出においては、最近の医療費動向を参考として、保険給付費を対前年4%増の21億7,324万5,000円計上したほか、後期高齢者支援金に4億5,941万円、高額医療費の共同事業拠出金に4億3,327万6,000円、介護納付金に2億1,560万円をそれぞれ計上しました。また、3年目を迎えた特定健診、保健指導についても、健康管理課と連携を図りながら実施すべく、必要な経費2,241万4,000円を保健事業費において計上したところであります。

議案第12号の平成22年度横芝光町老人保健特別会計予算議定についてであります、平成22年度予算として、歳入歳出ともに100万円を計上したものであります。

老人保健特別会計につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、老人保健制度が平成19年度で終了しましたが、平成22年度においても医療給付費の精算や国県支払基金等に係る収支等が行われるため、これに必要な予算措置をしたものです。

歳入歳出とも、精算すべき平成20年3月診療分までの医療費に対する交付金、支出金、一般会計繰入金及び医療諸費等を計上し、前年度当初予算と比較して、額で600万円、率では85.7%の減額となりました。

議案第13号の平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算議定についてであります、平成22年度予算として、歳入歳出ともに2億2,100万円を計上したものであります。

歳入においては、後期高齢者医療広域連合におきまして保険料率の改正が予定されており、徴収率を特別徴収分100%、普通徴収分96%と見込み、さらに、低所得者や被用者保険の被扶養者に係る保険料の軽減措置の延長等により、1億4,360万円の後期高齢者医療保険料を算出しました。このほか、一般会計繰入金として事務費繰入金927万2,000円、及び保険料軽減分を公費補てんする保険基盤安定繰入金6,381万1,000円を計上しました。

歳出においては、その94%を占める後期高齢者医療広域連合納付金に、歳入の保険料と保

険基盤安定繰入金を合わせた2億741万1,000円を計上したところであります。また、後期高齢者の健康診査事業については、平成22年度から本特別会計で予算措置を行うこととし、328万1,000円を計上いたしました。

議案第14号の平成22年度横芝光町介護保険特別会計予算議定についてであります。平成22年度予算として、歳入歳出それぞれ16億4,060万円を計上したものであります。

歳入においては、保険料を2億6,025万7,000円としたほか、保険給付費から推計し、国庫支出金を3億7,416万1,000円、支払基金交付金を4億5,693万5,000円、県支出金を2億3,243万8,000円見込みました。また、町一般会計からは、町介護給付費準備基金繰入金2,754万3,000円も含め、3億1,373万7,000円を繰り入れることとしております。

歳出においては、保険給付費を前年度の実績等から推計し、前年度当初予算対比で7.98%増の15億679万2,000円を計上いたしました。この保険給付費の中には、介護予防サービス給付費5,194万7,000円、高額介護サービス費2,313万9,000円、特定入所者介護サービス費7,177万3,000円を計上しております。

また、地域支援事業費4,857万5,000円には、生活機能評価事業費として1,081万5,000円、横芝光町地域包括支援センター運営委託料として1,820万3,000円を計上し、介護予防事業のさらなる推進を図ろうとするものであります。

議案第15号の平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算議定についてであります。平成22年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,370万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、受益者分担金滞納繰越分を6,000円、農業集落排水処理施設使用料は新規接続等を見込み878万6,000円、前年度繰越金は平成21年度からの余剰金として100万円を見込んだほか、町一般会計より4,390万5,000円を繰り入れることとしております。

歳出においては、木戸台地区と中台地区の農業集落排水処理施設の運営経費として職員給与等の総務費815万6,000円、汚水処理施設の維持管理に要する経費として委託費、修繕費及び汚泥処理手数料等884万5,000円を計上したほか、農業集落排水事業債の償還に係る公債費3,569万9,000円と予備費100万円を計上しました。

議案第16号の平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算議定についてであります。食肉センターの経営は、施設改修工事の実施及び経常経費等の増加により厳しい経営環境にありますが、独立採算性を堅持し、長期にわたり安定した経営を目指し予算編成した結果、歳入歳出ともに1億9,300万円を計上したものであります。

歳入の大宗をなす事業収入は、屠畜頭数を、豚は前年度と同じ13万頭、牛は、平成13年10月以降、屠畜制限しておりました乳廃用牛について、平成22年度から一部再開されるため、前年度から500頭増の4,000頭を見込みました。

歳出においては、平成19年度から3カ年計画で事業着手した施設改修工事が完了したことから通年ベースの予算計上となりましたが、平成22年5月に創業100年を迎えることから記念事業費を計上したほか、施設の適正な稼動が図れるよう維持管理経費に重点を置き予算措置したところであります。

議案第17号の平成22年度横芝光町病院事業会計予算議定についてであります。病院経営を取り巻く環境は依然厳しい状況ではありますが、今年4月の診療報酬改定は10年ぶりに引き上げが予定されていることや、MRIを導入したことにより患者数及び収益の確保を見込むとともに、業務委託による経費の削減等、効率的な運営を行うことにより、町民に信頼され、地域に密着した医療を展開すべく予算編成をしたところであります。

予算の総額は、収益的収支予算で収入支出ともに11億9,766万円、資本的収支予算では、収入が1億2,552万7,000円、支出が1億8,983万1,000円を計上いたしました。

収益的収支予算では、収入の根幹となる医業収益で、1日平均の患者数を入院で76人、外来で175人を見込み計上し、支出については、必要最小限の経費を計上したところであります。

資本的収支予算では、収入で空調設備改修工事設計に係る企業債及び一般会計繰入金等を計上し、支出では、老朽化に伴う空調設備改修工事設計委託料、及び医療器械等の更新並びに企業債償還金を計上いたしました。

報告第1号の専決処分の報告（和解及び損害賠償の額の決定について）であります。本案は、平成21年11月7日の午後に横芝光町立図書館ギャラリーで発生した展示物の毀損に関し、被害者との間に損害賠償額4万8,500円で示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により、これを議会に報告すべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、教育課長。

〔教育課長 林 英次君登壇〕

○教育課長（林 英次君） ご苦労さまでございます。

それでは、私から議案第1号、横芝光町立横芝中学校建設基金条例を廃止する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

まず、説明資料でございますけれども、この2つでございます。よろしいでしょうか。

それでは、ピンクのほうの部分に基づきまして、議案第1号をご説明させていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 横芝光町立横芝中学校建設基金条例を廃止する条例の制定について。

横芝光町立横芝中学校建設基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年3月5日提出。横芝光町長、佐藤晴彦。

3ページをお開きいただきたいと思います。

横芝光町立横芝中学校建設基金条例を廃止する条例。

横芝光町立横芝中学校建設基金条例（平成18年横芝光町条例第62号）は、廃止する。

本案につきましては、横芝光町立横芝中学校建設基金条例の設置目的であります、横芝中学校の建設に伴う関係工事が平成21年度末をもって完了する見込みであることから、本基金条例を廃止すべく制定したものであります。

なお、附則の1では、施行期日を平成22年3月31日から施行する。

また、2では、基金廃止に伴い、関係する横芝光町の基金の処分の特例に関する条例の一部を改正するというものであります。

それでは、お手元の、今度は黄色になりますけれども、新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思います。

現行のアンダーラインの第2条中第5号、横芝光町立横芝中学校建設基金条例を、改正案ではこれを削り、第6号を第5号とし、第7号から次のページの第15号までを1号ずつ繰り上げるというものであります。

以上でございます。慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔教育課長 林 英次君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第2号について、総務課長。

〔総務課長 小堀正博君登壇〕

○総務課長（小堀正博君） それでは、議案第2号につきまして補足説明をさせていただきます。

す。

議案つづりの5ページをごらんください。

議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

本案につきましては、千葉県市町村総合事務組合の組織団体であります組合立国保成東病院と鴨川市南房総市環境衛生組合が平成22年3月31日をもちまして解散することにより、組合を組織する団体の数の減少、及びこのことに伴います組合同規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定によりまして関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決が必要になることから、提案をさせていただいたものでございます。

7ページをごらんください。

規約の一部改正は、組合の構成団体であります別表第1と、事務を共同処理する団体でございます別表第2から、それぞれ組合立国保成東病院と鴨川市南房総市環境衛生組合を削除するというものでございます。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 小堀正博君降壇〕

○議長（野村和好君） 続いて、議案第3号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 瀬理和夫君登壇〕

○都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、私のほうから議案第3号 町道の認定及び廃止につきましての補足説明を申し上げます。

最初に、ピンクの議案つづりの9ページをごらんください。

道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定し、及び廃止するものでございます。

最初に、認定路線からご説明をさせていただきます。

このピンクの11ページをごらんください。また、関係資料、これは黄色の表紙になりますけれども、7ページ、この両方をごらんになりながらお聞きください。

今回の認定につきましては、4路線でございます。

整理番号1、2のB245号線及びB246号線につきまして、この場所につきましては、旧横芝上町青年館の西側に当たりまして、旧横芝町時代から私道の寄附の手続きを行っておりまして、今回、すべて登記まで完了いたしましたので、認定を行うものでございます。

整理番号1の路線名B245号線でございますが、起点は横芝光町横芝字真砂508-3から、

終点がやはり字真砂505-20、延長が72.98メートル、幅員につきましては3.6メートルから6メートルでございます。

また、整理番号2の路線名B246号線につきましては、やはり字真砂508-1から字真砂509-3、延長につきましては41.2メートル、幅員につきましては4メートルから5メートル40でございます。

続きまして、整理番号3のC005号線につきましては、黄色の関係資料につきましては9ページとなります。

平成22年度から駅前の広場整備を国の交付金で予定しており、認定することが条件となっておりまして、全路線を一たん廃止いたしまして、新たに駅前整備を加えて認定するものでございます。

整理番号3のC005号線、横芝光町横芝字喜志台1,444-2からやはり喜志台1,350-5、延長は583.33メートル、幅員は3.6メートルから52.5メートルでございます。

最後に、整理番号4のG172号線についてであります、関係資料につきましては11ページになります。

平成22年度から給食センターの建設に当たりまして、給食センター予定地周りが現在はダブルで認定されておりまして、従来の路線を廃止して、今回、1路線として認定をしようとするものでございます。

整理番号の4でございますが、路線名はG172号線、起点は横芝光町宮川字堀ノ内2,309-1、終点は、横芝光町宮川字小橋戸12112-1、延長は656.44メートル、幅員は4メートルから8.7メートルでございます。

続きまして、廃止路線のご説明をさせていただきます。

整理番号1のC005号線につきましては、関係資料13ページになりますけれども、駅前から栗山川に至る路線でございます。

整理番号1の路線名C005号線、起点は横芝光町横芝字喜志台1,444-2、終点が横芝光町横芝字喜志台1,355-2、延長は538.48メートル、幅員は3.6メートルから10.48メートルでございます。

また、整理番号2、3、関係資料につきましては15ページになります。新しい給食センター予定地から県道横芝停車場白浜線の区間でございます。

まず、整理番号2の路線名G172号線でございますが、起点は横芝光町宮川字堀ノ内2,309-1、終点が横芝光町宮川字小橋戸12112-1、延長は622.53メートル、幅員は4メートル

から8.7メートル。

また、整理番号3のG283号線、起点は横芝光町宮川字小橋戸12116-4、終点は横芝光町宮川字小橋戸12112-1、延長は158.05メートル、幅員につきましては6メートルでございます。

以上で議案第3号 町道路線の認定及び廃止について補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[都市建設課長 瀬理和夫君降壇]

○議長（野村和好君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩をします。

再開は午後1時ちょうどでお願いします。

(午前11時56分)

○議長（野村和好君） それでは、会議を再開します。

(午後 1時00分)

○議長（野村和好君） 議案第4号について、企画財政課主幹。

[企画財政課主幹 高蝶政道君登壇]

○企画財政課主幹（高蝶政道君） それでは、議案第4号 平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

資料につきましては、別冊になっております平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）のつづりをごらんいただきたいと思います。補正予算のつづりになっておりますので、よろしくお願い致します。

まず、表紙1ページをごらんください。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,500万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億8,052万4,000円とするものであります。

3月補正につきましては、事業の確定等に合わせました減額補正となるケースが多いものですが、本年度は、国の緊急経済対策による2次補正予算に伴い、町予算も増額の補正となっております。

それでは、歳入からご説明いたします。

12ページをごらんください。

1款町税であります。景気の後退などにより、1項町民税、2目法人分の現年課税分を

1,500万円の減額といたしました。

また、4項1目町たばこ税につきましても、消費の低迷により、80万円の減額としたところであります。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金は、実績見込みによりまして100万円の増額といたしました。

8款1項1目自動車取得税交付金及び2目旧法による自動車取得税交付金は、自動車取得税のエコカー減税や自動車販売台数の落ち込みなどにより、ここに記載のとおり、それぞれ減額補正といたしました。

12款分担金及び負担金と13款使用料及び手数料は、それぞれ実績の見込みに基づく減額であります。

13ページをごらんください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、実績見込み及び補助金交付決定通知に基づく増減のほか、子ども手当支給に伴うシステム改修費462万円を計上いたしました。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億3,715万3,000円は、市町村合併推進体制整備補助金の増額のほか、国の2次補正に係る地域活性化・きめ細かな臨時交付金と公共投資臨時交付金等を計上いたしました。

なお、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業につきましては、歳出予算でご説明いたしますが、年度末の補正でありますので、すべて翌年度への繰り越し事業としております。

2目民生費国庫補助金のうち子育て応援特別手当交付金の減につきましては、子ども手当の創設に伴い、事業廃止となったことによる減額計上であります。

4目土木費国庫補助金2,455万円の減額は、事業費の実績見込みに伴う減額であります。

5目教育費国庫補助金1,841万3,000円の減額は、事業費の確定や国の1次補正による地域活性化・経済対策臨時交付金事業への繰りかえなどによる減額であります。

14ページ、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金1,523万1,000円の増額は、交付額の確定に伴う国民健康保険基盤安定負担金の増額が要因であります。

14ページから15ページにかけて記載の2項県補助金2,364万6,000円の減額や、3項委託金499万4,000円の減額につきましては、それぞれ各事業の実績見込みにより計上したものであります。

16ページをごらんください。

17款1項寄附金、1目一般寄附金13万1,000円の増額は、ふるさと納税4件の実績に基づき計上したものであります。

18款繰入金、1項特別会計繰入金や2項基金繰入金の補正は、それぞれ事業費の確定によるものであります。

17ページをごらんください。

20款諸収入、5項2目雑入、1節空港周辺対策交付金4,102万5,000円の減額は、住宅防音工事などの実施件数が当初の見込みより下回ったことによる減額であります。

また、4節雑入1,119万円の増額につきましては、説明欄に記載のそれぞれの実績見込みによるものであります。

21款1項町債は、ここに記載のそれぞれの事業費の実績見込みによる補正計上であります。次に、歳出のご説明をいたします。

18ページをごらんください。

1款1項1目議会費194万7,000円の減額は、期末手当の支給率改定が主な要因であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,436万7,000円の減額は、副町長などの給与を計上してありましたが、年度中の任命がなかったため、減額するものであり、また、一般職給与費につきましても、期末手当及び勤勉手当の支給率改定が主な減額要因であります。

なお、各款に計上してあります職員給与費につきましても、同様の減額要因によるものでございますので、以後の説明は省略させていただきますのでご了承ください。

19ページをごらんください。

5目財政管理費1億2,403万1,000円の増額は、決算見込みを勘案し、財政調整基金への積み立てを行うものであります。

7目財産管理費のうち本庁舎維持管理事業3,695万4,000円の減額は、電話交換機交換工事、庁舎高圧受電設備交換工事及び合併処理浄化槽切りかえ工事の実績見込みによるものであります。

20ページをごらんください。

9目地域安全対策費358万8,000円の増額は、説明欄中段やや下に記載の防犯灯設置事業525万円が主な要因であります。これにつきましては、歳入で説明いたしました国の2次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として翌年度への繰り越し事業として実施するものであります。老朽化している防犯灯をLEDに交換するもので、100基程度の設置を予定しております。

11目空港対策費5,495万円の減額は、20ページから21ページにかけて記載の各事業の実績見込みにより減額するものであります。

22ページをごらんください。

3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、23ページ一番上に記載の戸籍総合システム賃借料106万9,000円の減額は、新システム導入に伴うものであります。

24ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄の国民健康保険特別会計繰出金2,561万6,000円の増額は、基盤安定負担金や出産育児一時金の増額によるものであります。

2目老人福祉費のうち、25ページ、説明欄上段に記載の介護保険特別会計繰出金215万4,000円の増額は、介護給付費負担金の増が主な要因であります。

3目障害者福祉費1,138万2,000円の減額は、説明欄に記載の各事業の実績見込みに基づく増減によるものであります。

26ページをごらんください。

5目後期高齢者医療費809万7,000円の減額は、千葉県後期高齢者医療広域連合への負担金額の確定によるものであります。

27ページをごらんください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄の子ども手当事務費462万円は、子ども手当支給に伴う電算システム改修委託料を計上したものであります。

2目児童措置費2,678万4,000円の減額は、子ども手当の創設に伴い、子育て応援特別手当給付事業が廃止となったことが主な要因であります。

4目保育所費のうち、28ページ、説明欄一番上に記載の町内保育所給食室整備設計管理委託料410万8,000円の減額は、横芝地域の各保育所の給食事業について、構造改革特別区域申請により、自園給食の規制が緩和される見込みとなったことによるものであります。

28ページから30ページにかけて記載の4款衛生費、1項保健衛生費は、説明欄に記載の各事業の実績見込みにより減額するものであります。

32ページをごらんください。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費のうち33ページ、説明欄中段に記載の北清水排水機場管理事業2,054万9,000円は、稼働開始から17年が経過した800ミリポンプの改修をきめ細かな臨時交付金事業として実施するものであります。

次に、34ページから35ページにかけて記載の6款商工費は、説明欄に記載の各事業の実績

見込みにより減額するものであります。

36ページをごらんください。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費のうち、37ページ、説明欄中段に記載の舗装修繕事業5,000万円、その下の排水整備事業1,000万円、その2つ下の町道Ⅱ-23号線道路改良事業1,300万円につきましては、きめ細かな臨時交付金事業として実施するものであります。

39ページをごらんください。

8款1項消防費、2目非常備消防費118万2,000円の増額は、消防団新入団員等の活動服などの購入費であります。

3目消防施設費、説明欄に記載の施設整備事務費379万8,000円は、消火栓の新設4カ所、その下の防火水槽設置事業189万円は、防火水槽のふたかけ工事を行うものでありまして、いずれもきめ細かな臨時交付金事業として実施するものであります。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費のうち、40ページ、説明欄の一番上に記載の学校施設等整備基金積立金4億7,300万円は、横芝中学校移転改築事業の完了に伴い、横芝中学校建設基金の剰余金を原資として積みかえるものであります。

なお、横芝中学校建設基金条例につきましては、その目的が達成されましたことから、本議会へ廃止条例案を提案させていただいております。

40ページ、2項小学校費、1目学校管理費、説明欄一番下の小学校施設整備事業のうち、41ページ、説明欄中段に記載の施設改修工事2,538万9,000円は、きめ細かな臨時交付金事業として日吉及び南条小学校の屋内運動場や上堺小学校の揚水ポンプ及び横芝小学校の2階渡り廊下の改修工事を行うものであります。

43ページをごらんください。

5項社会教育費、3目共同利用施設費、説明欄の文化会館維持管理事業の施設改修工事99万8,000円は、きめ細かな臨時交付金事業として駐車場の区画線の引き直し等を行うためのものであります。

4目図書館費のうち、44ページ、説明欄上段に記載の施設改修工事315万円は、図書館屋上の修繕工事を行うため、きめ細かな臨時交付金事業として計上したものであります。

6項保健体育費、2目体育施設費、説明欄の光スポーツ公園一般管理事業及び横芝ふれあい坂田池公園一般管理事業の施設整備工事費、各500万円につきましても、きめ細かな臨時交付金事業として遊具を設置するためのものであります。

45ページをごらんください。

3目学校給食費、説明欄一番下の学校給食センター改築事業のうち、46ページ、説明欄一番上の施設整備工事費として1,555万7,000円を計上いたしました。本事業につきましては、平成22年度に本体工事に着手する予定でありましたが、国の平成21年度予算に若干の余裕が生じ、安全・安心な学校づくり交付金の交付が見込めることとなりましたので、平成21年度から2カ年の継続事業として実施することとしたものであります。

なお、継続費の追加補正につきましては、6ページをごらんください。

9款教育費、6項保健体育費の学校給食センター改築事業として、平成21年度から22年度まで総額8億3,164万3,000円の継続費を追加するものであり、年割額は記載のとおりであります。

最後に、先ほどからご説明いたしております地域活性化・きめ細かな臨時交付金の対象事業につきましては、実際の事業実施は22年度に行うこととなっております。このため、予算の繰り越しの手続を行う必要がありますが、7ページをごらんください。第3表といたしまして、こちらに繰越明許費が記載してあります。ただいま申し上げました地域活性化・きめ細かな臨時交付金対象事業のほか、補助金等の交付決定のおくれから執行を見合わせていた事業や執行状況を踏まえ、翌年度への繰り越しとして実施するものを記載しております。

また、8ページをごらんください。

第4表地方債補正は、事業の実績見込みに合わせ、限度額の変更を行うものであります。

以上で平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課主幹 高蝶政道君降壇〕

○議長（野村和好君） 議案第5号について、住民課長。

〔住民課長 海保清一郎君登壇〕

○住民課長（海保清一郎君） それでは、議案第5号 平成21年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について補足説明いたします。

資料は、平成21年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の冊子をごらんいただきたいと思っております。

それでは、1ページをごらんください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,698万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,246万4,000円とするものでございます。

次は、6ページをごらんください。

まず歳入ですが、1款国民健康保険税3,120万円の減額であります。課税調定額の減額及び見込み収納率により調整し、1目一般被保険者国民健康保険税3,000万円、2目退職被保険者国民健康保険税120万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金4,770万円の減額は、交付申請による調整であります。

同じく、4款2項国庫補助金、1目財政調整交付金78万5,000円の増額は、東陽病院の施設整備に伴い、病院会計への繰り出しに充てる交付金であります。

5款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金3,264万5,000円の減額は、退職被保険者の医療費に対する診療報酬支払基金からの交付金で、これは変更交付決定に基づく調整であります。

9款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金46万5,000円は、財政調整基金の利息でございます。全額を基金に積み足すものであります。

次に、7ページをごらんください。

10款繰入金2,561万6,000円の増額は、国保税の軽減分等の補てんのための繰り入れである基盤安定繰入金であります。これは交付決定に基づく調整であります。また、出産育児一時金456万円の減額は、国保被保険者の出産件数が当初見込みの75件を下回る動向であるため、減額調整を行うものであります。

11款繰越金は4,769万8,000円でありまして、前年度繰越金でありまして、財源調整のための計上であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費37万7,000円の減額は、人事院勧告による給与改定等による職員給与及び手当の調整であります。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費600万円の減額、9ページの2項高額療養費、2目退職被保険者高額療養費400万円の減額は、いずれも退職被保険者の減少など、医療費動向によるものであります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金640万円の減額は、国保被保険者の出産件数の見込みに基づくものであります。

6款介護納付金、1項1目介護納付金1,959万9,000円の減額は、診療報酬基金からの交付

決定に基づく調整であります。

9款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金46万5,000円の増額は、基金利息を積み立てるものであります。

11款諸支出金、3項1目一般会計繰出金285万5,000円の減額は、平成20年度にスタートした特定健診、保健指導を健康管理課に実施委託するための一般会計繰出金の調整であります。

10ページになりますが、2目直営診療施設勘定繰出金178万5,000円の増額は、東陽病院の施設整備に係る国・県の調整交付金であります。

以上が平成21年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての補足説明であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

〔住民課長 海保清一郎君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第6号について、福祉課長。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

○福祉課長（山本照男君） 議案第6号 平成21年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の第2号をごらんください。

1ページでございます。

今期補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,264万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億7,782万2,000円とするものでございます。

主なものといたしましては、実績見込みに基づく介護保険料に係る補正、介護給付費の増減に伴う関係費目についての補正、地域支援事業費の減額に伴う関係費目についての補正でございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

6ページをごらんください。

歳入のご説明を申し上げます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料750万4,000円の減額につきましては、毎月の調定額から実績見込みを推計し、減額計上としたものであります。

減額理由といたしましては、65歳以上の被保険者で年金から天引きとなっている方々の減少で、死亡等による減少が主なものでございます。

なお、65歳に達成された方々につきましては、システム上、即日、年金から保険料を天引きすることができず、しばらくは納付書による普通徴収者となりますことから、65歳で被保険者になりましても、すぐに特別徴収者にならない、つまりふえないという構造になっております。したがって、特別徴収保険料が減額補正となったものでございます。

次に、2節現年度分普通徴収保険料433万5,000円の追加につきましては、12月までの賦課実績と1月から3月までの65歳到達者等を勘案して補正計上するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、3目地域支援事業手数料、2節包括的支援事業・任意事業手数料11万円の減額につきましては、高齢者見守り配食サービスの利用者の減少による減額補正でございます。

内訳といたしましては、21年度当初において、利用者107人と見込んで計上いたしましたが、実績及び実績見込みにより、23人減少の84人となり、減額補正したものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分184万7,000円の減額、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分調整交付金614万6,000円の追加、2目地域支援事業交付金の介護予防事業分、1節現年度分24万5,000円の減額、3目地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分、1節現年度分の39万1,000円の追加につきましては、12月までの給付実績と1月から3月までの給付を見込み、制度に基づいてそれぞれ補正計上したものでございます。

また、2節過年度分104万円の減額につきましては、国・県等から実績を超えて交付された分について、制度に基づき、変更申請額に合わせて補正するものでございます。

続きまして、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費負担金、1節現年度分293万円の減額、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分29万4,000円の減額につきましても、12月までの給付実績とこれからの給付見込みを立て、制度に基づき、支払基金への変更申請額に合わせて減額補正するものでございます。

続いて、7ページをごらんください。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分497万9,000円の追加、3項県補助金、1目地域支援事業交付金の介護予防事業分、1節現年度分12万3,000円の減額、及び2目地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分の1節現年度分19万6,000円の追加につきましては、12月までの給付実績と1月から3月までの給付額を見込み、制度に基づき、県への変更申請額に合わせてそれぞれ補正計上したものでございます。

また、2節過年度分51万9,000円の減額につきましては、国庫支出金同様に、実績を超え

て交付された県補助金につきまして、制度に基づき、変更申請額に合わせて減額補正するものでございます。

次に、6款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金47万5,000円につきましては、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子を計上したものであります。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分357万1,000円につきましては、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、特定入所者介護サービス給付費にそれぞれ補正の必要が生じたため、制度に基づき補正計上するものであります。

2目地域支援事業繰入金、1節介護予防事業12万2,000円の減額、2節包括的支援事業・任意事業105万2,000円のうち説明欄の現年度分19万6,000円につきましては、国県支出金同様に、12月までの給付実績と1月から3月までの給付額を見込み、制度に基づき、変更申請額に合わせてそれぞれ補正計上したものでございます。

なお、説明欄の過年度分85万6,000円につきましては、町から追加交付を受けるため、制度に基づき補正計上したものでございます。

3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金44万9,000円の減額は、給与改定によるものであり、2節事務費繰入金189万8,000円の減額につきましては、要介護認定に係る主治医意見書作成手数料と要介護認定調査委託料の利用が利用実績から判断して減少する見込みとなりましたので、それぞれ減額補正するものでございます。

なお、2項1目基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金につきましては、当初予算において1,192万3,000円の基金取り崩しを予定していたところですが、前年度繰越金により財源が確保される見通しとなりましたので、減額するものでございます。

8ページをごらんください。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、1節第1号被保険者保険料軽減分繰入金350万5,000円につきましては、昨年4月の介護報酬改定に伴う保険料の上昇を軽減するためのものであり、国からの交付金を原資として造成いたしました本件基金から21年度分を繰り入れるため補正計上したものであります。

2節その他経費繰入金1万円につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金の広報用の経費として措置されることから、関係経費に充当するため、制度に基づいて補正計上したものでございます。

9款1項1目1節繰越金2,698万5,000円につきましては、前年度の最終繰越金であります。

以上、歳入補正総額は2,264万1,000円でございます。

歳出についてご説明を申し上げます。

9ページでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費44万9,000円の減額は、職員の給与改定に伴う人件費の調整でございます。

3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、12節役務費96万1,000円の減額、及び委託料93万7,000円の減額は、主治医意見書作成手数料、要介護認定調査委託料について、4月から12月までの認定状況に基づき減額補正するものであります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金4,081万8,000円の追加は、各種サービス給付費の費目ごとに4月から12月までの支給実績と1月から3月までの給付額を見込み、さらに前年度実績を加味した中で補正計上したものであります。

10ページをごらんください。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、19節負担金補助及び交付金590万7,000円の減額ですが、各種予防サービスの給付の費目ごとに4月から12月までの実績と今後の給付額を見込み、減額補正するものであります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、12節役務費6万1,000円の減額は、2項の介護予防サービスの減額に伴い、国保連合会へ支払う審査支払手数料を減額するものでございます。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、19節負担金補助及び交付金201万2,000円につきましては、1項、2項同様に、高額介護サービス費の4月から12月までの実績と今後の給付額を見込み、さらに前年度実績を加味した上で推計し、増額補正するものであります。

11ページをごらんください。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、19節負担金補助及び交付金826万9,000円の減額につきましても、4月から12月までの支給実績と今後の給付額を見込み、減額補正するものでございます。

4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金343万6,000円は、介護給付費準備基金の利息44万2,000円と、前年度繰越金のうち未充当分299万4,000円の合計343万6,000円を基金へ積み立て、今後の介護保険運営に充てようとするものでございます。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金3万6,000円につきましては、昨年4月の介

護報酬改定による保険料の上昇を抑えるため、国からの交付金を原資として基金を造成しましたが、この利息を積み立てるものでございます。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費77万6,000円の減額につきましては、計画に対し利用が下回ったことによる減額補正と、3目生活機能評価事業247万7,000円の減額につきましても、受診者の実績による減額補正でございます。

12ページをごらんください。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費であります。これは、国・県との調整に基づく地域支援事業費の財源振りかえであります。

2目任意事業費、13節委託料291万3,000円の減額は、高齢者見守り配食サービス、家族介護用品支給事業の利用者が当初見込みと比べ伸びなかったことによる減額補正であります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料91万1,000円の減額につきましては、地域支援事業にかかわる国・県補助金が実績を超えて交付されたことにより、制度に基づき、これを償還するため補正計上したものでございます。

以上、補正総額は2,264万1,000円となるものでございます。

13ページ以降は給与費明細でございますので、後ほどごらんください。

これをもちまして介護保険特別会計補正予算の補足説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

○議長（野村和好君） 議案第7号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 林 新一君登壇〕

○産業振興課長（林 新一君） 平成21年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案第7号の別冊のつづりをお願いいたします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,230万9,000円と定めるものでございます。

2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正、並びに4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は、後ほどご確認をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入でございます。

4款1項1目繰越金でございますが、前年度からの繰越金の全額を見込んだところでございます。

続きまして、7ページ歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、農業集落排水事業特別会計全体の決算見込みを行った結果、200万円を一般会計へ返還すべく計上したものでございます。

2款1項1目維持管理費は、49万1,000円の減額となっております。需用費で光熱水費の実績見込みによる減額が9万8,000円、役務費の手数料では、水質測定器の更正手数料が更正項目の精査により9万5,000円の減額、発生汚泥コンポスト化手数料では、処理量の減少から15万6,000円の減額、脱水汚泥分析手数料では、農林水産省によりサンプル検査が行われたため、21年度は町の独自分析は行わないこととし、8万9,000円の減額となり、役務費全体では34万円の減額となっております。

委託料では、汚泥資源化業務委託料が安価に契約できましたことから、5万3,000円の減額となっております。

以上、平成21年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔産業振興課長 林 新一君降壇〕

○議長（野村和好君） 議案第8号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 土屋文雄君登壇〕

○食肉センター所長（土屋文雄君） それでは、平成21年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第4号）、議案第8号の補足説明をさせていただきます。

議案第8号のつづりをお願いいたします。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,446万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,250万円とするものでございます。

4ページをお願い申し上げます。

第2表地方債の補正でございますが、食肉センター整備事業債を1,000万円減額し3,000万円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げますので、6ページをお願い申し上げます。

1款1項1目事業収入に914万円を追加し1億8,990万4,000円とするものでございます。

1節センター使用料914万円は、豚の屠畜頭数が2月末現在、対前年と比較いたしまして

1万8,397頭の増でございまして、15万1,237頭と増頭傾向にあります。このため、財源充実に充てるため、説明欄記載のとおり、1万頭の増頭を見込むものでございます。

3款1項1目利子及び配当金は、基金利子38万1,000円を追加し38万2,000円とするものでございます。

4款1項1目財政調整基金繰入金は、1,500万円を減額し7,200万円とするもので、浄化槽の改修方法を変更したための減額でございます。

5款1項1目繰越金は、101万9,000円を追加し2,474万5,000円とするものでございます。

7款1項1目食肉センター整備債は、施設改修事業費の該当事業費が減額となったことから、1,000万円を減額し3,000万円とするものでございます。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

7ページをお願い申し上げます。

1款1項1目一般管理費に3万6,000円を追加し1億57万1,000円とするものでございます。説明欄に記載のとおり、賃金で60万円を減額するもので、これにつきましては、臨時採用期間を10月採用から1月採用に変更したための減額でございます。

その下、27節公課費は消費税に関するもので、平成21年度課税期間分の間納税が発生するため、63万6,000円を追加するものでございます。

続きまして、2款1項1目施設管理費は、437万7,000円を減額し7,100万8,000円とするものでございます。説明欄記載のとおり、11節需用費、燃料費関係でございますが、250万円を減額するものでございます。これにつきましては、ボイラー用のA重油が安値で推移したこと等による実績見込みによって減額でございます。

16節の原材料費で187万7,000円の減額は、浄化槽の機能改善が図られたことにより、薬剤費を減額するものでございます。

2目の施設整備費は、1,050万円を減額し1億6,092万3,000円とするものでございます。説明欄に記載のとおり、15節工事請負費1,050万円を減額するもので、浄化槽の改修手法を変更したことによります減額でございます。

4款1項1目積立金は、財政調整基金として38万1,000円を追加し38万2,000円とするものでございます。

なお、平成21年度末の基金保有高は5,946万6,000円となる見込みでございます。

以上、簡単でございますが、議案第8号の説明といたします。慎重審議の上、可決承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 土屋文雄君降壇〕

○議長（野村和好君） 続いて、議案第9号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、議案第9号の横芝光町病院事業会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

資料は、補正予算書、議案第9号と書かれたものをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをお願いいたします。

第2条に記載のとおり、収益的収入及び支出予算の補正額でございますが、収入の既決予定額13億1,501万2,000円に99万9,000円を追加し13億1,601万1,000円とするものでありまして、収入のみの補正を予定しております。

続きまして、第3条に記載いたしました資本的収入及び支出予算でございますが、収入の既決予定額3億4,183万5,000円から101万5,000円を減額し3億4,008万2,000円として、支出では、4億7万5,000円から101万5,000円を減額し3億9,906万円とするものでございます。

なお、資本的収入及び支出予算で、収入が支出に対して不足をいたします5,824万円は、当年度分の損益勘定留保資金から補てんするものといたします。

それでは、詳細につきましては、3ページの補正予算説明書に基づきまして説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出予算の収入の補助金をごらんください。

補正前の1,000円に99万9,000円を追加し100万円とするものでございますが、これは、病院の運営費補助金として国保調整交付金の交付が決定したことによります増額補正でございます。

なお、この調整交付金は特定財源として使途、いわゆる使い道が決められたものではございませんので、収入のみの補正といたしまして、支出予算の補正は行わないものであります。

続きまして、資本的収入及び支出予算であります。まず、収入をごらんください。

補助金でございますが、国県補助金で補正前の1億5,679万円から101万5,000円を減額して1億5,577万5,000円とするものです。これは、医療機器等の購入に充てる国保調整交付金、施設整備分でございますが、これについての補助対象となる医療機器の購入額が決定したことにより減額するものであります。

次に、支出でございますが、器械備品購入費が補正前の1億2,674万4,000円から101万5,000円を減額して1億2,572万9,000円とするものでございますが、これは、国保調整交付

金の対象となる医療器機の購入額が決定したことによる減額でございます。

以上、簡単でございますが、議案第9号 病院事業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔東陽病院事務局長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（野村和好君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩をします。

再開は午後2時10分。

（午後 1時58分）

○議長（野村和好君） 会議を再開します。

（午後 2時10分）

○議長（野村和好君） 議案第10号について、企画財政課主幹。

〔企画財政課主幹 高蝶政道君登壇〕

○企画財政課主幹（高蝶政道君） それでは、議案第10号 平成22年度横芝光町一般会計予算について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、右上に囲みで資料1としてあります平成22年度一般会計当初予算（案）の概要をごらんいただきたいと思います。

4ページをごらんください。

まず、歳入のほうから説明をさせていただきます。

1款町税につきましては、前年度より1,795万円減の24億2,930万1,000円を計上いたしました。町税のうち町民税については、景気の低迷による個人及び法人所得の減を、固定資産税につきましては、家屋の新增築分の増を、また町たばこ税につきましては、税制改正により増額が見込まれるものの、消費本数の落ち込みを勘案したものであります。

2款地方譲与税は、総務省の平成22年度地方税及び地方譲与税収入見込額をもとに、前年度より1,000万円減の1億6,500万円を計上したところであります。

3款利子割交付金は、前年同額の800万円を計上いたしましたが、4款配当割交付金は、前年度より100万円減の300万円、5款株式等譲渡所得割交付金は、前年度より200万円減の100万円と、株式の動向などを勘案し、それぞれ減額計上といたしました。

6款地方消費税交付金は、景気の低迷による消費の落ち込みや県の試算額を勘案し、前年度より500万円減の1億8,500万円の計上であります。

7款ゴルフ場利用税交付金は、前年同額の2,500万円を計上いたしました。

8款自動車取得税交付金は、環境に配慮した自動車取得税のエコカー減税や景気の低迷により自動車販売台数の落ち込みなどを考慮し、前年度より50%減の4,500万円としたところであります。

9款地方特例交付金は、前年度より3,380万円増の5,830万円の計上といたしましたが、これは、従来の児童手当特例交付金や住宅借入金等特別税額控除分、自動車取得税の減税に伴う減税補てん分に加え、本年度から創設されました子ども手当分を計上したものであります。

なお、特別交付金については、18年度に減税補てん特例交付金が廃止され、その経過措置が終了したため廃止となりました。

10款地方交付税のうち普通交付税につきましては、国の地方交付税総額及び地方財政計画、地域活性化・雇用等臨時特例費の創設等を考慮し、前年度より8,000万円増の25億円を、また特別交付税につきましては、全国的な合併加算等の終了による平準化に伴って増額を見込み、前年度より3,000万円増の1億6,000万円を計上し、合計で26億6,000万円となっております。

次、11款交通安全対策特別交付金は、前年同額の600万円の計上であります。

12款分担金及び負担金は、保育所入所児童保護者負担金や児童クラブ利用者負担金が主なものでありますが、本年度に予定しております共同利用施設の空調機の機能回復工事負担金の増などにより、前年度より347万6,000円増の1億2,391万7,000円を計上したところであります。

13款使用料及び手数料は、前年並みの4,678万6,000円の計上であります。

14款国庫支出金は、子ども手当国庫負担金の創設や新栗嶋橋架橋取り付け道路整備事業等に係る地域活力基盤創造交付金の増額、（仮称）長塚・北清水架橋取り付け道路整備事業等に係る道整備交付金の増額のほか、学校給食センター改築事業に係る安全・安心な学校づくり交付金などの増額により、前年度より5億7,837万5,000円増の11億8,541万7,000円を計上いたしました。

15款県支出金は、ふさのくに合併支援交付金の終了により減額要因があるものの、国民健康保険基盤安定負担金や介護基盤緊急整備等臨時特例交付金のほか、園芸王国ちば強化支援事業補助金、子ども手当県負担金などの増額要因により、4,777万8,000円増の5億6,795万3,000円の計上であります。

16款財産収入は、町有地の賃貸料や各種基金の利子が主なものでありますが、前年度より

97万8,000円減の1,104万1,000円の計上であります。

17款寄附金は、前年度より50%減の5万1,000円で、ふるさと納税を見込んだ計上であります。

18款繰入金は、東陽小学校屋内運動場改築に係る繰入金の増額要因もありますが、財政調整基金繰入金の減額や前年度に横芝中学校の建設基金繰入金があったことから、総額で5億1,437万8,000円減の1億5,290万8,000円の計上といたしました。

19款繰越金は、1,686万5,000円増の1億3,750万1,000円の計上であります。

20款諸収入は、後期高齢者医療広域連合受託事業収入の減額要因がありますが、学校給食費負担金の増額などにより、697万4,000円増の5億6,472万5,000円の計上であります。

21款町債は、学校給食センター改築事業、地域振興基金積み立て事業などの合併特例債の増額や臨時財政対策債の増額などにより、9億3,540万円増の20億8,010万円を計上いたしました。

次に、歳出についてでございますが、9ページをごらんください。

目的別歳出であります。1款議会費は、給与改定による議員報酬や職員給与費の減額により、306万円減の9,020万3,000円の計上であります。

2款総務費につきましては、本年度に予定されている選挙の執行経費や国勢調査費のほか、外部情報系電算システムの更新等による増額要因もありますが、本庁舎維持管理事業の減額などにより、総額で8,399万3,000円減の17億5,335万5,000円を計上いたしました。

3款民生費は、子ども手当の創設や国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金の増額のほか、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金などの増額要因により、4億1,246万1,000円増の24億7,874万4,000円を計上いたしました。

4款衛生費は、一般会計予算で実施していた国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者の健康診査事業などを国民健康保険特別会計で実施することになったことや、九十九里地域、八匝、山武郡市の各水道企業団への負担金の減額のほか、東陽病院事業会計への繰出金の減額などにより、総額で1億718万8,000円減の11億5,217万8,000円の計上であります。

5款農林水産業費は、地域園芸活性化事業や篠本新井地区での経営体育成基盤整備事業などの増額要因があるものの、広域営農団地農道整備事業や東陽地区の農免道路整備事業が21年度をもって終了したことなどによる減額要因もあるため、総額で62万7,000円増の4億6,730万6,000円の計上であります。

6款商工費は、消費生活相談窓口事業の増額があるものの、中小企業振興資金利子補給事

業などの減額要因により、総額で721万4,000円減の5,282万6,000円を計上いたしました。

7款土木費は、継続事業として行っております（仮称）長塚・北清水架橋取り付け道路整備事業、新栗嶋橋架橋取り付け道路整備事業や、町道Ⅱ-10号線道路改良事業などの事業費の増加により、総額で4億2,746万5,000円増の12億1,899万3,000円の計上といたしました。

8款消防費は、防災行政無線更新事業などの増額要因もありますが、匝瑳市横芝光町消防組合への負担金の減額や、防火水槽設置事業や消防車両整備事業などの減額要因により、総額で1,937万7,000円減の4億4,277万円の計上であります。

9款教育費は、横芝中学校校舎等改築事業の完了による減額要因はありますが、東陽小学校屋内運動場改築事業や学校給食センター改築事業などの増額要因により、総額で5億3,791万3,000円増の18億7,675万9,000円を計上いたしました。

11款公債費は、償還計画により、8億9,285万2,000円の計上であります。

以上、平成22年度一般会計予算は、歳入歳出とも104億5,600万円の計上としたところであります。

なお、13ページには性質別歳出の内訳が、また、22ページには基金現在高見込みの状況が、それから、24ページから27ページにかけては主な歳入の説明が、28ページから51ページにかけては歳出に関する主要事業が款項目別に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で議案第10号 平成22年度横芝光町一般会計予算の補足説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課主幹 高蝶政道君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第11号ないし議案第13号について、住民課長。

〔住民課長 海保清一郎君登壇〕

○住民課長（海保清一郎君） それでは、議案第11号 平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計予算案について、補足説明いたします。

一般会計と同じく、全員協議会において説明させていただいておりますので、資料2の平成22年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要で要点をご説明申し上げます。

1ページをごらん願います。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億1,100万円で、前年度当初予算と比較いたしますと、7,800万円、2.3%の増となりました。

これは、景気動向に伴う所得の低下による国保税収の減額の一方、医療費の伸びに伴う保

険給付費の増加が大きな要因となっております。

まず、歳入からご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税は、平成21年度の税率を据え置き、法改正に伴い、医療費分及び後期高齢者支援分の賦課限度額を変更したものの、景気低迷の影響により所得の減少が見込まれることから9億1,430万円の計上となり、前年度当初予算額と比較して2,270万円、2.4%の減となりました。

4 款国庫支出金は、療養給付費負担金と普通調整交付金を合わせまして、一般医療費、後期高齢者支援金、介護納付金の各43%、高額医療費共同事業拠出金の4分の1、及び特定健診、保健指導の3分の1を計上し、9億7,864万2,000円となり、2,568万6,000円、2.7%の増となりました。

5 款療養給付費等交付金は、退職者医療費に係る診療報酬支払基金からの交付金で、1億3,900万1,000円の計上です。退職被保険者の減少の影響により、前年度当初予算額と比較いたしまして2,800万円、16.8%の減となりました。

6 款前期高齢者交付金は、各医療保険者間の年齢構成の不均衡を調整するため、65歳以上75歳未満の前期高齢者数に応じて交付されるもので、4億7,400万1,000円の計上となり、9,600万円、25.4%の増となりました。

7 款県支出金は、財政調整交付金で、一般医療費、後期高齢者支援金、介護納付金の各7%、高額医療費共同事業拠出金の4分の1、及び特定健診、保健指導の3分の1を計上した結果、1億8,655万4,000円の計上となり、648万9,000円、3.6%の増となりました。

8 款共同事業交付金は、1件当たりの医療費が80万円を超えた部分の59%が交付される高額療養費共同事業交付金と、平成18年度に国保財政基盤の強化を図るため創設された保険財政共同安定化事業交付金で、いずれも国保連合会からの交付金で、3億8,800万円の計上となり、前年度当初予算と比較して1,600万円、4%の減となりました。

なお、これらの共同事業は、歳出においては応分の負担金を拠出することになります。

10 款繰入金金は、法定外繰入金3,000万円を含めた一般会計からの繰入金2億3,187万6,000円、及び財政調整基金繰入金4,000万円を合わせて2億7,187万6,000円の計上となり、860万9,000円、3.3%の増となりました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費は、人件費を主とする一般管理費のほか、国保税に係る賦課徴収費、医療費通知やレセプト点検に係る趣旨普及費等の経費です。

2 款保険給付費は、近年の医療費動向及び出産育児一時金や葬祭費の実績を考慮し、21億7,324万5,000円の計上となり、8,332万1,000円、4%増を見込みました。

3 款後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の財源に充てるため、国保の加入者数に応じて現役世代の保険税を支援金として支出するもので、4億5,941万円の計上で、3,548万4,000円、8.4%の増となりました。

6 款介護納付金は、診療報酬支払い基金への介護保険給付費に係る納付金で、平成21年度決算見込みに基づいて計上しましたが、2億1,560万円の計上となり、前年度当初予算額と比較して940万円、4.2%の減となっています。

7 款共同事業拠出金は、国保連合会への高額医療費に係る拠出金と、保険財政共同安定化事業に係る拠出金です。4億3,327万6,000円の計上となり、前年度当初予算額と比較して2,500万4,000円、5.5%の減となりました。

8 款保険事業費は、短期人間ドックや水中ウォーキング教室等の保健事業活動費に加え、これまで国保会計から一般会計に繰り出していた特定健診、特定保健指導に係る事業費を、平成22年度からは国保会計で直接、予算計上することになりました。保健事業費の総額は3,749万6,000円の計上となり、前年度当初予算と比べ2,661万円、244.4%の増となりました。

以上が平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてであります。

引き続きまして、議案第12号 平成22年度横芝光町老人保健特別会計についてご説明いたします。

同じく、資料3をごらんいただきたいと思います。

1 ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ100万円と定めるものでございます。前年度当初予算額と比較いたしまして600万円、85.7%の減額となっております。

これは、後期高齢者医療制度のスタートに伴いまして老人保健制度が平成19年度で終了したため、平成22年度においても医療給付費や国・県、基金等からの収入、支出の精算のみを行うことから、これに必要な金額を予算措置したことによるものであります。

まず、歳入の状況ですが、1 款支払基金交付金は、老人医療費とレセプト審査手数料に係る診療報酬支払基金からの交付金で、23万1,000円の計上です。前年度と比較いたしまして146万9,000円、86.4%の減となりました。

2 款国庫支出金は、老人医療費に係る国の負担金です。医療費交付金と同様、平成20年3月診療分までのうち、精算見込み分15万1,000円を計上した結果、前年度当初予算額と比較

して89万1,000円、85.5%の減となりました。

3 款県支出金は、老人医療費に係る県の負担金です。精算見込み分3万8,000円を計上した結果、前年度当初予算額と比較して22万3,000円、85.4%の減となりました。

4 款繰入金は、一般会計からの繰入金で、57万5,000円の計上です。前年度当初予算と比較しまして241万8,000円、80.8%の減となりました。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費は、2万円の計上で、国保連合会への共同処理手数料、医療費通知郵送料等の一般管理費で、前年度と比較いたしまして47万3,000円、95.9%の減となりました。

2 款医療諸費は、平成20年3月診療分までの医療費に係る精算見込み分で、45万6,000円の計上で、審査支払手数料を含めると、全体では、前年度と比較いたしまして280万6,000円、86%の減となりました。

4 款諸支出金は、支払基金、国・県等への過年度分精算金及び一般会計繰出金、5 款予備費は、前年度と比べ122万5,000円減の51万8,000円を計上いたしました。

以上が平成22年度横芝光町老人保健特別会計予算案についてであります。

引き続きまして、議案第13号 平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

資料4の平成22年度後期高齢者特別会計当初予算（案）の概要をごらんいただきたいと思っております。

1 ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ2億2,100万円と定めるものでございます。前年度当初予算額と比較して1,500万円、7.3%の増となりました。

なお、平成22年1月現在における横芝光町の被保険者数は3,848人、人口割合にしますと14.8%となっております。

まず、歳入の状況ですが、1 款後期高齢者医療保険料は、被保険者からの特別徴収、これは年金天引きですね。または普通徴収によって納めていただく保険料で、千葉県後期高齢者医療広域連合の試算をもとに1億4,360万円を計上しました。これは、前年度当初予算額と比較して1,319万円、10.1%の増となりました。

4 款繰入金は、一般会計からの繰入金で、7,308万3,000円の計上で、前年度当初予算額と比較して188万8,000円、2.5%の減となりました。このうち事務費繰入金は、職員の人件費、事務経費及び予備費に係るもので、保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料軽減分

を公費補てんするものであります。

なお、保険基盤安定繰入金のうち4分の3は県が負担し、残りの4分の1が町負担となります。

6款諸収入は、過年度分保険料の還付金及び加算金に係る広域連合からの交付金のほか、これまで一般会計で受け入れていた後期高齢者健康診査受託収入を平成22年度から後期高齢者医療特別会計で措置することとしたことから、前年度当初予算と比較して418万1,000円の増となりました。

続いて、歳出の状況であります。1款総務費は、人件費、郵送料、電算処理委託料などで、前年度とほぼ同額の778万3,000円の計上となりました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の1款後期高齢者医療保険料と4款繰入金のうち保険基盤安定分を合わせて広域連合に納付するもので、2億741万1,000円の計上となり、前年度当初予算額と比較して1,256万6,000円、6.4%の増となりました。

3款保健事業費は、後期高齢者健康診査事業に係る経費で、328万1,000円の計上です。この健康診査事業は、国保の特定健診事業と同じく、これまでは一般会計で予算措置していましたが、平成22年度からは後期高齢者医療特別会計で直接予算計上することにしたものです。

なお、本健康診査は千葉県広域連合の委託により実施するもので、その費用は、全額、広域連合からの受託収入によって賄われます。

5款予備費は、前年度と比べ42万5,000円減の240万5,000円の計上となりました。

以上が平成22年度横芝光町後期高齢者特別会計予算についてであります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

〔住民課長 海保清一郎君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第14号について、福祉課長。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

○福祉課長（山本照男君） 議案第14号 平成22年度横芝光町介護保険特別会計予算の概要を申し上げます。

資料の5をごらんください。資料5でご説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

平成22年度は、3カ年計画であります第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の2年目、中間年度に当たりまして、事業実績について、この計画に基づいた検証を行うとともに、平成24年度から26年度の3カ年を期間とする次期第5期高齢者保健福祉計画・介護保険

事業計画を作成するための準備として、住民意向アンケート調査を行う年度でもございます。

予算案の主な内容といたしましては、高齢者の増加、各種介護施設の増設、老人福祉施設の利用増、住宅改修等のサービス利用増や夜間対応型訪問介護サービス等の新規介護サービスの給付費の大幅な伸びに対するため、介護予防事業を中心として予算計上したところでございます。また、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するための住民意向アンケート調査経費も計上したところでございます。

保険料につきましては、平成22年度も引き続き低所得者層への緩和措置を継続するとともに、国の交付金を活用し、平成21年度と同様、介護保険料の軽減措置を講ずることとしております。

なお、当町における介護保険の状況は、平成22年2月1日現在、総人口に占める高齢化率は27.7%で、65歳以上の被保険者数は7,185人、介護認定者は965人でございます。このうち、居宅サービス利用者が552人、施設入所者は209人となっております。

その下の表は、歳入の款別の数字を示したものでございます。

2ページをごらんください。

上の表は、歳入を科目別に円グラフにしたものでございます。

1款保険料は、全体の15.9%を占め、対前年度比0.8ポイント、219万7,000円増の2億6,025万7,000円を計上いたしました。

内訳は、特別徴収が2億4,030万2,000円、普通徴収が1,871万5,000円、滞納繰越分124万円を計上させていただきました。

2款使用料及び手数料は、包括的支援事業・任意事業の手数料であり、紙おむつを支給する家族介護用品支給事業、安否確認を兼ねた高齢者見守り配食サービス事業の利用料等として305万8,000円を計上いたしました。

3款国庫支出金は、制度に基づき、介護給付費分として2億6,484万3,000円、調整交付金として9,417万4,000円、地域支援事業交付金（介護予防事業分）として408万円、同じく（介護包括的支援事業・任意事業分）として1,106万円、過年度分として存目計上がございまして、合計3億7,416万1,000円としたところでございます。

4款支払基金交付金は、制度に基づき、介護給付費分として4億5,203万7,000円、地域支援事業支援交付金（介護予防事業分）489万6,000円、過年度分としての存目計上がございまして、合計4億5,693万5,000円でございます。

5款県支出金は、制度に基づき、介護給付費分として2億2,486万4,000円、財政安定化基

金交付金、これは存目計上、地域支援事業交付金（介護予防事業分）として204万円、（包括的支援事業・任意事業分）として553万円、過年度分の調整用として存目計上がございます。合計2億3,243万8,000円を計上したところでございます。

8款繰入金は、一般会計からの繰り入れであり、制度に基づき、介護給付費分として1億8,834万9,000円、地域支援事業交付金（介護予防事業分）として302万6,000円、（包括的支援事業・任意事業分）として608万6,000円、その他繰り入れとして、職員の給与、事務費分として8,522万3,000円、介護給付費準備基金繰入金、これは財政調整のためでございますが、2,754万3,000円の取り崩しを予定しております。特例基金保険料（介護従事者処遇改善事業分）でございますが、350万6,000円、その他、存目計上をございまして、合計3億1,373万7,000円でございます。

以上により、歳入合計は16億4,060万円でございます。

続いて、歳出でございますが、3ページの下の方が歳出の款別金額でございます。

4ページをごらんください。

歳出の款別に円グラフにしたものでございます。

1款総務費は、職員7名の給与のほか、介護保険のコンピューターシステムの維持管理、保険料徴収のための印刷、発送等の事務的経費、山武郡市広域行政組合で共同で処理を行っております介護認定審査及び介護認定のための事前調査に要する経費など、高齢者人口の伸びを見込み、前年度比6.8ポイント、528万5,000円増の8,272万5,000円としたところでございます。

2款保険給付費につきましては、歳出全体の91.8%を占めるものでございます。40歳以上の第2号被保険者も含め、被保険者数全体では、毎年、増加傾向にございます。年齢別構成では、65歳以上が増加し、65歳未満が減少する傾向にございます。予算計上では、現在までの給付実績と65歳以上の高齢者が増加する傾向等を考え、介護出現率等を考慮し、前年度比8.0ポイント、1億1,142万4,000円増の15億679万2,000円としたところでございます。

内訳といたしましては、介護サービス給付費13億5,802万2,000円、予防サービス給付費5,194万7,000円、高額介護サービス費2,313万9,000円、施設入所者の食事、居住費の減額補てん分として特定入所者介護サービス費7,177万3,000円を見込んだところでございます。

3款財政安定化基金拠出金は、県が設置する基金をございまして、過去3年間の保険給付費の0.1%を拠出することになっておりますが、21年度から拠出金の支出が当分の間、見送られる方向にございますので、存目計上としてございます。

4 款支払基金積立金でございますが、これは存目計上としてございます。

5 款地域支援事業費につきましては、介護や支援が必要となるおそれのある方の介護予防を中心とした支援事業費として、年々、参加者が増加する傾向にあり、前年度比5.0ポイント、231万円増の4,857万5,000円を計上したところでございます。

内訳は、介護予防特定高齢者施策事業に536万1,000円、生活機能評価事業に1,081万5,000円を計上し、介護予防一般高齢者施策事業費として113万5,000円を計上いたしました。また、横芝光町地域包括支援センター運営委託費として1,820万3,000円、任意事業として高齢者見守り配食サービス事業と家族介護用品支給事業に1,306万1,000円を計上させていただきました。

7 款諸支出金は、被保険者の異動に伴う保険料の還付のために50万円を計上、8 款予備費は、昨年同様の200万円を計上させていただきました。

以上、歳入歳出の予算の総額は、前年度比7.8ポイント、1億1,902万円増の16億4,060万円を計上したところでございます。

なお、次の6ページ、7ページにつきましては、統計上の数値を資料としておつけいたしましたので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で介護保険特別会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

○議長（野村和好君） 議案第15号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 林 新一君登壇〕

○産業振興課長（林 新一君） 議案第15号 平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明させていただきます。

内容につきましては、添付資料の6でご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

資料6、概要書の1ページをお願いいたします。

1ページは予算案の概要でございますが、特に接続率について、平成21年度中に3件の新規接続があったものの、木戸台、中台両処理場の平均接続率は61%であり、引き続き普及啓発が必要としております。

また、歳出では、償還計画に基づいた起債の償還額を計上するとともに、施設の効率的な運用と適切な管理を計画的に実施し、経費の節減に努めるとしております。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ5,370万円で、前年度と比較いたしますと710万円、11.7%の減額となっております。

2ページをお願いいたします。

歳入の状況でございますが、1款分担金及び負担金では、滞納繰越分が残金5,000円となり、現年度分の存目計上の1,000円と合わせまして6,000円の計上となっております。

2款使用料及び手数料は、21年度中に3件の新規接続があったものの、世帯員の転出等によりまして利用者の増加が見込めないことから、小幅な増額となっております。

3款繰入金は、維持管理に要する経費、公債費の償還等に要する経費が減額となりましたことから4,390万5,000円で、前年度と比較いたしますと704万6,000円、13.8%の減額となっております。

4款繰越金は、平成21年度において、一般会計に返還を行い、おおよそ200万円を目途に繰り越すこととしたことから、このうち100万円を計上したところでございます。

3ページ、歳出の状況でございますが、1款総務費は、人件費がその大半を占めておりますが、職員給与の昇給並びに子ども手当の支給により25万8,000円の増額となっております。

2款事業費は、21年度で実施しました水質測定器の更正や脱水汚泥の分析、並びにマンホール内の水中ポンプ清掃を22年度は実施しないことにより、87万3,000円、9.0%の減額となり、3款公債費では、償還額のピークを過ぎましたことから、648万5,000円、15.4%の減額となっております。

4款予備費は、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

以上、平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔産業振興課長 林 新一君降壇〕

○議長（野村和好君） 議案第16号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 土屋文雄君登壇〕

○食肉センター所長（土屋文雄君） それでは、議案第16号 平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算の補足説明を申し上げます。

資料ナンバー7、平成22年度食肉センター特別会計当初予算（案）の概要で、1ページをお願い申し上げます。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,300万円とするものであり、平成21年度の当初予算と比較いたしますと1億3,700万円、率で41.5%の減額となりました。

減額の要因につきましては、施設改修事業が平成21年度をもって終了したことによるものでございます。

歳入の状況でございますが、1款でございますが、歳入の大宗をなします事業収入は1億7,093万8,000円の計上で、対前年388万4,000円の増額となりました。屠畜頭数は、豚は前年同様に13万頭、牛につきましては、平成22年度から乳廃用牛の一部再開をするため、前年度500頭増の4,000頭を見込んだ各種の使用料の計上でございます。

2款県支出金は227万8,000円の計上で、対前年4,299万1,000円の減額でございます。要因につきましては、施設改修事業が終了したことによります県補助金分でございます。

3款の財産収入は、財政調整基金の存目計上でございます。

5款の繰越金1,958万3,000円の計上で、対前年501万7,000円の増額の計上でございます。

6款の諸収入、前年同額の20万円の計上でございます。

なお、4款の繰入金及び7款町債につきましては、施設改修事業が終了したことから廃款となります。

続きまして、歳出の状況でございます。

1款の総務費は8,373万5,000円の計上で、対前年743万1,000円の減額でございます。減額の要因につきましては、平成20年度、21年度と、牛処理組合に集荷奨励補助金として助成しておりましたけれども、助成期間が終了したものが要因でございます。総務費の主なものとしては、一般職の9名分の給与費7,149万2,000円、負担金補助及び交付金512万2,000円、創業100周年事業費として91万円などの一般管理費の計上でございます。

2款の施設管理費8,217万5,000円の計上で、対前年1億2,004万2,000円の減額です。減額の要因につきましては、平成19年度から3カ年で計画をして実施してまいりました施設改修工事が平成21年度で終了したことによるものでございます。施設管理費関係の主なものとしたしましては、燃料費、電気代、修繕料の需用費関係で5,985万4,000円、浄化槽余剰污泥処理等の委託料関係で789万9,000円、原材料費で624万8,000円などでございます。

施設整備費関係では、大きな工事が終了いたしました関係で、受水槽の取りかえ、予冷室のレールハンガー補強工事等で572万3,000円の計上でございます。

3款公債費2,208万9,000円の計上で、対前年252万7,000円の減額でございます。これにつきましては、平成11年度に実施した大動物施設改修工事の借り入れ分の返済が完了したためでございます。

4款の積立金につきましては、財政調整積立金で存目計上でございます。

5 款予備費は、前年同額の500万円の計上でございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第16号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認くださいますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 土屋文雄君降壇〕

○議長（野村和好君） 議案第17号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、議案第17号 平成22年度横芝光町病院事業会計予算の補足説明をいたします。

資料は、平成22年度病院事業会計当初予算（案）の概要、資料ナンバー8になりますので、ごらんください。

医療情勢は依然として厳しい状況が続いておりますが、ことし4月には、10年ぶりにプラス改定となる診療報酬改定が行われるほか、常勤医師が8名に増員となる予定でございますので、今後も、安定的に医師、看護師等の確保に努めてまいりたいというふうに考えているとともに、さまざまな経営改善策を進めてまいりたいというふうに思っております。

22年度の予算編成では、人間ドック等の健診事業をさらに充実させるとともに、MRIの導入による増収を見込み、収益の積算をいたしました。費用では、業務委託により運営の効率化を図るとともに、必要最小限の経費を計上いたしましたところでございます。

それでは、予算案を説明させていただきますので、1ページの表をごらんください。

まず、収益的収入及び支出予算であります。予算総額は、収入支出ともに11億9,766万円を計上いたしました。前年度に比較して、額で906万9,000円、率で0.8%の減であります。

収入の基本となる第1項の医業収益は、入院の1日平均患者数を一般病床で33人、療養病床で43人を見込み、病床利用率を76%といたしました。また、外来は、1日平均患者数を175人見込みました。そのほか、救急医療に係る一般会計繰入金及び健康診断事業等の収益のほか、介護保険利用者の訪問看護収益や室料差額収益等で総額8億7,785万3,000円といたしました。

第2項の医業外収益は、一般会計繰入金及び匝瑳市からの負担金に加えまして、患者外給食収益、売店収益等で総額3億1,980万5,000円を計上いたしました。

第3項の特別利益は存目計上であります。

次に、支出であります。第1項の医業費用の総額は11億5,729万6,000円でございます。

内訳を申し上げますと、給与費といたしまして、医師8名、看護師39名、医療技術員13名、

事務員7名、労務員21名の計88名の正職員のほか、パート医師や看護師等、臨時職員の人件費を見込みました。また、材料費として、診療に必要な薬品、医療材料及び入院患者の給食材料等を見込んであります。経費では、診療以外に係る消耗品や電気、重油等の燃料費関係、各種機器のリース料、及び保守点検料、各種業務委託料等が主なものであります。そのほかには、固定資産に係る減価償却費、医学雑誌や学会等の経費、介護保険事業として訪問看護に係る経費等を計上いたしました。

第2項の医業外費用の総額は3,934万4,000円の計上です。

内容といたしましては、支払い利息及び企業債取り扱い諸費として長期資金の利子償還金、これは企業債償還金の利子でございますが、9件分を見込んであります。その他、患者外給食材料、売店費用等については、実績をもとに計上したところでございます。

次に、資本金収入及び支出予算であります。総額は、収入で1億2,552万7,000円、前年度比1億944万3,000円の減、率で46.6%の減です。支出は、1億8,983万1,000円で、前年度に比較して4,513万9,000円の減、率で19.2%の減となります。

なお、収入額が支出額に対して6,430万4,000円不足いたしますが、これは、損益勘定留保資金で補てんするものといたします。

それでは、収入から項ごとにご説明いたします。

まず、第1項の企業債ですが、1,860万円は、病院の空調設備改修のための設計費用を借り入れようとするものでございます。

次に、第2項の出資金ですが、1億692万6,000円で、一般会計繰入金及び匝瑳市からの負担金であります。

第3項の補助金につきましては、22年度は交付の予定がないことから存目計上であります。

次に、支出でございますが、第1項の建設改良費は、医療機器の購入費のほか、空調設備改修工事の設計委託料で3,407万9,000円を見込んでおります。

第2項の企業債償還金は1億5,575万2,000円で、病院建設事業債の借りかえ債等、長期資金9件の元金償還金でございます。

以上、簡単でございますが、平成22年度横芝光町病院事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、報告第1号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 伊橋秀和君登壇〕

○社会文化課長（伊橋秀和君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についての補足説明をさせていただきます。

ピンクの冊子のほうをごらんいただきたいと思います。

13ページをお開きください。

報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

15ページをお開きください。

ここには、専決第1号 専決処分書ということで、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。

最後の17ページをお開きいただきたいと思います。

和解及び損害賠償額の決定についてであります。

横芝光町立図書館ギャラリー展示物の棄損について、次のとおり和解し、損害賠償額を決定する。

和解及び損害賠償の相手であります、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地であります。〇〇〇〇。

和解の要旨であります、平成21年11月7日、土曜日であります、午後に発生しました「異床同夢」展の展示物「サイラジオ（Type C）」というものであります、その棄損について、町はその損害を賠償するものであります。

損害賠償額であります、4万8,500円であります。

サイラジオであります、この商品につきましては約30年前のものでありまして、外国製品でございます。おおむね高さが30、横が20、幅が10センチくらいのアンティークなラジオでございます、展示をしておったわけではありますが、11月7日土曜日につきましては、多数の入場者、子どもたちが多く来館していたことから音楽をかけていたんですが、その中で一部、ボリュームのバリコン部分が損害を発生したということで、その中で起きた事故であります。

今後、このようなことがないよう、十分注意して管理をしていきたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（野村和好君） 報告第1号 専決処分の報告については、ただいま説明のとおりですのでご了承願います。

以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長（野村和好君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月8日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、3月8日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野村和好君） 本日の日程はこれをもって終了します。

3月9日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時15分）

平成22年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成22年3月9日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	杉森幹男君	2番	森川忠君
3番	實川隆君	4番	川島仁君
5番	齊藤隆君	6番	若梅喜作君
7番	川島富士子君	8番	鈴木克征君
9番	野村和好君	10番	山崎貞一君
11番	伊藤罔樹君	12番	嘉瀬清之君
13番	川島透君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君
17番	越川輝男君		

欠席議員(1名)

18番 越川洋一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	都市建設課長	瀬理和夫君
総務課長	小堀正博君	福祉課長	山本照男君
企画財政課 主幹	高蝶政道君	健康管理課長	並木俊郎君

環境防災課長	伊藤定幸君	食肉センター 事務所 事務	院長	土屋文雄君
税務課長	高埜広和君	東陽病 院	事務	田鍋悦央君
住民課長	海保清一郎君	会計管理者		清宮貴美子君
産業振興課長	林新一君	教育長		海保教之君
教育課長	林英次君	社会文化課長		伊橋秀和君
監査委員	大木國臣君			

職務のため出席した者の職氏名

局 長 實川裕宣 書記 伊藤多美恵

◎開議の宣告

○議長（野村和好君） これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（野村和好君） 日程に入るに先立ち報告をします。

嘉瀬清之議員が本日の会議の午前中を、また、越川洋一議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので報告します。

◎一般質問

○議長（野村和好君） それでは日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 齊 藤 隆 君

○議長（野村和好君） 通告順に発言を許します。

齊藤隆議員。

〔5番議員 齊藤 隆君登壇〕

○5番（齊藤 隆君） おはようございます。

議長のお許しを得て一般質問をいたします。

まず、大綱の1点目に、個人情報保護法の取り扱いについてお伺いいたします。

個人情報保護法は、だれもが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として平成15年5月に成立し公布、17年4月に全面施行されました。目的としては、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利や利益を保護することが挙げられています。このことから、個人情報の保護は守られるべき重要なことではありますが、町の基本的な考え方とその活用はどこまで可能であると考えているのかお伺いいたします。

平成20年9月定例会にて森川議員が個人情報保護に関する質問をされたのに対し、保護に関して法の定め以上に過剰反応している、また情報提供に支障が出ている例があるとの認識が示されています。その上で、保護と活用のバランスがとれるよう事例を重ねられるとされていましたが、この間どのように変わったのでしょうか。その点のご説明をお願いいたします。

現実問題としては、町からさまざまなことを委嘱されたり頼まれたりされている町民の皆さんから、町からの情報が非常に少なく活動に支障を来していると訴えている方々が多いことを町長は御存じでしょうか。協働のまちづくりを標榜されていながら、町の側が協力的ではないとの感想まであります。町と住民の皆さんとの信頼関係なくして円滑な活動もしづらと思います。各種団体や事業などでの活動の基礎として考えることはできないものか、また実際に活用されている例を参考にできないものなのか、あわせてお伺いいたします。

次に、大綱の2点目として、毎年行われてきましたまちづくり座談会についてお伺いいたします。

この地区座談会は、小学校区単位、旧町単位、そして町内29会場へと参集範囲を変えて行われてまいりました。すべての会場へ参加させていただき、町民の皆さんからのご意見やご要望を拝聴させていただきました。全体を通して感じる点は、町内66平方キロメートルは広く、地区ごとに課題や問題点がある反面、毎回全地区を通して出される共通の問題点や課題もあるということです。共通の問題点や課題、要望が出されることに対し、進捗状況が見られたり、先々の予定が示されているものはよいのですが、それ以上に多いのは、町民から毎年同じ回答で何も進んでいないと見られてしまっている場面が多い点は問題ではないでしょうか。同じような要望や質問が繰り返されますが、町としてはどのように受けとめ、対策はどうしてきたのかお伺いいたします。

個々の対応も大事ですが、まちづくりには町長どのように役立てられたのでしょうか。4年行ってどのような傾向が見え、まちづくりに役立ったのかお伺いいたします。

次に、平成21年度まちづくり座談会の中から何点かお伺いいたします。

初めに、空港関係ですが、町長も座談会の中で説明されていたとおり、前原国土交通大臣の羽田空港の国際ハブ空港化の発言以来、空港に関するニュースも多く、町民の関心も高かったのですが、その後はどうなったのか町民も心配されています。これは一過性の問題ではないので、その後の状況説明をするべきであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

成田空港圏自治体連絡協議会として前原大臣に申し入れもされています。その中で、内際分離の堅持を求めています。町長は内際分離政策は現実的ではないとの考えを示されました。確かに成田空港に国内線、羽田空港に国際線も乗り入れております。対外的な申し入れと町民に対する説明に大きな違いがありますが、これはどのような考えによるものなのか、町民にわかりやすくご説明願います。

また、飛行制限時間の緩和や周辺対策交付金の活用の仕方についても言及されていますが、

この点もご説明願います。

次に、東陽病院に関してですが、経営に関する点、医師不足やスタッフの対応といった点に質問が多く出されました。町長の回答に対する町民の感想は、説明を受けての感想として、安心をしていただいている方々よりも、このままで本当に大丈夫なのか、銚子市立総合病院の二の舞にならないかと心配している方のほうが多いと感じています。無駄な検査をせず、患者に優しい診察、安心安全で患者の皆様にも愛される病院を目指すと言われてはいますが、患者さん初め、町民の皆さんを安心させていただきたいと思いますので、具体的な方策をお示しください。

また、議会の承認を得てMRIを導入し適切な診断をして適切な対処を行う、ランニングコストは現在の体制のままで確保できると説明されていましたが、マンモグラフィや分娩室閉鎖などと同じようにならないか心配されておりますが、活用計画はできているのでしょうか。設備は3月末完成、4月から検査を始めている予定ですので、その点のご説明をお願いいたします。

次に、地区組織についてであります。各地区で区組織に参加されない方々とのあつれきや高齢化の進展で業務の負担や役員選考などに苦慮されています。12月定例会での杉森議員からの質問にもあったように、消防団員の確保にも地区により格差があります。町としてこのような現状をどう認識され、地区に対してどのような協力ができるのかお伺いいたします。

4点目として、結婚相談所の創設の提案についてお伺いいたします。

以前この制度は旧町時代にありましたが、現在は廃止されています。この提案をしていただいた中には、少子化対策から人口増加まで幅広い意味があります。こういう町民の声をどう生かしていけるのかお伺いいたします。

合併前、人口約2万7,000と言われておりましたが、2月1日現在では2万5,948人へと約1,000人近く減少しているという深刻な状況の中で大変大きな問題であります。結婚相談所とは違いますが、最近「婚活」という言葉があります。婚活という言葉をお聞きでしょうか。これは結婚活動、結婚をしたいという意欲のあることで、就職活動の「就活」を略したように倣ったものです。今、農業振興会青年部の中ではこの農業版で、農業掛ける婚活で「農婚のすすめ」という活動も始まりました。このように、町民から出された提案や活動について町としてどのように生かせるおつもりかお伺いして、私の議員として節目の質問とさせていただきます。

〔5番議員 齊藤 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えします。

なお、個人情報の取り扱いについてのご質問については、総務課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

それでは、まちづくり座談会を終えてのご質問にお答えをいたします。

私は、新町横芝光町の初代町長として就任以来「未来をつくる住民の視点で」を信条とし、町民目線による町政運営を行ってまいりましたが、これを実行するには、まずは町民の皆さんの声に耳を傾けることが最も重要であると考え、各種団体の集会等があればでき得る限り出席をし、町民の皆さんとの意見交換を行ってまいりました。特に、地区座談会については町民の皆さんの意見を伺う大変重要な場であるにとらえており、合併初年度は各小学校区単位の7会場で、2年目は旧町単位の2会場で、そして3年目は消防分団部単位の29会場と、反省点を踏まえながら参集範囲を変えて開催をさせていただきましたが、やはり3年目の消防分団部単位での集落に出向き、ひざを交えて行った座談会が最も町民の皆さんの本音を聞ける場であったことから、今年度につきましても7月から12月までの約半年間をかけ、町内29会場において開催をさせていただいたところでございます。

議員ご承知のとおり、ご意見、ご要望の内容については、ごみの不法投棄などに関する身近な問題から町の将来にかかわる問題などさまざまでありましたが、会場によっては前年度と同じような要望や質問が繰り返されているところもありました。このようなことから、毎年同じ回答で何も進んでいないと感じた参加者もあったのかなと思います。しかし、いただいたご意見、ご要望を行政がすべてできるものではございませんが、可能なものについては優先順位や費用対効果、またその地域の均衡等に考慮しながら、できるだけ早期に実施するよう努めており、その場で回答できなかったものや検討を要するものについては持ち帰り、内部で十分検討し、その内容を行政総務員さんを通じて回答させていただいておるところでございます。座談会にご出席いただいた皆さんからは、今後もぜひ実施してもらいたいのご意見も多数いただいております、この座談会が住民の皆さんとの協働のまちづくりにふさわしいものであったと改めて確信しているところであります。

次に、4年行ってどのような傾向が見え、まちづくりに役立てたかとのことでございますが、多くの町民の皆さんが地域医療や将来のまちづくりについて真剣に考えていただいている

るところを実感したところであり、これらのご意見等を参考にしながら町政運営を行うことで、よりよいまちづくりに大いに役立つものと認識をしておるところでございます。

次に、平成21年度の座談会からの中でのご質問がありました。空港問題、東陽病院、地区組織、結婚相談所についてのお答えをさせていただきます。

1点目の空港問題についてであります。昨年の10月12日、前原国土交通大臣の羽田空港の国際ハブ空港化発言がテレビ、新聞等で大きく報道され、私も余りにも唐突な発言に大きな驚きと憤りを感じたところでもあります。翌日の夕方には、急遽、空港周辺9市町で構成する成田空港圏自治体連絡協議会を開催し、大臣発言に対する今後の対応について協議したところではありますが、各首長からは、発言撤回を要望する意見や大臣の真意を聞くべきとする意見のほか、冷静な対応をすべきなどの意見がございましたが、9市町の歩調を合わせて要望していくことで一致し、10月15日の夕方に成田空港圏自治体連絡協議会として内際分離政策の堅持や首都圏空港の機能拡充を前原国土交通大臣に申し入れたところでございます。大臣発言に対する県や空港周辺自治体の対応については、昨年の広報よこしばひかり11月号でその経過を町民の皆様にお知らせしたところではありますが、その後は新たな動きもなく推移している状況でございます。

次に、内際分離政策についてでございますが、現実には成田空港にも国内線が、羽田空港にも国際線が乗り入れているわけございまして、私の個人的な考えを申し上げますと、首都圏空港の航空需要に対応するため、成田と羽田がともに補完し合い、互いの空港機能を高めていくことが必要であり、今後は成田空港の国内線の充実もさせた上で成田と羽田のダブルハブ構想があってもよいのではと思っておるところでございます。

また、飛行時間制限の緩和についてでございますが、成田空港は内陸空港でありますので24時間はできないものと考えておりますが、地域住民のご理解やさらなる騒音対策を前提として、深夜・早朝時間帯の運用制限を一部緩和したいとの提案もありましたが、これについては慎重に考えていかなければならないものと思っております。

次に、空港周辺対策交付金の活用についてでございますが、合併前の横芝町においては町全体がA・B両滑走路の飛行コースの直下であることから、空港周辺対策交付金を財源として航空機騒音防止対策事業補助金を町全地域の45地区に対して交付しておりましたが、合併後も横芝地域には引き続き交付しております。光地域に対する補助金の交付については、騒音被害の度合いや財政状況をかんがみ、今後、空港関連問題対策委員会などにおいて検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の東陽病院についてでございますが、医師不足やスタッフの対応についての質問が多かったことは事実でございます、大きな課題と認識しており、その改善には努めているところでございます。ご承知のとおり、全国的な医師不足の中、東陽病院でも常勤医師は一時6名まで減少して診療への影響が生じておりましたが、積極的な医師確保に努めてきた結果、最近になり整形外科医の増員ができたほか、4月からは内科医も1名増員し4名となり、全体では常勤医師8名を確保できる見込みとなりました。また、以前から職員の対応が悪いとのご指摘をいただくことがありましたので、新年度には接遇改善のための事業も計画しようと考えているところでございます。新年度には、医師の増員を図れたことにより診療体制が充実することから新規導入したMRIも有効に活用できますので、より安全安心な医療を提供できるものと考えております。

次に、3点目の地域組織についてでございますが、町では転入届の際に、転入先の地区名や場所、行政総務員の氏名などのほか、ごみの出し方などについて説明を行い、できるだけ地域組織に加入していただけるように案内をしているところでございます。今後、少子高齢化が進展する中で、高齢者世帯や独居老人世帯がふえていくこととなり、今まで以上に近所同士が助け合いながら生活していくことが重要になると考えておりますので、行政総務員や民生委員などにもご協力をいただきながら自治組織の重要性を周知してまいりたいと思っております。

最後に、4点目の結婚相談所についてでございますが、議員のご質問の内容にもありましたように、旧町時代にはそれぞれの町では結婚相談所を開設しておりましたが、合併協議時に廃止することになり現在に至っております。しかしながら、現在では、NPO法人ティナにより、平成21年度、ちば九十九里の田舎で働き隊という事業の中で昨年12月20日にはクリスマス農婚が実施され、この3月20日、21日には20代から30代の当町の農業後継者等と農業に興味のある首都圏を中心とした地域から募集した女性10名による農婚が行われる予定になっております。また、町は、農業振興会青年部に情報提供をしたりティナに協力するなど側面からの支援を行っております。町として結婚相談所を開設する予定はございませんが、今回のティナのような事業が行われる場合は積極的に協力をしていく考えであります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 総務課長。

〔総務課長 小堀正博君登壇〕

○総務課長（小堀正博君） それでは、個人情報の取り扱いについてお答えをさせていただきます。

個人情報はどこまで活用が可能かのご質問ですが、平成17年4月に全面施行した個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護することを目的としております。このため、個人情報の取り扱いに当たっては、議員おっしゃるとおり、個人情報の保護と活用のバランスを図ることが重要だと考えております。

平成20年9月定例会で森川議員のご質問にお答えした、一部で情報提供に支障が出ている例があるとの認識を示したことにつきましては、主に小中学校での連絡網作成について回答をさせていただいたものでございますが、連絡網による情報伝達では緊急の連絡が伝わりにくいことや、連絡網作成に同意されない方へは情報を伝えることができないことなどから、学校からの行事や防犯に関する情報は登録していただいた保護者の携帯電話へ直接メールで配信するシステムを構築し伝達をしております。また、メール登録されていない保護者へは別途学校から直接連絡をとる方法で行うようにいたしました。

町から委嘱されたり頼まれたりされている町民の皆さんから、町からの情報が少なく活動に支障を来しているということがございますが、現状を述べさせていただきますと、委嘱されている委員等で町からの情報提供が必要な方として考えられるのが、民生委員、行政総務員、消防団員ではないかと思われまます。民生委員の方々につきましては、毎年4月当初に高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯を訪問調査していただいております。高齢者の方の情報が必要であるため、委員の方へは必要に応じ求められた情報の提供を行っております。行政総務員の方につきましては、毎年9月初旬に実施しております防災訓練とあわせて地域の災害時要援護者の安否確認をお願いしているため、民生委員の方から得た情報を更新して、毎年度リストを配布させていただいております。消防団員の方々につきましては、災害時には対策本部の指揮下に入ってください、本部からの司令により各地域へ災害援助や災害予防のため派遣されることを想定しているため、前もって災害時要援護者のリスト配布は行っておりません。

また、火災の発生情報や警報、注意報等の防災情報についても、登録いただいた携帯電話へメール配信しておりますが、火災の発生情報につきましては、過去に公共施設以外の施設を目標物として設定して防災無線を放送したところ苦情があった事例があるため、現在ののような目標物設定で防災無線やメール配信を行っている状況であり、一部で情報が不足しているとの意見があることにつきましては認識をしております。

議員のおっしゃるとおり、協働のまちづくりには町民と町の相互理解が欠かせないことは言うまでもありません。町の役職にある方が町からの情報が少なく活動に支障が出ているとのことでございますので、個人情報の保護と活用のバランスを図るためにも個人情報を適正に管理した上で、可能な限り情報提供してまいりたいと考えております。

〔総務課長 小堀正博君降壇〕

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） それでは、自席で質問をさせていただきます。

ただいまの1点目の個人情報保護についてであります。今、総務課長に説明いただいたように、民生委員さん、行政総務員さん、消防団員さんという方々の中からやはり情報が少ないということと言われております。先ほど言われたように、民生委員さんにつきましては、特に高齢者世帯であるとか独居老人の世帯を巡回して確認をしてほしいということで頼まれるのでありますけれども、そのときに地区内のそういう方々を探してほしいということで頼まれるという方もいます。また、情報として前年のリストがあればそこに加えてふえている方がいるかいないかということもわかるのでありますけれども、最初から地区を探してほしいというような要請をされてしまうと、例えば65歳以上の方がどこに何人いるということにはわからないという状況にあるそうです。それから65歳になっているかなと思って行ってみたら63歳だったりという、年齢的な問題で調査に行ってもその場で逆に問題を起こしてしまう、なぜ私が65歳だと思ふんだというような質問を逆に調査を受けた側から言われてしまうということで、民生委員さんのほうでも活動しづらいということをおっしゃっております。その点、どのように情報をお出しされているのか。一元的に出しているものなのか、それとも何かマスキングをして出しているものなのか、そういう点についてわかりましたらお願いいたします。

○議長（野村和好君） 福祉課長。

○福祉課長（山本照男君） ただいまの一つの例として民生委員のお話が出たわけですが、議員も御存じのとおり、毎年1回、4月でございますが、民生委員を通じまして調査をお願いしております。内容といたしましては、65歳以上のいわゆる高齢者と言われる方々のうち、ひとり暮らし、それから高齢者世帯、高齢者のみで構成されている世帯、寝たきりの高齢者、ひとり親家庭、母子・父子でございますが、それから単身のひとり暮らしの障害者などについて調査をお願いしております。この調査に先立ちまして情報を提供しているかどうかということになるわけですが、これは前もってあまねく情報を提供することはしておりません。といいますのは、やはり個人情報といいますのは保護をすること

を基本として組み立てができておりますので、ただし、民生委員さんが活動する上で情報が欲しい、その情報が欲しいというものはご本人のためにプラスになる、情報を提供するという部分では本人にとってマイナスの部分があるわけですが、それ以上に情報の提供をすることがプラス要因に働くんだということであれば、個々のケースに基づきまして要請があれば私どもで情報を提供させていただいているということをごさいます、重複をいたしますが、事前にあまねく情報を提供しているということではございません。ただし、個々の対応はしているという状況でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 民生委員さんについては個々の対応はされているということですが、違う委嘱を受けている例えば保健推進員さんでありましたり、先日行われた農業センサスのような場合には、どこのエリアにどなたが、住所までわかるようなそういうリストをいただいた上で調査に出向くというスタイルになっています。同じ横芝光町役場からお願いしている仕事に対して、すべての情報も出ている調査の仕方もあれば、今回のように民生委員さんや消防団員にもいろいろデータが伝わらないというように、同じスタイルではないというのがやはり町民の中から、こちらの役職では全部情報がもらえるのにここの部分については情報がないということは非常に整合性が合わないのではないかと質問をいただいております。そのように住所、氏名までわかっている場合、それと今回のようにわからない場合というのがあることについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） 先ほど福祉課長のほうから民生委員さんのケースを例に挙げて回答させていただいたわけですが、議員もご承知のとおり、町にも個人情報保護条例を定めております。その中で、利用及び提供の制限ということで、町が収集した個人情報をいわゆる外部に提供できる場合を決めているわけですが、基本的には本人の同意がないと外部提供ができないという決まりがまず一つあります。それ以外に、今おっしゃられたような統計のいろいろ調査ですとか法に基づいた中であれば外部提供もできるというそういう本旨というか条例の決まりになっておりますので、ですからそういう例外規定もございまして、その規定に基づいて外部提供できるものについてはしていくということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 法に基づいて個人情報やはり守られるべきものであると思います。

ただ、その情報の活用というのも町として考えなくてはいけないのではないかなと考えています。今、総務課長がおっしゃったように、同意が得られている場合、得られていない場合というのが一番大きな問題になるのかなと思いますけれども、例えば民生委員さんというのは委嘱されて守秘義務を持ったある意味準公務員的な立場で活動させていただいている方々だと思います。そのような方々に対して、よりスムーズに担当される地区を把握していただくためにも、守秘義務を持ったそういう方々に情報を出すというのは法律上、その辺の解釈は難しいかと思えますけれども、協働の町として町と住民が一体となってまちづくりを進めるんだという中では、守秘義務を持った方々に対して情報を提供して、終わったら返してもらうという前提のもとに情報提供というのはできないものなののでしょうか。

○議長（野村和好君） 福祉課長。

○福祉課長（山本照男君） 個人情報でございますが、まずどういう情報があるかということでございますが、高齢者の場合には、一人で暮らしている、高齢者だけで暮らしている、介護の情報であるとか、それから経済情報、家族の情報であるとかそういうものがございます。子供に関することにつきましては、ひとり親であるか、あるいはご夫婦か、お父さんお母さんがそろっているか、それから障害があるとか交通遺児であるとか、あとは家庭内の情報、虐待の情報、経済情報いろいろございます。障害については、障害の程度、それから障害の場所、知的情報、それからH I Vの情報であるとかそういったものもございます。一般家庭ですと、生活保護の情報であるとか経済情報さまざまございます。

民生委員さんは今申し上げましたものがすべて該当になります。時と場合によりまして。ですから、私が先ほど申し上げましたものは、それぞれ個々にケースが違いますものですから、民生委員さんに、募集にいただいた後に地域の情報をすべて提供するということにはやはり法律的にも解釈上無理があると思えますので、ただし、それが、民生委員さんが地域を回り定期的に巡回していただいてやはりここについてはちょっと支援が必要だよと、あるいはいろいろな相談事を受けたときに対応できないと困りますので、そういう場合に要請があれば私どもは関係する情報については支障のないように、またご本人にも時と場合によりましては確認をした上で情報提供をして、活動が円滑にできるように対応しているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） なぜこの問題にこだわるかと申しますと、ここで得られた情報というのが行政総務員さんのほうに渡りまして災害時要支援者のリストというのものにも反映されて

いくと思います。その時点で、すべてのそういう独居老人ですとかひとり暮らしの高齢者に関する情報が地区の役員さんのほうに伝わっていないのではないかとということが現実的にありますので、その一つの問題ではなくこれが次の場面、次の場面へとということに連動していっているということを考えていただきたいと思います。実際、行政総務員さんのほうに伝わっている情報と民生委員さんが知らない情報というのがあります。こちらにひとり暮らしの方がいるけれどもそれがリストに載っていないというのがやはりありまして、消防のほうでも確認をする、避難訓練の際にもその点でちょっと戸惑ったということを知っていますので、やはり町全体を見る中で、一つのものだけではないんだよということをちょっとご理解いただきたいと思います。そういう点で、全体を見た観点から情報というのをどう考えたらいいか、もし答弁ありましたらお願いいたします。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） まず、全体を見た観点ということでございますけれども、当然その法律あるいは条例に基づいて情報管理、提供しているわけでございますので、それに照らし合わせて可能なものであれば今後も提供していきたいというふうに考えております。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本当に活用については法律もございまして条例もございまして。そうした中で、やっぱり各町の組織の中で必要な情報をオープンにするのではなくて、最低必要限というような部分というのがその法律にのっとった部分なのかなという部分で、決してこちらで故意にとめている云々ではございませんので、やはり民生委員さんに必要な情報は提供をしますし、違う部分で消防で消防の情報が必要であればということであればその部分の情報は今までどおりやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） それでは、2点目の座談会について質問を変えさせていただきます。

4年間行ってみてやはりどうしても同じような質問が繰り返されるという点、先ほど町長もお話しいただきましたけれども、この同じ質問、同じ内容のものがいろいろな地区で出ているということに対して、町としてもっと積極的に他地区の情報も出すべきではないでしょうか。というのは、本当に地区制があるんですけれども、同じ状況というのがほかの地区にもあるということをやはり説明していくほうが町民の理解が得られると思うんですけれども、その点どうでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 各地域、集落ともすべて同じ条件ではございませんので、その地域、地域にやはり根差した問題ですとか、それは排水の問題ですとかでも排水というのはどこでもあるわけでありましてけれども、そうした部分についても全地域であるわけでありまして、すべての情報を開示しろというのであればそんなの隠しておけるところでもございませぬし、それこそ齊藤議員全部ご出席いただいておりますけれども、それもひとつ情報の提供には違いないのかなというふうに考えておりますので、画一的なものは難しいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 画一的な情報というのはやはり難しいと思うんですね。ですから、横芝光町の29会場全部というわけではなくて、似たエリアってありますよね。例えば空港問題に関するものであれば空港問題の質問が集中して出ます。特に大総地区ではそういう質問が多く出ました。これについて、山手のほうの考え方と海岸沿いの考え方というのはやはり違うので同じようには説明できないと思っておりますけれども、同様の質問が出た際に、他地区でもこういう話があったよという例を出すのは全然やぶさかではないと思うんですけれども、そういう点はどうお考えでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それについては、あえて紙で出す、ペーパーで出すとかという問題ではないにしろ、一応地区座談会では、あそこではこんな話も出てきましたよと、その時々で気がつけばそういうふうな発言を私はしていたかと記憶しております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） それが議論というか、座談会での呼び水になる場合もあると思います。なかなかひざを交えた座談会であっても発言が出にくい地区、それから活発に発言が出る地区とありましたので、やはりそういう点で、議論の呼び水としてそういうのを町の側から出すのも非常によかったのではないかなと思います。同じ1時間半の時間をとっていても、本当に早く終わってしまうところもあれば時間が足らなくなるほど煮詰まった話になるところもありましたので、そういう点を非常に差があるなということを感じたんですけれども、町長はその点は感じましたでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） あとはひとつ皆さん地域、地域、またその地域、地域によっても毎年同じ人が来るとは限らないわけで、ある部分この町の協働のまちづくりですとか財政については私どもも積極的にお話をさせてもらっている中である部分ご理解を、大体町もこういうところまでできるんだなという部分を、ボーダーラインが見えてきたところというのは比較的早いというような状況があるのかなど。実際、何もありませんかという話の中で、こういう問題が出ましたよというような提言も、今、齊藤さん言ってくれましたけれども、そうした中でまたその議論が活発になるし、ああそういえばこういう問題もあるなという話もございましたし、その辺については今後ともそういうようなやり方でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） それでは、平成21年度の中で出た問題につきましてお伺いいたします。

最初に空港の件、やっぱり非常に興味を持っている方が多くいます。町長も説明の中で空港問題の委員会があるんだよということを町民の……、すみません、会場は忘れてしまいましたけれども、委員会があるんだということを話されていましたが、実際その例えば空港問題関連協議会は今でも生きているのでしょうか、実在すると感じているのでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 一応条例上の組織はございますけれども、一時休眠状態になっちゃっていて、今委嘱はされておるところではございません。それをこういう状況でございますので、今準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 特に大総地区では空港に関する話がたくさん出ました。共生委員会がなくなってしまった後の対応もそれっきり、それ以降情報がない。それから、町として昔あった組織が今はなくなってしまったということで、いろいろ不安に思っている方もいます。町長、この辺は早急に共生委員会の後の新しい発展された共栄委員会というものに対する情報などももっとどんどん出すべきだと思うんですけども、実際その進捗状況というのはどのようになっていますでしょうか。

それと、町、今条例上ではあるということでしたけれども、何名程度、どのように組織するものなのかお伺いします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、共生委員会がなくなって共栄会議が立ち上がったことを聞いております。しかしながら、暫定的な共栄会議というものは暫定的なものでございまして、実はこの共栄会議には私は参加しておりません。そうした中で、今後新たな組織をつくるというお話を聞いているところでございます。

それについては以上でございます。

○議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（高蝶政道君） ただいま共生委員会にかわる組織ということで共生共栄会議のお話がありましたけれども、今時点では新たな組織へのつなぎ的な組織ということで、横芝光町からは委員として参加がございません。ただ、この4月から委員の委嘱がえがございます。その中では横芝光町からも委員が参加する予定ということになっております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） わかりました。それでは、もうとにかく空港に関する問題は、横芝光町は2本の滑走路の延長上の直下にありますので、もっともっと情報を出していただきたいと思います。横芝光町が空港と切っても切れない町にあるというのは町民の皆様も感じておりますので、それについてはわかること、それから停滞、とまっているということ自体が町民の皆さん不安に思っています。何もないということが不安に思っていますので、その不安解消のためにも、ある情報を出す。それから、今後の見通しなども事前に提供をするような体制をぜひとっていただきたいと思います。

その中でも特に飛行時間の問題ですとか、内際分離ではなく飛行時間の問題や空港対策周辺交付金から先ほど町長も言われました区への補助金の問題、これについて非常に心配しておりますので、改めてどのようにするおつもりなのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 情報公開のまず問題がありますけれども、具体的に、たまたま騒音対策委員会については休眠状態であったのはこれは事実でございしますが、議員さん方にも空港会社または県の空港対策課を交えて常に変化があれば全員協議会等で情報については積極的に開示させていただいておりますし、また広報等においても私みずからそれについては周知をしているつもりでございまして、これからもでき得る限りの情報提供に努めたいと考えております。

それとまた横芝地域の各地区に、45地区に交付している交付金については今後もそれは継続していかなければならないかと思ひますし、また光地域の問題については、今後、それこそ先ほど壇上でも答弁をさせていただきましたとおり、騒音対策委員会の中でご検討願いたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 飛行時間についても一度お伺いしたいんですけども、町長、新島地区での座談会の席で24時までということも話されておりました。また、それを聞いた方が大総地区のほうの方と話をすると、大総地区ではまず23時までという大前提がある中で24時という話がもう既に出ているということに対して憤りを感じている町民の方もいます。横芝光町でも騒音の影響の低い地域と大きい地域がありますけれども、やはり同じように考えていかなければいけないのではないかと思ひます。騒音の低い地域であれば割かし許容範囲は大きいと思ひますけれども、それをそのまま大総地区へ持っていけないと思ひます。いきなり24時までいいのではないかという話が、大総地区へ行ってしまうと、今後22万回の次のステップ、将来的な30万回のステップへ行く中で、先行してもう24時までが決まっているとかという話になってしまいますと地域住民の理解を得づらくなってしまふのではないかと思ひますけれども、その点、横芝光町一つの町として考えるべきだと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 24時までには延長する話があったということに対して、私がそれに対して認めたとかそういうお話ではなかったかと思ひます。あくまでもそういう話の前提の中で、30万回の離発着をする前提の中で、今までの最大譲歩して23時まで、その22時から23時までの間が10便という決められた中で、今の状況の中で30万回は可能なんだというような空港会社のお話でございまして、ただ、芝山町相川町長が、そうであればより安全を担保するためにその時間的なキャパを広げたらどうかというお話があった旨を伝えたものだというふうに私は認識しております。また、その空港騒音問題につきましては、それこそ今同じようにとおっしゃいましたけれども、現実問題、中台地区とやっぱり特に大総地区、中台地区とすべてを同じようにというような考え方ではなくて、やはりあそこの部分については非常にうるさい騒音があるという認識の中で考えていっておりますし、今後もそのような認知で考えております。ただ、これは横芝光町本当に全体の問題であることについては間違いがござ

いませので、そういうような認識で今後ともこの空港問題については傾注していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 空港に関しましては、横芝光町になりまして騒音エリアもそれだけ広がっているわけでありまして。また、前回30万回に向けての本単を示されておりますので、町民の皆さんには不安のないような説明をぜひお願いしたいと思っております。

次に、東陽病院のMR Iの件なんですけれども、これは年間約1,000万円のランニングコストがかかります。平成22年度ではそれは補助期間であります、この活用計画というんですか、医師がふえるから十分使えるというのではなく、どのように使う、それからどれぐらいの頻度で使うという活用計画がなければそのランニングコストがペイできるという計算は出ないと思うんですけれども、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（野村和好君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、ただいまのご質問のMR Iの活用計画、実際どのぐらい使うようなことになるんだろうかということのご質問だと思うんですが、まずこれはMR Iは比較的整形外科で割と使われるものです。実際に、その整形外科の先生にもMR Iが入ったらどのぐらいの検査をするんだということもこの前常勤のドクターに聞いたことがあります。1日に2件、3件の検査はあるだろうというようなお答えもしていただいていますし、またそのほか内科でも当然今回入れるMR Iは使えるものでありますし、内科の先生もそれほど数ではなくてやはり使う、また耳鼻科、そういった各科の先生方に聞いた中でおおむねの、実際には使うドクターの考え方、患者さんによるケースがあるので難しい部分はありますが、当然ある程度の利用件数はあるというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 最後、地区組織についてですけれども、現在やはり高齢化が進んだり、それから地域の中もやっぱり人口が少なくなったりということで、組織自体が維持できなくなってきたという話も出ています。これは町長も実際座談会の中で聞いていると思っておりますけれども、こういうことに対して例えばいろいろな内容の簡素化できるもの、それと集約できるものというものがあれば、地区の負担軽減のために考えてみてはいかがでしょうかと思うんですけれども、協働のまちづくりということですのですべてを住民にお願いするのではなく、やはり行

政側でやるべきこと、それから地区にお願いすることというのを分けて考えたほうがいいと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それの最たるものが、合併当初、消防団組織の統廃合ですか、そうした中で、当然おっしゃられるように地域によっては20世帯、30世帯の地域もございます。そこに同じような、ある部分協働のまちづくりに対して義務的な負担を課すること自体やはり無理があることは重々私も認知しておりますし、行政側もそれは認識しておるところでございます。でき得る限りその負担がなくなるような合理化、やっぱりそれを今後とも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） ありがとうございます。

いろいろ質問させていただいてまいりましたけれども、このたび4月に行われる町長選挙で町の活性化を目指してまたいろいろな議論をさせていただきたいと考えております。佐藤町長には胸をかりるつもりでいいまちづくりに頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして質問を終了とさせていただきます。

○議長（野村和好君） 以上で齊藤隆議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は午前11時10分。

(午前10時57分)

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◇ 鈴木克征君

○議長（野村和好君） 一般質問を続けます。

鈴木克征議員。

[8番議員 鈴木克征君登壇]

○8番（鈴木克征君） 一般質問に先立ち、ことしに入り起きたハイチ大地震やチリ大地震で

は大変大きな被害が出てしまいました。ハイチ地震では推定死者は23万人とも言われます。犠牲者の冥福を祈るとともに、いち早い復興を願っております。

一方、日本時間、今月1日に閉幕したバンクーバー冬季五輪では日本選手の活躍が大変目立ちました。特に今回は選手のふるさと応援が各地で盛んに行われ、メダルの数も8年前のソルトレイクシティが2個、4年前のトリノが1個に比べ今回は5個と大きくふえたとし、若い選手の入賞が目立ち、我々日本人に多くの感動と勇気をいただきました。また、4年後のロシア・ソチ五輪を目指し頑張っていたきたいと思います。

それでは、大綱2点、壇上より第1回目の質問をさせていただきます。

民主党政権のもとでの平成22年度農林水産省当初予算案では、農業農村整備事業、いわゆる土地改良事業費は前年度比63%縮小の2,129億円と激減、要求額4,889億円を半減することとし所得補償制度等の財源とする、また同時に農業予算の大転換を求めています。削減した予算は戸別所得補償制度などに回るため、農業予算の総額は4%の減少にとどまることですが、農業生産額の減少や耕作放棄地の増加など、農業再生が緊急の課題となる中で非常に心配をしているところです。

最初に、水田利活用自給力向上事業について伺います。

この事業の今回の対策として6つのポイントを挙げています。これまでの需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう生産数量目標の達成にかかわらず助成対象、作付拡大に対応できるよう作付面積の実績に応じて全国統一単価で交付、その他作物に対する交付は単価に基づく支援枠を設け地域の実績に応じて柔軟に作物単価を設定、水田の自給力向上のため新たに二毛作助成を実施、現行に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和するため交付単価の加算ができる激変緩和措置を講じる、麦・大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金を引き続き交付と挙げております。交付金単価は、麦・大豆・飼料米・飼料作物が10アール当たり3万5,000円、新規需要米が8万円、ソバ・菜種・加工用米が2万円、その他作物が都道府県単位で単価設定可能1万円、二毛作助成金が1万5,000円となっています。この事業については、主食米と同等の所得を確保できる水準の支援を行うと国は掲げておりますが、県や町の上乗せ助成がなければ魅力的なものではないと思われま。当町の21年度生産調整推進対策事業奨励金として2,500万円強となっておりますが、平成22年度の水田利活用自給力向上事業にかかわる町の予算の考え方、配分について伺います。

次に、米戸別所得補償モデル事業による10アール当たり1万5,000円の所得補償を受ける

には生産数量目標を守ることが条件になっているため、生産調整部分に加工米や飼料米などを生産する農家がふえてくることが予想されます。もし加工用米などの販売先が見つからなくて、所得補償を受けたくても受けられない農家が出てきた場合の町の対応について伺います。

次に、入札、物品購入について伺います。

先月15日発表された2009年10月から12月の国内総生産量GDPは、実質GDPが年率換算で前期比4.6%増と3期連続でプラス成長になった。設備投資が回復し、輸出だけでなく内需にも明るい兆しが出てきた。ただし、失業率が高どまりするなど雇用の回復はおくれ、国民に景気回復の実感は乏しい。景気対策効果が薄れる10年1月から3月期以降は成長が鈍化するとの見方もあり、自律的な回復はまだ見通せていない。また、コンクリートから人への方針にこだわれば、公共事業に依存する地方経済が打撃を受ける可能性が高くなる。景気刺激効果が期待でき、学校耐震化など優先度の高い公共事業は予算を復活してはどうかと新聞に書かれていました。このような経済不況の中、町発注建設事業に対する町内業者の受注割合、受注金額、入札方法また町内業者に受注確保のためにどのような取り組みをしているのか伺います。

次に、物品購入の発注方法、町内業者への発注割合、金額についてですが、千葉県の不正経理事件でもこの物品購入方法が問題になったところですが、9月議会森川議員からの一般質問で答弁いただいたところですが、町はどのように執行しているのか伺います。

最後に、小規模な工事の発注、修繕、小物物品購入はどのようにしているのか伺い、壇上からの質問とさせていただきます。

〔8番議員 鈴木克征君降壇〕

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、鈴木克征議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、入札、備品購入についてのご質問については、企画財政課主幹から答弁させますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

それでは、戸別所得補償モデル対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の水田利活用自給力向上事業にかかわる町予算の考え方についてでございますが、施政方針でも申し上げましたとおり、平成22年度からは戸別所得補償モデル対策が実施され、

米戸別所得補償モデル事業とセットで水田利活用自給力向上事業が行われることとなっております。水田利活用自給力向上事業は、従来の生産調整に対応する施策として位置づけられていると思いますが、自給率の向上を目指し、10アール当たり県選定作物に対しては1万円、加工用米に対しては2万円、麦・大豆・飼料作物に対しては3万5,000円、飼料用米を初めとする新規需要米に対しては8万円が交付されるものであります。平成22年度の予算を編成するに当たりましては、これらの状況を考慮しながら平成21年度の実績を参考として編成したところであります。しかしながら、農業者がこの制度を理解し、どう対応されるかは計画書を取りまとめてみなければわからない状況にありますので、この対応状況を見ながら新年度において予算の再調整が必要となるのではないかと考えております。

次に、2点目の加工用米などの販売先が見つからなく、所得補償を受けたくても受けられない農家が出てきた場合の町の対応についてということにつきましては、生産者から希望のあった数量全量を受け入れられるように、千葉農政事務所を初めとする関係機関または受け入れ要望のある民間業者と協議をしているところでありますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

〔企画財政課主幹 高蝶政道君登壇〕

○企画財政課主幹（高蝶政道君） それでは、私からは、入札、備品購入についての3点の質問にお答えいたします。

まず、1点目の町発注建設事業に対する町内業者の受注割合、受注金額と入札方法についてであります。平成21年度の入札による発注件数は2月24日現在79件を執行しております。内訳は、土木工事33件、建築工事10件、その他の工事10件、委託等コンサル業務18件、物品等購入の8件でございます。このうち町内業者の受注でございますが、工事発注件数53件のうち45件が町内業者の受注となっており、受注金額の総額は3億5,232万675円、受注割合は84.9%となっております。また、物品購入につきましては8件を指名競争入札で執行し、このうち町内の業者を指名した入札は4件で、町内業者の受注は消防関係物品の購入が1件、受注金額は281万2,320円、受注割合は12.5%となっておりまして、委託等コンサル業務の受注はございませんでした。また、入札の執行方法ですが、工事関係では53件中51件が受注希望型競争入札、指名競争入札は2件、業務委託は18件中15件が受注希望型競争入札、指名競

争入札は3件で、その他の入札につきましては指名競争入札で執行しました物品購入の8件でございます。

次に、2点目の物品購入の発注方法と町内業者への発注割合、金額についてでございますが、物品購入につきましては、ただいま申し上げましたとおり、指名競争入札による執行が8件ございまして、平成21年度の町内業者への発注実績は4件で、内訳は建設資材1件、消防関係物品2件、電化製品1件であります。発注金額の合計は予定価格で1,418万円となっております。

なお、入札への参加につきましては、指名・一般競争入札を問わず、町の入札参加資格者名簿に登録されていることが必要であり、町内業者につきましては、建設資材が4者、物品関係でも同じく4者の登録がございます。

続きまして、3点目の小規模な工事、修繕、物品購入についてでございますが、これにつきましては入札ではなく随意契約による発注を行っております。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号では随意契約によることが可能な金額について示されており、町の財務規則でも契約の種類に応じ同様の規定を定めておりますが、消費税を含む金額が工事では130万円、財産の買入れは80万円、業務委託では50万円を超えない契約については、契約事務の簡素化の趣旨から契約金額の少額なものは競争入札には付さなくてもよいとされているものであります。随意契約として発注する場合には、競争性が保たれていれば契約の相手方は必ずしも町の資格者名簿の登録業者でなくても認めており、また、軽微な工事については建設業の許可を要さないことから、町内業者の受注機会は少額なほど増すこととなります。このことから、町内業者で調達できる物品や施設の営繕等軽微な修繕工事の発注につきましては、今後も町内業者の育成を考慮した上で予算執行に努めてまいりたいと考えております。

〔企画財政課主幹 高蝶政道君降壇〕

- 議長（野村和好君） 鈴木克征議員。
- 8番（鈴木克征君） 再質問させていただきます。

政権も政策も変わった中でなかなか見えない部分というのは多くあると思います。加工米の分配先ですが、JA等に聞いてみますと、比較的細かく買入れてくれるところはもういっぱい、安い価格の売先はあるというこういったことを聞きます。私この所得補償制度を考えてみますと、先ほども言いましたけれども、1俵当たりの売り上げ代金が安価で加工米交付金が10アール当たり2万円では、やはりこの町の助成金なくしては農家の人たちはなかなか取り入れるのが難しいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

○産業振興課長（林 新一君） それでは、ただいまの質問にお答え申し上げます。

確かにことしですと、21年産米の価格ですと加工米で2万円いただけますと結構金額になります。そのほかに産地づくり交付金と町の補助金というものをプラスしますと1万円よりは多少安いんですが、まあまあかなという数字が出ていたのかと思います。しかしながら、先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、加工米で対応される面積がどのくらいあるのか、飼料米で対応される面積がことしどのくらいあるのかというのは過去に実績がないものですから非常に未知数でございますので、計画書を取りまとめた上で、そのときの農協等とも金額的な販売価格の面ですね、金額的な打ち合わせも行いながらどの程度町が支援できるのかというのを改めて考えなければならないというふうに考えております。そういう意味で先ほど町長答弁の調整ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） ひとつ比較的農家の皆さんが取り入れやすい加工米だと思いますので、そのときによろしく検討のほどお願いしたいと思います。

次に、全体的には同じことが言えると思うんですけれども、ちょっと考え方なんですけれども、麦・大豆の補助なんです、これは一般水田ではなかなか作付が不可能だと思います。その辺のこの種の作物に対する町の補助はどのような考えをしているのか伺いたいと思います。また、ホールクropp等の作付がふえたときは今までと同じような補助予定をしていく考えがあるかどうか、その辺について再度伺います。

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

○産業振興課長（林 新一君） ただいまの麦・大豆への支援でございますが、ホールクroppとあわせてご回答になります。

どちらもこの地域では団地で作付しないと非常に作付上不便な部分がございます。麦・大豆も湿田では成長いたしませんので、町で該当になっているのは北清水のブロックローテーションでやっていただいている麦・大豆でございます。また、ホールクroppにつきましても早目に刈り取りということがございますので、ほかの水稲と混在する作付ではなかなか難しいということがありまして団地化で推進していただいておりますので、その団地化という意味で町で助成をしておりました。ただし、これも今回産地づくり交付金の中では8万円という高額な、ホールクroppにつきましても8万円という高額は見えておりませんでしたので、そこらの辺でまた調整が必要になるかと思っております。また、麦・大豆につきましても団地カク

サンということで出していたんですけれども、そのほかに水田の所得安定対策でキゲタ、ミドリゲタというのが出ておりますので、これ直接組合のほうに交付されている交付金があるんですね、それらでかなりの水稻うるち米に匹敵するような金額が出ているようでございますので、それらのことも考慮しながらやはりこちらも22年度については調整していかなければならないというふうに考えております。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） この麦・大豆の補助金は自給率向上にも大変必要だと私も思います。ただ、今後作付面積がこれやはり加工米と同じように50ヘクタール、60ヘクタールと大きく増加した場合などがあると思います。そういったところの考え方その辺と、あとホールクroppですけれども、平成20年ですかね、機械購入などの助成を行ったと思いますけれども、この機械では現時点ではもう拡大は無理だと聞いております。この辺、新規に取り入れを希望している意見等も聞いていただけたらと思いますけれども、そういう意味で再度伺います。

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

○産業振興課長（林 新一君） 麦・大豆につきましては国の重要生産作物でございます。これが50町歩にふえるという場合には、やはりそれなりの考え方を町もしていかなければならないのではないかと私は考えております。また、ホールクroppの対応面積でございますが、現在の作付方法ですとほとんど目いっぱい状況でございます。ただ、今の機械でこれ以上作付面積をふやそうとすれば、作付時期をずらすという方法が一つ残されているということでございます。なお、ホールクroppで今後ふやしたいということであれば、最低でも10ヘクタールくらいの対象面積を広げていただいて新規に機械を購入するという対策が必要かというふうに考えます。

以上です。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） それでは、今後そういったまだ取りまとめのほうが終わっていない状況なので、先ほどの町長の答弁のように今後検討することなのであれなんですけれども、あと、それともう一点、新規需要米奨励金ですか、飼料米、米粉用などことしは何か米粉なんかもなかなか販売先が確保できないというようなことを聞いていますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

○産業振興課長（林 新一君） 昨年度は県の紹介もございまして米粉用の米として販売でき

たんですが、群馬県、鈴木議員も御存じのとおり群馬県のほうに販売したんですが、何かこ
としはこういう制度に変わりました、県内でほとんど需要が賄われてしまうと、他県の分の
米粉までなかなか買入れはできないというようなことで今のところ話をいただいております。
また、そのほかにもいろいろなところを産業振興課としても調査しているんですが、な
かなか米粉は難しい状況でございます。ただ、飼料米のほうは、昨年もアサヒのプライトピ
ッグのほうへ出荷した部分もございまして、こしはまた枠を広げたそうでございまして、
そちらにはまだ需要は大丈夫のようでございます。ただ、金額的には昨年の、昨年50円とい
う最高額で出ていたんですが、その金額が確保できるかどうかというのはまだ未定でござい
ます。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） 昨年度は町に素早い対応をしていただきまして、農家の皆さんも産業
振興課を非常に高く評価してくれていますので、ひとつことしもいい売り先がございましたら
その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

戸別所得補償モデル対策ですが、町の産業振興課のほうにもこういった町の資料、農水省
の資料などを配って説明努力はしていただいているところですが、地域の農家の皆さん
にはなかなかこの制度の概要というのはわからない状況だと思うんですね。この辺のと
ころの説明会を開催するなど、より細かな対応も必要だと思いますけれども、その辺のと
ころの考え方はいかがでしょうか。

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

○産業振興課長（林 新一君） 鈴木議員ご指摘のとおりだと思います。なかなか新規の事業
で、実は1月27日に認定農業者の研修会というのがございまして、そのときにこの制度を勉
強しましょうということになりまして、せっかくですから町内の農家の皆さんにも声をかけ
ましょうということで全農家にその会議の通知を差上げたんですが、約80名強の方に集ま
っていただきました。その中でもやはりその感想はまちまちでございまして、完全に理解で
きた方は少なかったのかなというような思いをしております。したがって、再三にわたり
そういうパンフレットもお配りして、またこれから計画書をお配りするんですが、そのと
きも一応説明書も一緒につけて、こういう制度ですよということでしたらと思っております。
また、直接説明会につきましては、国の農政局もそういうことがあれば積極的に参加
させていただきますというふうな話を聞いておりますので、個別にはできないんですけれど
も、集落単位でありますとかお集まりいただいて、来ていただきたいということであれば産

業振興課で段取りしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） よろしくお願いたします。

町長に1点ちょっと伺います。平成22年度農林水産省予算概要決定の概要の中に、今年度新たに、地域の自主性を生かし、より地域の実情に即した事業実施が可能となるように新たな交付金制度を創設、農山漁村地域整備交付金1,500億円。この一部が農業農村整備事業に使えるというような話を聞きましたが、この辺のところは聞いている範囲で願いたします。

それから、先ほどの全体的な答弁の中で質問させていただいたんですけども、町長の答弁もありましたけれども、その辺の戸別所得補償制度に対する考えがありましたら一緒にお答願いたします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の22年度の農水省の概要、大変厳しい状況があるわけでございます。

また、そういう部分につきましてやはりどのような、どうやったら使えるかという方法論をいろいろとこれから検討をしてみたいと考えます。

また、町も当然のことながらこの横芝光町発展のために農業の発展なくしてこの発展はないというふうに私も常日ごろから申し上げますとおり、町の大きな一大事業でございます。理事長でございます鈴木克征さんでありますけれども、篠本新井土地改良の完成には一日も早い、できるだけ計画どおり進むように考えておりますし、この政権が変わった中でもいわゆる所得補償制度につきましてもなかなか地域の農業者に対しての認知がまだまだ薄い中ではありますけれども、町としましてもやはり農業経営の安定化をどうしたらできるかを積極的に今まで以上に努力をしてみたいと考えておりますので、今後ともいろいろとご指導をよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） この1,500億なんですけれども、今年度の課題というか背景となっているんですけども、地域の創意工夫を生かし、農山漁村地域の総合的な整備を進めるため、農業農村森林水産の各分野でそれぞれが実施してきた既存制度を抜本的に見直します。自治体が農山漁村地域のニーズに合った計画をみずから策定し、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の自由な創意工夫によるソフト事業も実施可能な自由度が高

く、使い勝手のよい新たな交付金を創設しましたとなっておりますので、ひとつ関係機関に
お願いしてみてもと思いますので、よろしく願いいたします。

今後、先ほど課長のほうからも答弁ありましたけれども、今後の農家の動向、また作物市
場の状況をよく判断していただきまして、適切な農家への助成をお願い申し上げます。

最後に、今回の戸別所得補償モデル対策の財源確保のため、土地改良事業にかかわる農業
農村事業予算が大幅に削減される計画となり、当町で進めている基盤整備事業の進展にも影
響が出てくるかもしれません。しかし、国が求める自給率を向上させるためにもこの基盤を
つくる土地改良予算は必要であることから、その予算確保について町からも関係機関に強く
要望していただきたいと思います。

次に、物品購入については、大きなものの入札等はなかなか町内からの指名参加願の提出
もないようですが、小さなものに対してはできるだけ公正、公平のもとで町内業者へ発注し
ていただけたらと思います。また、修繕や小さな工事ですが、発注に至るまでのいろいろな
経緯や事情があると思います。随意契約とは、競争または入札の方法によらず相手方を選択
し随時これと締結する契約で、国または地方公共団体の契約では特別の場合に限られるとな
っていますが、私はこの随意契約にしても説明がしっかりとつき、だれもが認められるよう
な場合は随意契約でもいいのではないかとこういうふうに思いますけれども、この辺の考え
方はいかがでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃるとおりでございます。やはり当町の建築業に携わって
いる町民の割合は近隣市町に比べますと非常に高いものがあるのではないかとこのふうな部
分も考えております。特に軽微な、最近の軽微な工事ですとか修繕の部分につきましては、
組合がございます。例えば千葉土建ですとか建築業組合なんかには直接依頼をして工事をやっ
てもらっているケースが多々最近は出るようにしてございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） よろしく願いいたします。

あと入札の件で再度お伺いしたいんですが、以前に入札が行われました工事名称が横芝光
町文化会館高压引込改修工事ですが、入札は受注希望、入札参加業者は4者、落札率は85%、
入札金額は参加業者4者がすべて同金額となってくじとなっております。私はこの設定基準、
設計価格、発注方法などに問題があるのではないかとと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今ご指摘のあった案件につきましては、最低入札価格を85%に設定をさせていただいての受注型一般競争入札ということでございまして、4者がすべて最低入札価格の札を入れて4者くじ引きでということに結果的になったわけございまして、最近では2,500万円以上ですとか大きい金額については最低金額を設けないでやるような入札方法にも一部変えております。しかしながら、余り安価な部分で町内業者が中心となるような部分で、最低制限価格を設けないやり方がある意味地域業者のために適切かどうかという部分も含めまして、今そういうような状況で進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） 85%最低価格、十分わかるんですけども、ほかにもこの前85%でくじとなった業者いっぱいあります。入札結果もいただいていますのでその辺も見んですけども、参加業者すべてが最低価格、ほかの5者、6者、また3者、4者でも恐らく全員ではなくてやっぱり1者、2者というのは多分決まった金額でなっているのかなど。4者がすべて、ですから逆に言わせてもらいますと、入札に関してはどなたがやられても85%できると。ほかの件でも85%の最低価格、入札希望が6者で4者が同金額で4者にてくじ引きとかくじとかというなら十分わかる。6者が6者、7者が7者、4者が4者すべて最低価格で同一金額となると、どなたがやられているのこの工事ほど。ですから、先ほども言いましたこの辺のところには若干の問題があるのではないかと。その辺、そういったことなんですけれども。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 言われればそういうようなことございまして、設計金額にまたその予定価格の理解が薄かったのかなというようにも反省をしなければならぬところでございます。今後、予定価格には十分調査をしながら入札執行に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） よろしくお願ひしたいと思いますが、その件で関連するんですが、昨年の暮れ、大変お忙しい中、担当課の出席をいただきまして、議員有志による勉強会を開催させていただきました。その中でもちょっとお聞きしたんですが、当町では総合評価方式は

とっていないというようなことをお聞きしました。しかし、まさにこのような工事が、工事成績、優良工事、事故及び整備と手持ち工事量、施工経験、施工実績、営業拠点、地域特有貢献度などの項目に従い評価をしまして、総合評価結果として判断されたらいかがかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、私どもで総合評価方式については検討をさせていただいているところでございます。しかしながら、一番難しいのは、客観的なこの総合評価をどのように出すかについて非常に難しい部分がございます。今、国・県が一部取り扱っているところでございまして、その辺の情報を吟味しながら、今後、積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） よろしく申し上げます。

一般競争入札に関してですが、いただいた本によりますと、「現場から地方自治を語る」という本の中に、一町長の考え方として載っていたことなんですけれども、「今、行政の発注は一般競争入札が多く採用されています。これには私相当否定的です。安いことはいいことだということで格差社会になります。大手やメーカーの費用の原材料にしても大量に購入できるわけで安くなるのは当たり前です。こういうことを続けながら地場の経済、産業を守るということはできないと思っています。職員には、法律にバッティングするかどうか配慮した上でできるだけ地元発注できないかを指示しています。でも限界があるでしょう。そこで、入札条例のようなものを町独自でつくり、地元発注にありがちな裁量とか密室をなくした上で一般競争入札ではない仕組みをつくっていくことを考えています」と言っていました。私も全く同じ考えです。地元産業の経済を守る観点から、入札の制度、方法、また発注方法等を再検討していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げ、一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（野村和好君） 以上で鈴木克征議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は午後1時ちょうどとします。

(午前11時52分)

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 伊 藤 圀 樹 君

○議長（野村和好君） 越川洋一議員の質問の順ですが、本日欠席のため、一般質問通告の効力を失いました。質問順を繰り上げて一般質問を続けます。

伊藤圀樹議員。

〔11番議員 伊藤圀樹君登壇〕

○11番（伊藤圀樹君） 午後一ということで質問をお伺いさせていただきます。

横芝中学校に関する問題から始まりまして大綱3点、お伺いをさせていただきます。

まず最初でございますが、横芝中学校も開校満50周年を迎えまして、子供たち生徒は勉強、運動、あるいはまた部活というものに励む生徒の姿を目のあたりにいたしまして大変大きな力強さというのを感じ、喜ばしい限りかなというようにも思っております。また、この中学校、立地条件、いろいろな環境面からいたしましても非常に恵まれたそういった中にあるということでございまして、他の模範でもあるということで視察の方々、あるいはまた地域の方々の喜ばしい声が聞こえてくるわけでありまして、将来的にも大変明るいものがあるかなと、そんな感じがいたします。しかしながら、この子供たち、健康、体、丈夫であっての物種でもございますので、校内だけの活動だけではなく、学校に通学される道中、いろいろな危険性を伴っておりますので、そういうことに関する当局の答弁をお願いをさせていただきます。

まず、上町付近の危険性ということでございますけれども、これは通学路、俗に言う元の北海道屋さん、上町あるいは行政センターの踏切、あの辺から回りましての通学道路、学校で決められた通学路というものがございまして、生徒さんたちはそれに準じて通学登校なさっておるわけでありまして、上町付近に参りますと、学校は近代化で住みやすい、勉強しやすい環境になろうかと思いますが、そこに到達、そうですね、学校に到着をするまでが大変なものではないのかな。私も先日は子供を送るという父兄の皆さん方の意見を聞きながら残ってみるはものの、踏切から上町信号、そして通学路、これは県道でありますけれども、バイパスのできる信号、そして学校の校門までという非常に込み合います。そういった中で県道の通学路というのが子供たちにとっては非常に危険きわまりないという、一列棒状で五、六十センチのどぶ板の上をかたかたと通学する子供たちは見るに忍びないなど、そ

んな感じがいたします。

現在、バイパス工事が進んでいるということでありまして、確かにバイパスがあればこれは県道昇格ということで今の道路の格付が変わるのかなという気もいたしますけれども、そのバイパス道路、どのような進展が見られるのか。大分長い時間を要しているようでございますけれども、子供たちの安心安全のための通学路確保ということにつきまして、この通学道路、バイパスの完成見込みはどういう現状になっておるのか。地権者の皆さんの承諾は得られているのか、そしてまた126号線からの接続が進んでおられるのか、現在の現況というものをお知らせ願えればというように思っております。

そして2つ目、国道126号線の横断の心配ということでございますが、学校に通う生徒さんたち、定められた通学道路。これは守らなければならないということもございますが、月曜日から金曜日の平日はまだしも、土日の部活活動の生徒さんたち、あるいは時間外の部活の子供たちが126号線横断歩道を自転車をおりて引いて渡っても事故に遭うという大変危険きわまりない状況下でもございますけれども、そういった通学路。土日だとすれば子供さんたちは路地裏あるいは近道ということで利用なされると思うんですが、そういった危険性のある、ガードレールが設置されているところであれば結構でありますけれども、非常に126号線交通量も多うございまして、そういった分野の子供たちの安全性の確保というものをどのようなお考えをお持ちでありますか、この2点をお伺いさせていただきます。

続きまして、大綱2点目でありまして、栗嶋橋、長塚・北清水橋の進捗状況ということでございまして、この栗嶋橋は老朽化に伴いまして大分もう2年、3年、計画が立てられてまして大分たってはおるのでありますけれども、その間、通行どめになったり、あるいは仮設の橋ができ、現在では通行するには差しさわりはございません。しかしながら、橋があればいいというものでもございませんし、現在の仮設の橋、そしてまた本橋の栗嶋橋の建設ということでありましようけれども、光側寄りを取りつけ道路が進んでいるようではありますけれども、これが光は進んでいますが横芝側ということでございまして、橋からあそこは何でしょう、於幾とか曾根合、寺方というそういった地権者への説明なり、あるいは土地の確保、幅員の確保というものがなされておるのか。

と同時に、また多古・横芝線ですか、あの辺に出られます道路接続ということで立地条件、安全面のいろいろ考慮した中での地権者への説明了解あるいは同意というものは、橋ができる、しかしながら側道あるいは出道のない橋では価値観がございませんので、この先ほど申しました於幾、曾根合、寺方というこういった方面への説明あるいは同意というものはどの

ような方向づけになっておられるのかお伺いをさせていただきます。

2点目の長塚・北清水橋の進捗状況ということでございますが、その一つとして長塚地先、これは2年前に私もお伺いをさせていただきました。そのときに当局の説明では、早速測量あるいは設計、そういったものに取り組むという答弁でございましたけれども、現況この橋の建設に伴いまして、光町側の道路、地域の皆さんは橋をつくること、道路をつくること、これには賛成であるという大きな協力を得られた上での建設計画であると認識をいたしております。そういう中で、地域説明、地元民の意見を聞きながらということでありましてけれども、紆余曲折ありましようけれども、時間がたっている割には、光町地先の地元の同意あるいは合意というものがすべてクリアして得られているのかなということでございます。

現在では、これも時限立法ということでございますので北清水側で下部工事が始まっております。これは橋の橋脚の一部だろうとは思いますがけれども、光町地先の同意はどの方向なのか。あるいは、橋は当然ながらこれは進められるでありましようけれども、それにまつわる北清水側の測量なり、あるいは地質調査なり、あるいは地元地権者への説明、あるいは設計といったそういう方向性というのは地域には示されておられません。今まで三度ぐらいの説明会というものはございましたけれども、具体的な案というのは提示をされていないわけでありましてけれども、現在に至っては橋の橋脚の工事の入っているのに清水側は道路は構わなくていいのかなと、当局がそういうことなら協力はせぬでもいいのかなというような多くの苦情を耳にするようになってまいりました。地権者に対する、地元地権者の住民に対する設計あるいは状況説明というものは、当局のお考えは、どのような時期にどのような説明ができるのかなとお伺いをさせていただきます。

そして、大綱3点目でございますけれども、東陽病院MRI導入の現状についてということでございます。

東陽病院の運営、大変近年は全国的に公立病院の運営というものが非常に厳しい状況下にあるということではございますけれども、当町も御多聞にも漏れずその部類に入るのかなという懸念もございます。結構なマイナス面を抱えて運営されている東陽病院でありますけれども、それぞれの部署に携わる皆さん方はかなりの努力はなされているところでございましょう。しかし、住民の皆さんの中には、なくしてはならないということ、また、なくなりましてはいけないというそういう思いがございますので、なお一層の努力を願いたいということでございます。

そして、小さな1つ目といたしまして、このMRI、先ほども齊藤君の質問の中にもござ

いましたが、導入後の診療内容というものでございますが、医師も2名が増員されたということであり、その診療内容も変わってくるというご意見がございました。答弁がございましたけれども、最初お伺いしたのは、MRI導入に当たって医師の変動はなくても済むと、レントゲン技師で対応ができるというようなことで、これもそうなのかなということではありますけれども、いかんせん、医療機器でありますので機械の操作はできる、絵を見ることもできる、これはできると思いますね。ただ、その後の内容判断というものは非常に難しいものがあるのかなと、その辺をどのようなお考えをお持ちなのか。あるいはMRIの専門医師というものが必要になってくるのか。現在の医師で負担するというのであれば負担増というものが出てこないのかということでもありますけれども、現在のお医者さん、ドクターにそういうことは失礼でありますけれども、そういった適切な判断が本来専門医でなくてもできるものなのか、その辺のことをお伺いをさせていただきます。

そして、2点目の後の維持管理費1,000万円の財源見込みということでもありますけれども、維持管理に1,000万、確かにそうお伺いをさせていただいております。どのような内容の維持管理でこの1,000万という数字が出たのかは定かではございませんが、先ほどの医療費の見直し、あるいは患者数の増大というもので何とかという見通しがあるようなそぶりでありましたけれども、これはすこぶる甘いのではないのかなというような気がいたします。この1,000万円の財源見込みというものもお伺いをさせていただきます。

3番目の検討委員会の内容ということでございまして、先ほども出た内容もございまして、検討委員会。病院がよりよい町民の皆さんに利用して愛される病院になるためだという趣旨ではございますけれども、この検討委員会。よく言われるように検討委員会というのは何遍も耳にするのでありますけれども、検討委員会の内容というものは全然聞こえてこないということでもあります。年に何回開催されていて、どういうメンバーで、どのような内容で、どういう結論が出て、そして現在はこういうプラス面がありますよというようなそういったシミュレーションがあればお伺いをさせていただきたい。どういうメンバーというのも皆さんも気になっている。やって、二言目には検討委員会を立ち上げてと言う。これは3年も前からお願いをしている、報告されているところでありますけれども、検討委員会。医師不足も委員長にお願いして千葉大のほうへお願いをさせていただいている、しかしながら今回は2名ほどの増員ということで大変喜ばしいことではありましようけれども、町長就任されてもうそろ4年になりますけれども、診療科目が減るだけであって決してふえることはない、嘆かわしいものなのかなという感じは否めないところでありますので、その検討委員

会の詳細な内容というものをお知らせ願えればと思います。

それと、4番目といたしまして、建築建物の合意性ということで、内容的にはどういうこととの合意性が何なのかなというのは疑問視されるところでありますけれども、我々議会が伺いましたのは、最初はこのMR Iを買うのに外資系が2、国産が3、トータル5の中での競争入札、それが外資2を削り国産3の中での競争入札、そういうような伺いをしたところでありまして、そのうちに議会も議決をさせていただき、議決をした上がりでありますけれども、競争入札ではなく随意契約だと、それも医療機器でありますから、定款で10億以上するものは1割ぐらいの九千何百万、建物が四千何百万、5,000万弱と。トータルで抱き合わせの1億5,000万を計上予算ということでありまして、特殊の機械であり、レントゲンにはレントゲンなりの放射線が出ると、MR Iには磁気が出る、そういうことですのでこれは特殊な建物建造物であるということで、抱き合わせで一括発注ということでございましたけれども、日がたつにつれ、そしてこの導入が進むにつれて、現在はその工事が進んでいるのかな。確かに一括発注ごもつともだと思っておりますけれども、それがMR Iは業者、専門業者ですから入りますね。建物が地元の業者に、下請に出されているように思うのでありますけれども、これはいろいろな方面から考えて一括発注がなぜ地元の業者への下請に出されたのかな、その辺の経緯をご説明願いたいと。

普通に考えるならば監督監視をしながら発注先の指示を仰いで、地元の発注であれば一般入札であっても地元へ最初からの分離発注でもよかったのかなという気がいたしますけれども、その辺の内容をご説明願いたいと。

建物についての現在の状況も、あるいはMR Iもいつごろの時期からこれが供用開始になるのか、使用できるのか、その辺の開示をお願いさせていただき、壇上からの質問とさせていただきます。

〔11番議員 伊藤圀樹君降壇〕

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、伊藤圀樹議員の質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは東陽病院MR I導入の現状についてのご質問にお答えをし、その他のご質問につきましては各担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、東陽病院MR I導入の現状についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の導入後の診療内容ということでございますが、MRIはCTと同様に体の断層画像を撮影し病状を検査する機器で、撮影時間、検査時間が長いため、頭部や脊髄、脊椎、関節など動きの少ない部位の撮影に向いておりますが、最近では機種のパフォーマンスが向上しておりまして撮影時間も短くなり、東陽病院で導入する1.5テスラのMRIですと、胸部、腹部、心臓や消化器などの検査にも有効となっております。したがって、活用方法としては、整形外科では頸椎症や胸椎・腰椎のヘルニアや関節の靭帯損傷、半月板の損傷の検査、内科では肝臓、胆道、膵臓などの腫瘍の検査にも利用できるほか、非常勤医師によって外来を行っている脳外科や泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科などでも有効に活用できるものと考えております。このため、従来ですとMRIがなかったために他の病院に検査を依頼したり紹介をしたりしなければならぬこともあり、患者の皆様にご負担をかけてまいりましたが、今後はより高度な診療検査を提供できることとなります。

次に、維持管理費の財源についてでございますが、今回導入するMRIは東芝メディカル製1.5テスラの機種でございますが、年間の維持管理は保守管理料がフルメンテナンス契約で997万5,000円、それに電気代がおおむね180万円で、合わせて1,200万円弱と見込んでおります。それでは、この費用を回収するためにはどの程度の件数、検査を行えばよいかと試算いたしますと、MRIの診療報酬は基本的に撮影料が1万3,000円、診断料が4,500円で合わせて1万7,500円となりますので、電気代を含めた維持管理費は年間696件の検査で回収できる計算となります。これを1日の検査件数にすると1日2.6件余りとなりますので、外来・入院患者合わせて1日平均3件の検査があれば足りると考えております。

続きまして、検討委員会の内容についてのご質問にお答えをさせていただきます。

東陽病院運営検討委員会は、合併により町立病院となったことを機に平成18年度に設置し、地域医療を担う立場の病院として安定した運営を行うための方策を検討し、それを実施する仕組みづくりに努めてきたところでございます。具体的な例を挙げますと、国の療養病床削減計画の中で病床配分の見直しを行い、療養病床の利用基準を整理し、社会的入院の解消に努めた結果、10対1施設基準を取得したことや、健診事業の推進を図るとして事業所健診への積極的な取り組みや人間ドック利用者の大幅増を達成、またMRI導入後の利用方法の検討、医師の退職による診療制限等の影響を改善すべく常勤医師の採用確保に努めた結果、医師不足が大きな社会問題とされているこの時代に整形外科医及び内科医の増員を図れたことなど、本委員会において経営改善策を検討した結果、さまざまな改善がなされたものと認識しております。

次に、建築建物の合意性についてのご質問でございますが、MRIの導入に当たっては、日本国内でMRIを取り扱う5社すべてに提案をしていただき、機器の価格、性能、操作性、患者負担等を総合的に判断して東芝メディカルシステム株式会社のMRIに決定したものです。また、建物の建築工事につきましても東芝メディカルシステムに一括発注しておりますが、この理由は、MRIが強力な磁気、磁力という極めて専門的な工事が必要になることから、導入するメーカーに建築工事も一括して発注することにより、特殊な磁気対策と導入機種に最も適したレイアウト設計が可能になることと、本事業の財源が経済危機対策交付金であることから本年度中に事業を終了する必要があり、工期を短縮することができるというメリットも考慮してメーカーにMRI本体と建物を合わせて企画提案を求めたものでございます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 教育課長。

〔教育課長 林 英次君登壇〕

○教育課長（林 英次君） 横芝中学校通学路の進展について2点、答弁をさせていただきます。

まず、上町付近の危険性についての質問にお答えをいたします。

通学路は、学校が児童生徒の通学の安全性の確保のため保護者、地域の声を聞き、教育委員会等と協議しながら指定をするもので、少し前までの安全確保は交通事故から子供を守ることでしたが、現状ではそれだけではなく不審者も含めたさまざまな危険を想定したものでなければなりません。伊藤議員ご指摘のとおり、以前から上町地先の旧北海道屋前の三差路が危険箇所として指摘をされておりましたが、一昨年7月には県と町が実施した交通安全施設整備工事により一部が改善をされました。また、昨年3月末には大総新道進入路地先に信号機が設置され、子供たちの安全確保に向け改善が図られてきたところであります。しかしながら、旧北海道屋前の三差路から坂田池に至るまでの道路は、道も狭くカーブ区間であるため見通しが悪く危険であるとの認識を持っておりますので、今後は県が進めております県道横芝・下総線バイパス道路整備及び町の道路整備事業の進捗状況等を勘案した上で安全な通学路の確保に向け協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、生徒たちが国道126号線を渡る際の心配についてであります。現在、国道126号線

の横断箇所として学校が指定をしている箇所は、いずれも信号機がついております山崎病院前の本町交差点とショッピングセンターサビア前及び上町交差点の3カ所であります。過日、議員から、子供たちの一部に通学時あるいは休日等の部活動の登下校時に指定された通学路以外の国道を横断しているのご指摘をいただきましたので、早速学校側にこの旨伝え、生徒たちに指導するよう指示をいたしました。今後も指定された通学路を利用するよう学校とともに指導徹底し、子供たちの安全確保に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

〔教育課長 林 英次君降壇〕

○議長（野村和好君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 瀬理和夫君登壇〕

○都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、私のほうから、まず最初に、大綱1点目の中で下総線バイパスの進捗状況というお話ございましたので、そちらのほうからご答弁をさせていただきます。

この横芝・下総線バイパスにつきましては、千葉県山武地域整備センターで県単道路改良事業として平成6年度より進めておりますが、全体延長1,100メートルのうち農地区間700メートルが未供用であります。本年2月末現在の進捗率といたしましては、全体事業費ベースでは86%、用地取得につきましては、農地区間の面積ベースでは同じく86%でございます。用地の残り14%の内訳といたしましては、地権者数は6名、面積は約1,800平米であります。この地権者の中には相続等で用地取得がかなり難しいとのことのございます。現在の完成予定でございますが、今後順調に用地が取得できたとしても、厳しい県財政また県単の道路改良事業等によりこれまで年間4,000から5,000万円程度しか配分されておらず、残事業費が約2億円から計算いたしますと、どうしても4年から5年ぐらい先になってしまうのではないかと地域整備センターから伺っております。町といたしましても、このバイパスは将来のまちづくりに欠かせない大変重要な幹線道路であるとともに、当然、横芝中学校の通学路にもなりますので、今後も早期完成に向け県へお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、大綱2点目の粟嶋橋、長塚・北清水橋の進捗状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、粟嶋橋側道整備の現状、完成予定についてでございますが、平成18年度より国の交付金と合併特例債を活用し、橋を含む600メートルを第1期区間として整備を進めており

ますが、ご案内のとおり、平成20年度から千葉県の広域河川改修事業に取り込んでいただき、橋を含む前後の取り付け道路323メートル区間の整備を実施していただいているところでございます。これまでに橋梁下部の橋台、橋脚4基のうち既に2基が完成しておりまして、残り2基につきましても現在工事中で、来年度には橋台の護岸工、橋梁上部工と富下、これは左岸でございますけれども、こちらの取り付け道路の工事を、また残っております用地を取得する予定でございます。その後、於幾右岸側の取り付け道路と町が実施する取り付け道路277メートルの工事を行い、平成24年3月までには完成する予定であります。また、第2期区間につきましては、寺方地先の県道までの800メートル区間を、引き続き合併特例債が活用できる平成27年度までに地元の合意形成や地権者の理解を得ながら整備を図っていく予定であります。

次に、長塚・北清水橋、光地先の現状、方向性についてであります。橋を含む県道横芝停車場・白浜線の交差点までの区間を道整備交付金と合併特例債事業で平成23年度までの期限として整備を進めておりまして、現在、北清水地先右岸側の橋梁下部の橋台工事を実施しているところでございます。来年度は、橋梁下部の橋台1基、橋脚2基の計3基の工事と用地補償を予定しているところであります。これまでに地元の合意形成に多くの日数を要し、また県道との交差点処理につきましても千葉県山武地域整備センターとの協議が思った以上に時間を要し、必要な用地買収に入ることができませんでした。ようやく各種協議も終了し、この2月から交渉を始めたところであります。このようなことから、平成23年度完成はスケジュール的にはかなり厳しいところではございますが、今後とも完成に向け最大限努力してまいりたいと考えております。

なお、一部の地権者の方にはまだご理解いただけないところもありますが、町としても一日も早い完成に向け、今後ご協力いただけるよう最善の努力を傾注してまいります。

また、第2期区間であります県道からスクールラインまでの整備を引き続き計画しておりますが、現在匝瑳市でも本ルート上に当たる大布川までの区間の整備を平成26年度までの予定で進めていることから、密接な連携をとりながら完成したいと考えております。

次に、北清水地先の調査、測量、設計の今後についてでございますが、地元地権者等の説明予定についてであります。まずこの北清水側の説明につきましては、平成19年3月に地区の皆様へ全体の事業概要の説明を、さらに昨年10月には橋台工事の着工に伴いまして事前の説明会を実施したところでございます。このように、町としても地権者のみならず地域の皆さんに対してもご理解、ご協力をいただくための必要な説明会を開催しているところで

りますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、北清水側の改良につきましては、清水の里から広域農道に接続する県道横芝・上堺線までの約1,000メートル区間が土地改良事業で整備されましたが、対面通行の2車線道路であるものの車線幅や路肩も狭く、歩道がない状況にありますので、現在進めている道路改良と同様の水準で整備していかなければならないものと考えているところであります。今後、これらを進めていく上で必要な調査、測量、設計費の確保に努め、地元の合意形成、地権者の理解を得るために必要な説明会を実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔都市建設課長 瀬理和夫君降壇〕

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹議員。

○11番（伊藤圀樹君） 1点目の中学校の通学路ということでありまして、このバイパスも大分時間がかかるということでありましょうし、県の意向、財政難の中でということだそうですのでやむを得ないところもある。しかしながら、現状を見たときに、子供たち、先ほど申しましたように、五、六十センチのどぶ板の上を音を立てながら通学しているのが現状なんです。と同時に、ガードレールがあればいい。しかしながら、車道と歩道の差がないところでは垣根から出ている枝をよけると自転車がふらつくんですよ。事故が起きてからではという思いがありますので、どぶ板にしたってあの板がさほど丈夫とは思いませんし、いつどういう割れ方で事故が起こるのかこれは予測もつかないでしょうし、でき得るものなら朝の通学時の通学時間帯の交通規制などできるものならありがたいなとは思いますが、これも大変難しい部分があるだろうと。通学時だけでもと、あるいは大型車だけでもといったようなそういう方策も考えていただければなと思います。いずれにいたしまして、通学路、バイパスができるまでの間であってもよりよい安全性を考慮したそういった行政の配慮というものもお願いをさせていただきたい。

それと126号線でありますけれども、これは逆に国道でありますので何ができて3カ所の信号だけ、子供たちが言うことを聞けばいいんですが、それを近道なんか通っていく部分もありますので、学校指導ということでございますけれども、ひとつ徹底して指導できるように、素直に聞いてくれるような教育方法というものをお願いをさせていただきたいということでもあります。

通学路の問題については県との兼ね合いもあるということでもありますので、当局の無理な願いというわけにもまいりませんので、その辺を考慮して安全性をまず第一にお考えいただ

ければと思います。

それと、粟嶋橋のことですけれども、粟嶋橋も大分進んでおるということでそれぞれの中での距離と、あるいは進捗状況ということでもありますけれども、於幾や曾根合、寺方、これは説明をなされておるような内容でもありますけれども、ではこのルートが果たしてどこへ出るのか。今の橋はできました、現状のルートを利用して曲がりながらも表へ出すのか。あるいは新たな道路づくりで地権者との折衝をしながら、交渉をしながらそのルートづくりをなされるのかということでもありますけれども、いずれにいたしましても、正直申しましてあそこの粟嶋橋の交通量というのもさほど多いとは思えないんですが必要なんですよね。ですから今の工事の内容でも余り不便を感じないのかなということでもありますけれども、できれば予定どおりの完成を願いたいということでもあります。

それと、長塚・北清水橋について、長塚地域のいろいろな設計変更あるいは要望変更、そういうもので時間がかかり過ぎた、これも確かだと思います。しかしながら、もう橋の工事にかかろうとするときに、現時点で光町向こうから手をつけてきたわけでもありますけれども、信号のある交差点あるいは匝瑳市からの接続、いろいろな分野もあると思いますけれども、そういう中でいまだにまだ光のほうの全面的な承認、理解が得られていないということでもあります、その方向性、内容、ひとつお願いをいたします。

○議長（野村和好君） 都市建設課長。

○都市建設課長（瀬理和夫君） 長塚の件でございますけれども、過去におきましても議員皆様方には都度ご報告をさせていただいているところでございますけれども、一番その問題になった県道横芝停車場・白浜線から北清水側に向かいまして、これ設計速度50キロで当初はR100ということでこれは道路構造令上は認められておるんですけども、望ましい値にするにはRを150にしてほしいと、それから当初は歩道が片側しかございませんでしたが、これも若干歩道の幅員は狭まりましたが、歩道につきましては橋を含めまして全体的につくるということで、地元の皆様方の要望につきましてはその2つの問題が大きな問題でございまして、これらをクリアいたしまして約1年半ちょっと前ですか、説明会をいたしまして地元のあらかたの賛同を得たところでございますけれども、まだ二、三の方の賛同が得られなくて、それにつきましては境界査定に応じてくれないということもございまして、その辺で税務署の協議あるいは用地買収に入れなくて非常に町も困っていたところでございますけれども、ここ1カ月ぐらいに大分動きがございまして、その数名の方の地権者とも大分その話の方向性が見えてきまして、もうあと一步というようなところまで現在近づいております。

ということで、先ほども私説明いたしましたけれども、下部工は4基ございまして、現在北清水地先の工事をもうじき完成いたします。あと残り3基につきましては、平成22年度で早着といまして早期着工で国のほうへお願いをしていきまして、何とか22年度でこの橋梁の下部工を仕上げていきたいと。と同時に、用地買収につきましても同時並行的に進めていきまして、残る23年度につきましては橋梁の上部工、また取りつけ道路ということで進めていくような感じでこれから進めていきたいと思っております。ただ、総事業費約12億でございますので非常に高額また大量の事業費でございますので、ちょっと23年度ではやや完成は厳しいのかなということで、最悪は繰り越しあるいはこれが時限立法でございますのでその次の交付金、こういったものをにらみながら現在考えているところでございます。そういうことでひとつよろしくご理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（野村和好君） 伊藤罔樹議員。

○11番（伊藤罔樹君） いろいろな分野でおくれぎみだというのもわかるわけでありましてね。わからぬわけではないということではありますが、時限立法ということで厳しい状況の中でありましてけれども、相当大きな努力はしていただきたいと。

そして、関連で同じような内容ですけれども、北清水地先のほうの地権者あるいは設計測量といったそういう方向性というのは近々そういう考えがあたりなのかお伺いいたします。

○議長（野村和好君） 都市建設課長。

○都市建設課長（瀬理和夫君） これにつきましても、過去におきましては二度ほど説明会を、先ほど説明いたしましたけれどもしておりまして、さらに町の単独的なこういう設計をなるべく把握いただきまして、現在やはりこの道整備交付金で匝瑳市が大布川までの野栄の旧役場の前から進めております。これがやはり完成が平成26年ころというふうに伺っておりますので、今私のほうの考え方ではこれらと整合性をとりながら北清水のほうも大体同時くらいに完成していきたいなというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（野村和好君） 伊藤罔樹議員。

○11番（伊藤罔樹君） 大きな事業でありますので、担当行政のほうも大変だろうと思っておりますが、極力努力を惜しまず頑張っていただきたいなというように思います。

それでは、東陽病院MRIということで、先ほども導入後の診療内容と、これは大差がないということでもありますけれども、このMRI導入に関しまして医師ですね、ドクターもレ

レントゲン技師も欲しいと言っていたような、何か町長もそういう思いがあったようなんですけれども、必要と思わない医者もいるようですし、何なのかなというような声を耳にしていますけれども、検討委員会の中でもそういうことも議論されるのか。確かに言われたようにレントゲン技師でも済むという部分もある。しかしながら、相当レントゲン技師あるいはそういう専門的なものも必要だと思われるのも本心ではないのかなと思いますが、町長はお考え、どう思いますか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 一番最初にこのMRI導入を検討委員会で検討というか、それこそ一番最初はまだ検討委員会にかける以前の問題でお話をさせてもらったときに、委員長が、今、赤字病院の中でこれが本当に必要かどうかという意見はこれは確かにございました。

しかしながら、これを進めていく中で、ぜひこの経済対策臨時特別交付金の2億6,800万円の交付が決まるという中で、ぜひこの事業を委員長を初め、各ドクターにお示しをさせてもらって、進めていきたいという話の中で、いろいろと私どもも調べさせていただいた中で、千葉県内において100床以上の公立病院でMRIの設置のない病院は当病院だけでございました。そうした中も含めて、また新たな医師も、先ほど伊藤圀樹議員壇上でおっしゃられたとおり、非常に千葉大のほうからも来ております。そうした中で新しい若い医者がいる中で、最近の医師については大体がMRIの診療というんですか、それについては認識があるという中でぜひということにもなりまして、私もある意味強いそういうようなこれに対する積極的な施策を進めていきたいという中で、当然その中には町民のご意見ですとか、また患者さんのご意見ですとか、またいろいろと実際の話がMRIというのは例えば靭帯の損傷なんかといいますとCTでは見られないと。そうしますと、東陽病院に通っていてもMRI設置のある病院に紹介状を出して、壇上での答弁の重複になりますけれども、そういうような状況があって、本当に地域を担う病院としてふさわしいためには1.5テスラのMRIが必要であろうというような判断からこれがスタートいたしまして、決してその間にこのMRIが必要がないというそのものの意見というのは一切ございませんでした。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹議員。

○11番（伊藤圀樹君） 非常にそうしますとその検討委員会というのは大事な機関でもありますので、そういう中で議論されることはいいことだとは思いますが、しかしながら、いろいろな言葉を確認できたわけでもありませんので、耳にするわけですので伺っただけなの

で、こういうMRI導入に当たっては、よりよく町民、住民の皆さんに利用、そして喜んでいただけるような方向を出していただければと思います。維持管理はさておきまして、これは1日3件あれば検出できるということでありまして、検討委員会の内容についても伺ったところによれば大体年3回あるいは4回、こんな程度だと思うんですよ。そのくらいで、必要性がないというか、そのくらいで間に合っているというか、そういうことでもありますので、その辺はまたお考えいただければと。

あと、4番目のこの建物の合意性ということでありまして、先ほども申し上げましたように、これを特殊MRIの検査に関しては、機器は専門機器、まあこれはいいでしょう。特殊工事のためにそれこそ専門業者でなければ工事できないということのわけでこれは入札ということにはならなかったと、これを財産の取得ということではありましようけれども、しかしながら、一括発注でもありながら、今現在行われているのはその医療機器メーカーが外注、あるいは外注というか下請というかやって、行われているのではないかなと思うんですね、今現在。早い改善的に伴うということもありますけれども、我々議会として伺ったのは、一般業者では仕事ができない。資格があれば別なんでしょうけれども、一括発注だということに理解をしているのでありますけれども、今現在一般業者が下請でやっているということに対してはこれは何ら問題がないのか、町長のお考えをお伺いしたい。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 建物の建築工事につきましては、東芝メディカルの発注で地元の業者、これは青柳建設株式会社が行っておりますが、この建築工事のすべてを行っているわけではございません。東芝メディカルは建築工事のうち、工事のコストの約2分の1を占める磁気及び電波のシールドにかかわる部分は東京都に本社を置く新和産業株式会社に発注をしております。同社は東芝メディカルの認定を受けて定期的な研修を受講し、シールド基準をクリアできる施工が可能なノウハウを持った建築会社であります。MRI室のシールドとは、MRIが発生する磁気を外部に漏らさないことと、外部からの電波やノイズが撮影画像を乱さないようにこれらを遮断する必要があることから、施工業者は極めて高度な専門技術を持った限られた会社になります。しかしながら、建物の基礎や鉄骨部分等の工事につきましては一般的な建築工事でございますので、遠方の建築会社が行うことになるとう作業員の常駐にかかわる費用等のコストがかかるために、東芝メディカルでは現場に近い地元の業者を使うことが有利であると判断した結果、青柳建設に発注をしたものと伺っております。

なお、工事の施工区分には設計士の調整によって行われておりまして、それぞれの受け持

ち分を施工することとなっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹議員。

○11番（伊藤圀樹君） ではやっぱり建築物の2分の1の、要は建築物でも重要部分ではない建物に下請だということの判断でよろしいですね。わかりました。それにもいろいろそういった説明は示していただければありがたいんですけども、単なる一括発注か部分的な分割で下請になるというのはいかかなものかというものもありますので、その辺の経緯というのもお知らせ願えれば大変ありがたいような気がします。

そういうことでありますけれども、ここで通告にはございませんが、代表監査委員さんもおいででございますので、今日までそれこそふだんは行政、町の行政の出し入れ、非常にお骨折りをいただいておりますけれども、やはり監査委員さんもこういった財政の執行に対して現在までは非常に有効な執行であるというような認識でいらっしゃるのか、それをちょっと伺ってみたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（野村和好君） 代表監査委員。

○監査委員（大木國臣君） ご答弁申し上げます。

私も皆様方のご推挙によりまして4年の監査生活が終わるわけでございます。私も慎重審議、4年間監査を続けてまいりました。広報にも載せてありますとおり、公明で不正のない町政を実施していますと私はここで断言いたします。

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹議員。

○11番（伊藤圀樹君） 大変貴重なご意見、ご答弁ありがとうございます。4年間ご苦勞さまであったなという感じもいたします。これ3月議会でありますのであえてお伺いさせていただいているところでありますけれども、ではついでとっては何ですが、もう一つよろしいでしょうか。

昨年の11月に町長の町政報告会というのがございましたね。町民会館でございまして、当時やはりこの代表監査委員さんが町長お骨折りをいただいたおかげをもって今年度の繰越金が5億捻出できたという大変ありがたいお話を耳にしたわけでありまして、11月の時点でどういう内容の繰越金の5億なのか、あるいはその繰り越しができても町債を引くとマイナスにはなりはしないのかなというそういう考えもございまして、11月の時点での繰越金というあの当時の発言というのは監査委員さんはどういう見込みがあったのか、できればお伺いしてみたいと思いますが。

○議長（野村和好君） 代表監査委員。

○監査委員（大木國臣君） あのときにお話しいたしましたのは基金ですね。中学校の基金を取り崩しました。取り崩しをしたんです。そのほかの基金についてはそのまま取り崩しはいたしません。その残額が約5億ありますというふうに申し上げたつもりです。

以上です。

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹議員。

○11番（伊藤圀樹君） なるほど、やっぱり言葉のあやで考え違いもありますけれども、基金と繰越金というそういう部分があるかと思います。時間もないようでありますけれども、町長ひとつよろしいですか。

町長が先ほどから言われているように、町民の視点に立って行政に携わるという非常に献身的な物の考え方とは思われるんですけども、やはりこの町政報告会の中にやられたこの1期大木代表監査委員ですか、お骨折りをいただいてきたところでありますけれども、そういう中でやはり町長の町政報告会という中で大勢の皆さんが納得してお帰りになられたと思うんですよ、4年間の功績もあるし。と同時に、またその内容もいろいろなプラス部分もあった、あるいはまた参加をしたメンバーの中にこれはどういうものなのかなというときに、代表監査委員さんもおあいさつなされまして、町長の町政報告会ということでありましたけれども、執行権のある町長、そして代表監査委員さん、これが町長後援会の顧問だというのはどういうことかなと、そういうことを聞きましたので、現在の町長、ちょっと一言お願いできればと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 監査は監査で非常に今まで私も監査委員さんを議員時代から数名よく存じておって、どのような監査をやられてこられたかについては詳細は存じておりませんが、大木國臣代表監査委員につきましては極めて細かい数字まで、毎月毎月の例月検査から始まり、非常に細かな検査の中で我々としても指摘をいただいているところがございます。そうした中で、あと後援会活動についての代表監査委員がこれに携わることにつきましては何ら問題がないというふうに認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹議員。

○11番（伊藤圀樹君） よくわかりました。町長も4年間行政に携わってきまして、やはり監査委員も信頼した監査委員さんであって、この4年間は大変ご苦勞であったなと心からね

ざらいを申し上げたいと思いますが、中には、やっぱり町長おっしゃられるようによくやっていたんだんですが、亭主の財布を女房が監督しているようなのと違うのかなと、そう言われる方もありますので、これからまた行政を担っていこうという思い入れがあるのであれば、そういうものも考慮しながらまさに住民の視点に立ってというそういう方向性で続けていただければと思います。

以上を申し上げまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村和好君） 以上で伊藤罔樹議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は2時15分。

（午後 2時00分）

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

◇ 森 川 忠 君

○議長（野村和好君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔2番議員 森川 忠君登壇〕

○2番（森川 忠君） 議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、森川忠が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。大綱で5点でございます。

4年に一度の冬の祭典バンクーバーオリンピックも先日幕を閉じ、現在は障害者の冬の祭典パラリンピックが行われております。オリンピックではスケートで銀、銅のメダル5個を獲得し、メダル数では地元カナダや韓国の活躍が目立ちました。いずれの強豪国では強化予算も日本の数倍を費やし、いろいろな意味で考えさせられた大会でありました。

また、地球の裏側ハイチや南米チリでは大地震による死者が数十万人規模に達し、日本でも津波の影響がありましたが、地球温暖化の影響など議論されているところであります。

さて、今定例会も佐藤町長任期内最後の議会であり、本当に4年間お疲れさまでした。あわせて、5名の課長さん方も3月で退任されるということであわせてお疲れさまでございました。佐藤町長におかれましては、来期も昨年の6月一般定例会の質問の中で出馬声明をされていますが、本日も齊藤議員が宣言され、いずれにしましてもよいまちづくりに励んでい

ただきたい、そのような思いであります。

総決算ということで多岐にわたりますが、質問させていただきます。

それでは、通告の1点目、住民基本台帳及び住民基本台帳カードについて。

1、住民基本台帳に対するとらえ方、考え方。

例えば東京杉並区や合併しない町で有名な福島県矢祭町など、個人情報流出等に危惧し、ネットワークに参画しない自治体もあります。我が町はネットワークには参加しております。この件についてどのようなとらえ方をされているかお伺いいたします。

また、住民基本台帳カードについては以前も一般質問させていただきましたが、発行枚数の推移。仮に進んでいないとすればどのような理由であるとお考えなのかお伺いいたします。

2点目として、条例の改廃について、執行部として検討はどのようにされているのかお伺いいたします。

例えば現在条例化をされていない児童館条例、また交通安全条例など整備すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

3点目は、ペットボトルのキャップについてですが、現在NPOの団体などリサイクルをして収益としてボランティアに寄附寄贈されていると聞きますが、当町では集めているところは見ますが、その後どのようにされているのかお伺いいたします。

4点目として、特別職の退職金についてお伺いいたします。

条例例規集等には載っておりませんが、その退職金の計算方法、金額、町の負担額をお教えください。

また、その数字的根拠についてどのようにお考えなのか。一般的社会通念上ではかなりの高額と思いますが、ご所見をお伺いいたします。

最後になりますが、5点目として、佐藤町長4年間の政治姿勢についてお伺いいたします。

佐藤町長も合併反対の立場で就任されたわけでありましたが、当初、町民が夢を見るような公約、政策、方針、さまざま出されました。その達成度とそれらに関してのご感想をお伺いいたします。

また、仮に方針等を変えたということであればその理由を教えてくださいと思います。

以上、壇上からの最初の質問とさせていただきます。

〔2番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（野村和好君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、森川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは条例の改廃と町長の政治姿勢についてのご質問にお答えをさせていただき、その他の質問については各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず初めに、条例の改廃についてのご質問でございます。

初めに、児童館条例の整備についてでございますが、議員も御存じのとおり、東町地区には昭和40年代に現在の東町共同利用施設の場所に東町児童館が設置されており、指導員などを置いて多くの子供たちが利用しておりましたが、施設の老朽化や少子化などにより利用する児童も減少してきたことから、昭和50年代の中ごろに取り壊されました。その後、家庭用ゲーム機の普及などにより家の中で遊ぶ子供がふえ、屋外で子供同士で遊ぶことが減少していることや、子供が巻き込まれる事件や事故も多発している現状もあり、子供たちを取り巻く環境が大きく変化しております。こうした状況の中で、平成13年には保護者が仕事で昼間家庭にいない小学校3年生までの児童を対象にした放課後児童クラブを開設したところでございます。町では、子育て支援として小学校6年生までの医療費の無料化や保育料の軽減、妊婦健診費の助成などにより、子育て家庭の経済的な支援を実施してまいっております。また、スポーツ少年団の運営助成や施設の優先使用などにより、児童の健全育成をサポートしているところでございます。このように、現在、ソフト面を中心に子育て支援を実施しておりますが、新たに児童館の整備となりますと、児童数や需要動向などを初めとし、総合的に検討する必要があると思われまいますので、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

次に、交通安全条例の整備についてでございますが、議員もご承知のとおり、町の交通安全につきましては、交通安全対策基本法や千葉県交通安全条例に基づき、道路交通環境の整備や交通安全思想の普及啓発など、交通安全の施策を国・県並びに関係機関のご協力をいただき推進しているところでございます。したがって、交通安全条例は制定しておりませんでした。今後、交通安全条例の整備については検討してまいりたいと考えております。

次に、町長の政治姿勢についてのご質問にお答えをさせていただきます。

4年間を振り返り、当初の公約、方針の達成度と感想はどのこととございますが、平成18年4月から新町横芝光町の初代町長として町政運営のかじ取りをさせていただきましたが、あと1カ月余りで4年の任期が終了しようとしております。この間、議会を初め、町民の皆

さんのご理解とご協力により、合併当初から大きな懸案でありました横芝中学校建設事業を初め、栗嶋橋架橋事業や長塚・北清水架橋事業など、計画いたしました諸事業をおおむね順調に進めることができました。

選挙公約でございました少子化対策、子育て支援につきましては、小学校6年生までの医療費の無料化や公費負担による妊産婦健診の充実など、近隣自治体に先駆けて実施することができたほか、駅前変形交差点改良事業についても今年度道路測量や予備設計などが実施されており、今後、本格的な改良工事が行われる予定となっております。また、実現することが難しいと思われていました総武本線千葉駅23時50分発最終便の横芝駅までの延伸につきましても、JRに対し要望を重ねた結果、シャッター設備や乗車証明書の自動発券機等を設置するための一部経費負担を伴うものの、今月下旬より実現ができることとなりました。この最終便の延伸により通勤通学圏の拡大が図られ、当町の発展に大きくつながるものと確信しているところでございます。そのほか、収入役の廃止を含めました行政改革の断行など、就任以来、全力で公約達成に向けて取り組んでまいりました。公約の達成度につきましては、精いっぱい努力してきた結果でございまして、自分としてはある程度の達成感、充実感を持っているところでございます。

次に、方針を変更したのであればその理由はとのことでございますが、私の基本的な政治姿勢につきましては何ら変わっておりません。ただ、公約に挙げた東陽病院の民間委託などにつきましては、まちづくり地区座談会などで町民の皆さんからのご意見、ご要望を伺いながら検討した結果、町民の健康維持や地域医療充実のためには欠かせない存在であることを改めて認識したところであり、今後も町民の皆さんに信頼される公立病院として続けてまいることといたしました。

私は、町長就任以来、未来をつくる住民の視点でを信条とし、町民目線に立った町政運営を行ってまいりましたが、今後もこの基本姿勢を貫きながらよりよいまちづくりに向けて努力してまいる所存でありますので、ご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げ、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 住民課長。

〔住民課長 海保清一郎君登壇〕

○住民課長（海保清一郎君） それでは、森川議員の住民基本台帳及び住民基本台帳カードについてのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の住民基本台帳に対するとらえ方でございますが、住民基本台帳は住民一人一人の住所、氏名、生年月日などの事項を記載した住民票をもって構成されております。この台帳は住民基本台帳法の規定により運用されているものでありまして、国や地方公共団体の行政サービスの基礎資料として使用されております。各自治体間で特に運用の違いがあるものではございません。

なお、住民基本台帳ネットワークが構築されてから、パスポートの申請、年金の受給、司法試験・建設業法による技術検定の申し込みに住民票が不要となるだけでなく、年金受給者が年1回返信していました年金受給者現況届も不要となりました。また、住民基本台帳ネットワークが稼働する前は、住民の方々の転入・転出の際に転入地の市町村から転出地の市町村に対し転入通知を郵送していましたが、住民基本台帳ネットワークを利用することによりまして手続が完了することとなり、事務の簡素化が図られております。

続きまして、2点目の住民基本台帳カードについてであります。発行枚数の推移は、合併後の平成18年度が54枚、19年度が59枚、20年度が105枚、21年度が2月19日現在でございますけれども、67枚の発行となっております。なお、平成19年度からは国税庁によります国税の電子申告にも必要とされており、少しずつではありますがふえてきております。今後は、年金手帳、健康保険証、あるいは介護保険証などの役割も果たす社会保障カードとの一体化も検討されておりました。そういったしますと発行申請も増加してくるものと思われま

以上でございます。

〔住民課長 海保清一郎君降壇〕

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 伊藤定幸君登壇〕

○環境防災課長（伊藤定幸君） 森川議員のご質問、大綱3点目のリサイクルについてお答えをいたします。

ペットボトルのキャップのリサイクル収益についてであります。ペットボトルのキャップはごみとして焼却処分すればCO₂が発生します。森川議員もご承知のとおり、ペットボトルのキャップを集めて世界の子供たちにワクチンを届けようエコキャップ推進協会が行っているエコキャップ収集からワクチン購入までのエコキャップ運動の流れに乗れば、小さなキャップでも分ければ資源となり、リサイクルすれば価値ある材料に生まれ変わります。キャップ400個で約10円相当となりますが、ポリオワクチンは1人分が約20円のため、キャップ800個で1人の子供の命が救えることとなります。

仕組みといたしましては、各拠点ごとに回収箱にためられたキャップは、最終集荷場として協力してくれる学校や企業で保管され、取り引きを担当してくれる協賛企業が回収し、再資源化事業者へ売却、売却代金はワクチン代としてエコキャップ協会が受領し、売却益は協会からNPO法人である世界の子供にワクチンを日本委員会へ寄贈されることとなります。日本委員会に届いた資金の用途は、必要とされるワクチンの要請に応じてアメリカニューヨークにあるユニセフ本部へ発注され、ワクチンは支援を受ける国々の現地医療スタッフへ送られ、ワクチンを必要としている子供たちのもとへ届けられることとなります。

エコキャップ運動は全国的な規模に広がっており、当町においても、6月定例議会の川島富士子議員の質問にお答えをいたしました。一部の学校を除きこれらの活動は既に実施されており、教員、保護者等が収集したキャップは教職員組合山武支部を通じて協賛企業が回収しており、役場も同じルートで回収されております。また、エコキャップ約50キロ相当、おおむね2万個になるということですが、直接回収を依頼をすれば可能と伺っております。

以上であります。よろしくどうぞお願いいたします。

〔環境防災課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（野村和好君） 総務課長。

〔総務課長 小堀正博君登壇〕

○総務課長（小堀正博君） それでは、大綱4点目の特別職の退職金についてお答えをさせていただきます。

初めに、計算方法と金額、負担金とその根拠についてでございますが、計算方法につきましては、千葉県市町村職員退職手当条例第6条の規定に基づき、退職日の給料月額に在職月数を掛けて得た額に支給割合を掛けて求めるということになります。町長の退職金支給割合につきましては、退職手当条例本則では100分の35となっておりますが、平成19年条例第1号附則第2項により、平成19年3月31日に在職していた市町村長の退職手当につきましては、当該任期に限り従前の率100分の45を適用するということになっております。具体的には、町長の場合、給料月額76万円に在職月数48カ月を掛けて得た額に支給割合100分の45を掛けて得た額1,641万6,000円が退職金となります。教育長につきましては、給料月額56万2,000円に在職月数48カ月を掛けて得た額に支給割合100分の20を掛けて得た額539万5,200円となります。

負担額とその根拠についてですが、負担金の額は、町長分として年当たり190万6,080円、

4年間で762万4,320円となります。教育長分は年当たり148万3,680円、4年間で593万4,720円となります。負担の根拠につきましては、千葉県市町村総合事務組合市町村負担金条例第2条に基づき給料の年額に1,000分の220を掛けて得た額を負担金として支出しております。

次に、退職金の額が一般的にかなりの高額であるがどう思うかとの質問についてですが、退職金につきましては、先ほども申しあげましたように、退職時の給料月額と在職年数が算出の基本となりますので、一概に比較することは難しいものというふうに考えております。

以上でございます。

〔総務課長 小堀正博君降壇〕

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、自席から再度お尋ねをいたします。

まず最初に、住民基本台帳及びカードでございます。

法律で決まった住民基本台帳法ということでございますので、当町もそれに準じているというとらえ方でよろしいかと思えます。

また、基本台帳カードについて、18年から課長にお答えいただきました54枚、59枚、105枚、67枚。約2万6,000の町でこの数はどうなのかなというような気がしております。といいますのは、例えば千葉県では御存じの方も多いかと思えますが、千葉県市川市、そこではこの住民基本台帳カードを用いてコンビニで住民票等々とれるというかなり先進的な取り組みを行っております。また、カードについて現在500円、私も持っておりますが、公的認証の写真つきは1,000円ですね。それを木更津市、茂原市では平成23年3月31日まで無料で住民に発行するというような施策をとっております。できれば、進んでいないのはメリットがない。以前私も質問させていただいた際に、当時eータックスでは先ほど課長お答えいただいたように5,000円の控除がありました、確かに。私も利用させていただいて、その控除の5,000円をありがたくいただきました。負担は約3,500円ぐらにかかりますね、リーダーとそのカードで。そういうことも含めてやはりメリットをある程度つけてあげるといってもそのような私はいいいシステムだと思っておりますので、ぜひとも推進していただきたいと思えます。現に木更津、茂原では、聞いたところやはり当然ただでありますのでふえているということでございます。その件に関して町執行部としてはそのような期間を限定したキャンペーンといいたいでしょうか、そのようなことのお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の貴重なご意見、例を森川議員におっしゃっていただきましたが、

現実問題、住基カードの推進につきましては、やはり行政ももう一本踏み込んだものが必要なかなと、そうした部分で当町においてどういうものができるかちょっと検討の時間をいただいで、今後お示しをさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、やはり合併して進んだ町と住民が思えるような施策を推進していただきたいと思います。

続きまして、条例の改廃について。

現在、例えば国の条例が変わったからとかいろいろご報告を受けておりますが、本来条例は議員提案の条例もできると聞いております。しかし、議員からなかなか条例提案がないということで、私も勉強不足ながら今後は取り組んでいきたいと思っておりますが、なぜこの児童館条例や交通安全条例を整備すべきということを挙げたかという理由は、先ほど町長おっしゃったように、私も住ませていただいています東町にはやっぱり管理人がいて児童館というのがありました。もちろんあそこではわいわいがやがや、毎日のように私は遊びに行つて、暗くなっても帰つてこないと親がそこに迎えにくるんですね。例えば児童館、児童という言葉に対してどのような認識を持っておられるのかまず聞きたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 児童というと一般的に言われているのは小学生までというような感じでございまして、それこそ今思い出せば森川議員ともどもあそこで遊んでいたのかなと、本当にその思い出は非常に懐かしく今脳裏に思うわけでございますけれども、本当に大勢の子供たちがあそこにいたという認識がありますが、先ほど壇上でも答弁をさせていただきましたが、非常に厳しい少子化の流れの中で今後この問題についてどう向き合っていくかについては大変町にとっても非常に大きな問題であることは言うまでもございませぬが、今後慎重にやっぱり考えていかなければならない問題なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） 実は町長も含めて児童という定義は、実は18歳未満を児童というんですね。実は私もあるセミナーに行つてそれを痛感したわけですが、一般的には子供だという思いがありますけれども、実は高校生も児童なんです。それは児童福祉法にきちつとうたつてあります。

ということは、私がなぜ言いたいかといいますと、児童館というものがあると。例えば今少子化で子供が少ない。さっきおっしゃいましたけれども、ゲームを自宅でやる。そうではなくて、例えば高校生でも家にいても親のいない子がいる、そうすればその児童館に集まって小さな子を面倒見る。お兄ちゃん、お姉ちゃんに見てもらったという、その少子化の中で兄弟の少ない中でやはり縦の関係を学ぶ、感ずる、遊びも含めて。やはりそのような意味でも児童館というのはかなり私は意味深いと思うんです。

その中で、例えば今現在の旧児童館、今は空港にお世話になっている共同利用施設の隣に、御存じかと思いますが、町の保育所が眠っております。フタバ保育園でも利用しておりましたが、さまざまなランニングの関係、さまざまな理由で行木先生も撤退されたということで、私はあそこがある意味ひもつきだと聞きまして、そういう関係で使ってはどうかとちょっと思いがありまして、齊藤議員とも話をしたら、同じ地元議員ですので非常にいいなということでこれを挙げたという経緯がありますが、その件に関して、仮に児童館で使用するとすると可能かどうか、いかがでしょうか。

○議長（野村和好君） 福祉課長。

○福祉課長（山本照男君） まず、児童館の条例の件でございますが、児童館といいますのは児童福祉法の中での施設として児童の健全育成のために使われる施設であるということは十分御存じかと思いますが。先ほど、当初条例の制定ということが出てきたわけでございますが、児童館の条例制定ということになりますと、児童館がそこにあつて公の施設としてそこに現存するという状況の中で設置と管理条例を定めるということに順序としてはなるんだと思います。

そこで、旧第二保育所を児童館と同じような目的で利用したらどうかということでございますが、ハード的には可能であると思います。ただ、今現在の状況で建物の中を見ますと、トイレなどは保育園児専用の大きさのトイレがすべてブースの広さからトイレの便器からそういうものがしつらえてございますので、今のままではすぐに、先ほど申されましたけれども、18歳以下の方がすべてが利用できるかということそれには無理があるのかなということが一つ。それともう一つは、先ほどひもつきというお言葉を引用されましたけれども、おっしゃられるとおり、昭和54年度に国と県と当時の空港公団の補助金をいただいて建設をしている施設でございます。鉄筋コンクリートの場合には60年という財産処分制限というのがありますので、それらとのかかわりもございまして、それらを補助金をくださった国・県あるいは当時の空港公団、今のNAと調整、こういろいろ協議をしながら、ほかのものに転用

することによって補助金の返還が生じるのか生じないのか、その辺の検討が必要になってくるということでございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） 今、山本課長のご説明だとハードの部分でトイレ等々、確かに私も中に入ったことがあるので子供用の小さなものがついている。それはさしたると言うであれですけれども、かなりかかるかと思えますけれども、新規に建てるよりは。当然その辺の空港との関連も、町長大分懇親会、懇談会を多く持たれているようなのでそれは強いかと思えますので、ぜひともその辺はお願いしたいと思えます。

また、交通安全条例でございますけれども、山武市の例をとらせていただきますと、カーブミラーですね。この横芝光町にも数百でしょうか、幾つかかなりあると思えます。私も交通安全協会で嘉瀬支部長のもといろいろやらせていただいておりますが、まず気がつくのがそのカーブミラーの破損とか汚れ、経年劣化を含めた、非常に目立つわけであります。

それは、一番理想とするのは、町長もきょう協働のまちづくりという言葉を出されました。また齊藤議員も出されましたけれども、やはり協働のまちづくりということになりますと町長の認識と私のその認識がちょっと違うところがありまして、私は協働のまちづくりはこの横芝光町は町民として私の町だという認識を高めること、格好よく言えば「郷土愛」といいたいでしょうか、それをみんなで持って、そして共有して、ボランティアでやるのではない、みんなでこの町をまさにつくり上げるというそのボトムアップの意見をどんどん出し合ってやる。何もこれはもう役場に頼め、これは行政の仕事だということではないんですね。上からやるトップダウン式の何をボランティアでお願いしますということではないと思うんですね、私の認識の中では。

ですから、それを推し進めるためにも町内会長さんにそういう管理はある意味お願いするとか、条例というところちょっと言葉があれかもしれませんが、意識づけ、協働のまちづくりの意識づけの中でそれを取り入れて、それをきっかけに、ああこの地域は私のものなんだという意識がやはりそれが協働のまちづくりだと私は認識しております。現在、NPO田舎学校、ここに関係者もおられますが、NPOなどもまさに住民からのボトムアップでありますので、その辺の認識は持っていただければありがたいと思えます。そういった中で、カーブミラーについて今現在ちょっと関連するかもしれませんが、どのような管理等しているのか、課長、お願いします。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） それでは、ただいまのカーブミラーの管理ということでお答えをさせていただきます。

現在、当町には22年2月現在であります、1,508本のカーブミラーが設置してございます。町管理であるとか、これにつきましては町管理、そのほかに県管理のカーブミラーもございます。我々といたしましては、当然、今、議員さんもおっしゃられたとおり、安協さんをお願いをして管理をしていただいている部分、これは大半を占めているわけではありますが、そのほかに当然そのカーブミラーにつきましては各地区行政総務員さんから申請が上がってきます。その際に、我々としては行政総務員さんに管理をぜひお願いをしたいということで文書の中で、申請を上げていただいた文書の中で一筆入れてございます。そういった関係もございますので、これからもそういう流れをつくっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） 伊藤課長の明快な答弁に私もほっとしておりますので、ぜひとも協働のまちづくりの一環としてもそのような方向で行ければよいまちづくりの一助になろうかと思えます。

続いて、リサイクルについて。

伊藤課長からありましたように、私の思っていることをすべて言っていただきまして、ありがたいことで別段再質問はございません。

それでは、4番目の特別職の退職金。

現在、特別職というのは我が横芝光町は町長そして教育長。本来副町長がいらっしゃればそれも対象になろうかと思えますが、佐藤町長の強力なご決断により副町長はずっとおりませんでした。その議論はともかくとして、一般的に退職金といいますと、何か月掛ける基本給。佐藤町長におかれましては、やはり改革だということで76万を減額していただき給料といただいているとは思いますが。ただ、計算の場合がまた戻っちゃうんですね、これね、76万円に。また100分の35が100分の45になったというところも、佐藤町長のその改革だというところからは私はちょっと離れるのかなというような気がしておりますが、町長はこのことに関してどうでしょうか。例えば、例を出すと自民党の元小泉総理ですが、5年間お務めになられて約658万の退職金でございます。それも比較ということではありませんが、一般的にはかなり仕事の少ない、多分労働者の平均賃金が200万円台と言われておりますが、住民の視点でを標榜される町長におかれましては、これに関してどのような思いでおるかお尋

ねいたします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この100分の45を掛けた部分につきましては、ちょっと私もこれについて認識がございませんでした。後で総務課長のほうから答弁させていただきます。

確かに高額なこの退職金の額であるかとは思いますが、しかしながら、政治に参加するこれからの次世代にわたりまして、政治家を目指す中でやはり4年に一度の、皆さんも含めて4年に一度の選挙がある。そうした中で、この生活が保障される部分というのはこの退職金のみなのかなという部分の中で、事業の責任の度合いですとかそうした部分において、私がコメントする立場にはないかと存じますが、ある部分それが今までの状況の中で一般的であったというか、これが常識であったという事実は事実でございます。それについて私はコメントは差し控えてさせていただきますが、今後とも新たなそれこそ町長を目指す、政治家を目指す、その云々の中である部分必要な部分ではないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） コメントは差し控えたいということではありますが、4年に一遍の審判を受けるという意味ではそれが妥当というようなお考えであろうかと思えます。立候補している齊藤議員にもお尋ねしたいところではありますが、ここでは差し控えたいと思えます。

それでは、最後の町長の政治姿勢について。

ある意味、皆さん御存じかと思えますが、町長リコールを初め、合併には全く反対であるというお立場でなられたということもあり大変なご苦労があったらうかと思えます。しかしながら、なった当初からのごあいさつをいろいろなところで聞きますと、「おかげさまでほぼ順調に行政運営を推移しております」というのがまず佐藤晴彦町長のイメージなんです。私にはちょっと理解がそれができないんですね。どうして「合併反対」で急に「おかげさまでほぼ順調に」、何に対して順調なのかというその主語述語といたしましうか、ちょっと文法的小かしいかなというところもありますが、急に順調になったというのは、その理由をお願いしたいと思えます。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 急になったというのではなくて、やはり私はリコールをやっている際、当然のことながらこの小さい2町の合併で、千葉県においては合併されて市にならなかった唯一の合併でございました。そうした部分で、やはり私としてはもっと大きな規模の合併の

経済効果が見えるものがないのではないかというふうに考えておりました。そうした中で新たに新町横芝光町が誕生しまして、その初代町長にということで手を挙げさせてもらっていたわけでございまして、今でも基本的な考え方としてはもっと大きな合併が必要ではないかなという認識は持っているものの、今、私の立場で何をしなくてはならないか。やはりこれは平成18年3月27日に新たに生まれた横芝光町の本当にこの2町の融和を真っ先に図る、これこそがこの2万6,000町民の負託を受けたものであると考えておりますので、その立場、立場に立ってそういうような方向性で進ませていただいている現状にございます。ですので、今現在、もうともかく融和を図ることに一本に絞って進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） わかりました。

それと、気になるところがやっぱり副町長不在で、それは町の約1,000万弱を、町の負担を軽減するんだと常々おっしゃっておりますが、以前ほかの議員さんもおっしゃったことがあります。私は副町長は必ずいたほうが良いと思います。それはまず理由として、決裁権を含めて最終的な決断をする町長、また同等の権利を持つ副町長、やはりその両輪がいて、例えば町長もよく出かけられることがあろうかと思えます。積極的なことでそれを否定するものではありませんが、ただそこで残るのは役場の多くの職員。総務課長いらっしゃいますけれども、総務課長はあくまでも役場の職員さんです。そういうことを考えた場合、私は大変な損失だと思うんですね。それと、忠告という口はばかりですが、例えば町長がよかれと思ったことがやはり人間ですから間違いがあります。そこで副町長が、町長、この意見に関してはいかがでしょうかと一言立ちどまって考える、そういうことも私は非常に大事だと思うんですね。やはり一人でもうどんどん進んで、それはそれですばらしい。ただ人間ですから過ちは100%あります。ただ、その場合のフォローを考えると、副町長を置かない、それは確かに1,000万余りの、議会が承認しているわけですから予算は。ですから、それを置かないというのは私は町の損失だと思いますが、いかがお思いでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私町長一人、副町長がないということですのですべてを自分一人で決めているわけでもございませんで、優秀な課長、特に総務課長につきましては、ある施策ごとに担当課長と重々吟味して相談しながらこの施策運営をさせていただいております。本来、私も副町長という職がすばらしい機能が果たせるものであればそれはその約1,200万円、そ

それはいいとして、その辺の部分のみを追求して言っているわけではなくて、何とお答えしたらいいのかな、副町長もやっぱり当然いっちゃればそれなりの効果は十分あるのかなというふうには考えております。今後、いろいろな部分で検討をさせてください。ともかく今後、次、任期としてはあと1カ月足らずではございますが、その後のことにつきましては、今のところ絶対置きませんというような本来のスタンスではないのですが、一応議会の中でもそういう話の中ではできるだけ置かないで済むのであればそれで頑張ってみますということで、一応4年間の任期を全うさせていただくのかなというところでございますので、その辺の答弁でひとつご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） わかりました。それでは、次期の4月の選挙以降の町長さんにはぜひとも、ほかにもう何名か出られるかどうかわかりませんが、そのようにしていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、情報公開をしている我が町でありますので、町のホームページの町長室というところをちょっとさわると、その中に、ようこそ、プロフィール、所信、手紙、まちづくりトークとありまして、町長の交際費というのが載っております。私もある方の指摘を得まして、以前にも町長の手紙と書いたら、実は町長の手紙じゃなくて総務課の手紙だったんですね。あれはもう町全体で見ると、私は仕組みを知らなかったものですからもう今後はそのようなことはしないと思います。個人的に町長（総務課も含む）と入れていただきたいと思います。

まず、課長にお尋ねしたいんですが、この区分、寸志、慶祝、会費、香料は不幸があったときにその規定の中で、規定外が数名3年間の中にはありますけれども、その区分の説明をお願いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） 区分ということでございます。香料についてはもちろんご理解いただけたと思います。慶祝につきましては、各種団体の総会時の会費ですとか、あるいは地区行事、いわゆるイベント等、そういった中での心遣い、そういったものが慶祝に入ります。大半はこの慶祝と香料になるわけでございますけれども、あと特に事前に会費制で通告をいただいているものについては会費ということで支出をさせていただいております。

以上です。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） 時間もないので少しまとめて質問をさせていただきたい。

昨日ですけれども、総務課のほうにお尋ねしたいということの旨を通告しましたので、近隣の市町、それと比較してどうなのかなという問題でございます。それは金額の大小、支出の件数の多さ、これを見ますと、交際費とは町長が業務を執行する上で町を代表して外部との交際、交渉に要する経費ということになっていますね。外部との交際。私の考えるところでは、町のあらゆる総会にすばらしいこのパワフルに三十数件、金額にして二十数万。例えば今こういう時代でありますので成田市あたりを見ますと、まず町長と同じ会議に出た会議費、懇親会費はまず出ておりません。その辺はなぜか。例えばNAとか近隣市町の懇親会費、懇親会もあるけれども懇談会、一般的には懇談会というのはお酒はないんですよ。あるんですか。

〔「懇談会はないです、懇親会はあります」と言う人あり〕

○2番（森川 忠君） ですけれどもやっぱり1万円、1万5,000円かかってしまうという事実は、それは会費として求められたからですか。それとも一方的にこちらから1万円を出すのか。5,000円にするとか。例えば松尾高校の100周年、東金高校の100周年は金額違いますね。お祝い。5千円と1万円。

我が町はオンブズマンがいませんので比較的皆様あれですけれども、代表監査委員がきちんと見られております。ちょっとした都市ですとこれかなり問題になろうかと思えます。金額も出し方も。その辺に対する認識がちょっと、消防団に関してはまあこれは任命式に1万円、何だかんだで激しく1万円が出ているんですね、年間。話によると大分消防の関係はにぎやかにヘルパーが来てという感じでやっていると聞きますけれども、それは事実かどうか。大会のときにはその人たちが応援に、ヘルパーが応援に来ているという話も聞きますが、何かシルバーではないですね、どうもまだお若い方が。その辺はちょっと一般的な認識で、住民の視点ではなくて、字は何とかの視点になりがちかなと思えますが、やはりこれは貴重な税金でありますので、町長におかれましては、ほれ総会だ、それがと、ある意味ちょっとこれはバブル的な、ばらまきの私には認識しております。ほかの市町と比べていかがでしょうか。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） 昨年度の20年度の実績で申し上げますと、横芝光町は202万5,214円を交際費で支出しております。近隣ですと芝山町では255万2,500円、九十九里町では123

万5,000円、東金市では116万6,145円、山武市では71万3,658円ということで、かなり差はございます。基本的にはその町の規模、人口規模ですとかいろいろな部分で交際費の出し方が変わってくると思いますけれども、一番の違いがその町の考え方にあるかと思っています。香料についてもかなり横芝光町の場合には対象を拡大しております。かなり対象者がいる、広く対象者として香料を出させていただいております。そういった部分で近隣と比べると多少多い部分もあろうかと思っています。

以上です。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） 課長からちょっと私が理解できないその行政の規模によって金額が違うというのは、成田市はたしか人口はうちの倍、芝山の250何万も、多分住民の方々、あそこは多分情報公開しておりませんね、多分インターネットでは。多分知った住民はびっくりするかと思いますけれども、小さい町のほうがやはりかかるという認識でしょうか。ちょっと私は余りその辺がぴんどこないところなんです。

いずれにしても、県会議員の当選祝、国会議員の当選、我が町は国会議員が4名います。それも全部出ております。宗教分離の考えからすると、金刀比羅神社、成田山、芝山、あと船戸神社等々、どういう宗教なのか、あれされているのかなとよくわかりませんが、ちょっと一般社会通念上、常識的には今こうやってインターネットで出ますので、この考えを今後どのようにされるか、最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 例えば先ほどお話が出た松尾高校ですとか東金高校の分については代理出席で私本人が出ておらないので、多分ちょっと今詳しい情報はないんですけれども、会費が出ていたのかなと、金額が幾らか出ていたということでそういうような対応をしたのかなと思っております。また、あとその消防団とのおつき合いにつきましては、ともかくボランティアであそこまでやっている皆さんに対して、私も消防団活動は長くやっていたという部分もこれは否めない部分もあるんですけれども、ある部分ちょっと特別な感情が私自身にもあるのかなというふうに思っております。

今後、今、森川議員指摘があったことはすべて事実でございますので、その辺の部分について今後の新たな課題として検討に値する部分では間違いなくあるのかなというふうには、ある部分反省も含めて考えております。ただ、合併して最初の4年間、私もいろいろなところにでき得る限り足を運びました。盆踊り、お祭り、呼ばればどこでも行くというのが正

直なところ、そういう姿勢の中で2町の融和を幾ばくかでも図ればというような意気込みのあらわれだにご理解をいただければ大変ありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、最後に、町長はやはりどこにでも顔を出して元気に歌を歌って本当にすばらしい明るい町長を確認させていただきました。しかしながら、本当に貴重な税金でありますので、住民の視点でをお訴えになっている方であれば、なおさら一般庶民、住民の本当に立場に立つということが視点だと思うんですね。これをよく精査すれば多分住民の方はクエスチョンマークがかなりの数出ようかと思いますが、大木先生におかれましては監査をよくしていただいたということでございますけれども、今後、本当に民主的な町を目指すということでは、町長も、齊藤議員も手を挙げるということでございますけれども、そのような正々堂々ときちっとした政策、公約、誠実に実直に実行するということをお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村和好君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（野村和好君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月10日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、3月10日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野村和好君） 本日の日程はこれをもって終了します。

3月11日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時14分）

平成22年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第3号)

平成22年3月11日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 横芝光町立横芝中学校建設基金を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 4 議案第 3号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 5 議案第 4号 平成21年度横芝光町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第 6 議案第 5号 平成21年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 7 議案第 6号 平成21年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 8 議案第 7号 平成21年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 9 議案第 8号 平成21年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第10 議案第 9号 平成21年度横芝光町病院事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第11 議案第10号 平成22年度横芝光町一般会計予算について
- 日程第12 議案第11号 平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第13 議案第12号 平成22年度横芝光町老人保健特別会計予算について
- 日程第14 議案第13号 平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第15 議案第14号 平成22年度横芝光町介護保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第15号 平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第16号 平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について
- 日程第18 議案第17号 平成22年度横芝光町病院事業会計予算について

日程第19 横芝光町農業委員会委員の推薦について

日程第20 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙

日程第21 陳情の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	川	忠	君		
3番	實	川		隆	君	4番	川	島	仁	君		
5番	齊	藤		隆	君	6番	若	梅	喜	作	君	
7番	川	島	富	士	子	君	8番	鈴	木	克	征	君
9番	野	村	和	好	君	10番	山	崎	貞	一	君	
11番	伊	藤	因	樹	君	12番	嘉	瀬	清	之	君	
13番	川	島		透	君	14番	鈴	木	唯	夫	君	
15番	八	角	健	一	君	16番	川	島	勝	美	君	
17番	越	川	輝	男	君							

欠席議員（1名）

18番 越 川 洋 一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤晴彦君	総務課長	小堀正博君
環境防災課長	伊藤定幸君	税務課長	高埜広和君
住民課長	海保清一郎君	産業振興課長	林新一君
都市建設課長	瀬理和夫君	福祉課長	山本照男君
健康管理課長	並木俊郎君	食肉センター長	土屋文雄君
東陽病院 事務局長	田鍋悦央君	会計管理者	清宮貴美子君
企画財政課 幹事	高蝶政道君	教育長	海保教之君
教育課長	林英次君	社会文化課長	伊橋秀和君

監 査 委 員 大 木 國 臣 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 實 川 裕 宣 書 記 伊 藤 多 美 恵

◎開議の宣告

○議長（野村和好君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（野村和好君） 日程に入るに先立ち報告をします。

初めに、本日、総務常任委員会委員長から陳情第1号及び陳情第3号について、産業建設常任委員会委員長から陳情第2号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたので、報告をします。

次に、越川洋一議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので報告をします。

◎一般質問

○議長（野村和好君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（野村和好君） 通告順に発言を許します。

川島富士子議員。

〔7番議員 川島富士子君登壇〕

○7番（川島富士子君） おはようございます。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

さきに発生したハイチの大地震、南米チリの大地震によってお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。また、ご家族や友人を亡くされた皆様方、被災された方々に対しまして、衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、本年は迷走する新政権への不安と不信が募る中での船出でありましたが、今、政治に何よりも求められているのは、難問山積の危機的状況の一つ一つ克服しながら日本、また地域の将来を切り開いていく力強いリーダーシップではないでしょうか。その資質は洞察力、

情熱、責任感でなかろうかと思えます。

国の平成22年度一般会計予算等においては、現下の経済状況にこたえ得るような経済立て直しに向けた視点を欠く予算であり、44.3兆円もの国債大増発となるなど、税込より国債費が上回るのは昭和21年度以来、実に64年ぶりで、先の展望として財務省の試算によれば、23年度は公債費は50兆円を超えると予想される状況だそうです。

このような中、町としてやるべきことに全力で取り組む必要があります。町民の生命や財産をさまざまなリスクから守ることが極めて大切です。したがって、これまで以上の危機感、緊張感を持って町民サービスの向上が図られるよう提言を含め、質問してまいりますので、当局の簡潔明快な答弁を求めるものであります。

第1として、教育行政について2点お伺いいたします。

1点目の「中一ギャップ」解消への取り組みについて伺います。

間もなく桜咲く新入学の季節を迎えますが、毎年、文部科学省がまとめる学校基本調査で、学校に行かない不登校の小中学生が平成18年度に5年ぶりに増加に転じた以降、12万人を越す深刻な状況が続いております。その背景に、小学校から中学校へ進学する際の環境変化に対応できず、生徒が不登校や問題行動を起こす「中一ギャップ」があります。学級担任が児童を優しく見守る小学校から、学科担任制で授業が難しくなる中学へ進むと、学習のつまづきや問題行動の芽が吹き出すことがあります。未来を託する子供たちを社会全体で守り育てる環境を整えていきたいという思いから、我が町の不登校児童生徒の実態と「中一ギャップ」の現状、その解消に向けた取り組みと課題について伺います。また、小中一貫教育の今後の取り組みについても、当局のお考えをお聞かせください。

2点目として、小中学校における聴講生制度への取り組みについて伺います。

町民も生徒になれる聴講生制度ですが、これは小中学校の授業に大人が参加できるもので、高齢者や再教育を受けたい人などに教育の場を提供することが目的であります。愛知県扶桑町や神奈川県大磯町などで取り組まれており、生涯学習の機会拡大だけでなく、開かれた学校づくりに役立つことも期待されております。メリットの多いこの聴講生制度を取り入れ、児童生徒への教育効果も期待してはいかがかと考えますが、当局の見解を伺います。

第2として、地球温暖化対策と景気対策について2点お伺いいたします。

1点目として、平成22年度における温暖化対策への取り組みと再生可能自然エネルギー利用促進への取り組みについて伺います。

今、地球温暖化の問題はゲリラ豪雨などに代表されるように待ったなしの状況であり、全

世界が協力して取り組まなければならない喫緊の課題であります。国が2020年までに1990年比で25%の削減を目指すとの表明される中、各地方自治体においても、役所や公立学校など、みずからの授業活動で排出量を削減するほか、地域全体の温暖化対策を進めることが期待されております。本町においても、身近なできるところから日々努力されておられますが、本年の活動予定、事業予定をお聞かせください。

また、反面、本町のおくれている取り組みとして、再生可能エネルギーの活用がございしますが、公共施設への太陽光パネル設置等、積極的な取り組みに今こそ立ち上がるときと痛感いたしますが、今後の取り組みに向けどのようにお考えかお聞かせください。

2点目として、住宅版エコポイント制度について伺います。

2009年12月8日に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを発行する制度、住宅版エコポイント制度の創設が盛り込まれました。この制度は、エコ住宅の普及を促進することにより、地球温暖化対策と景気対策の両立を目指すもので、国土交通省、経済産業省、環境省の3省合同により実施されます。事業予算として1,000億円が平成21年度第2次補正予算に計上され、追加経済対策の柱の一つとなっております。

リーマンショック後、景気が大きく落ち込み、リストラや給料・ボーナスが減るなどデフレ懸念が叫ばれ、先行きの不透明感が増す中で、今は大きな借金を避けるといったリスク回避の動きが加速しておりますが、昨年、景気刺激策として公明党がリードして打ち出したエコカー減税やエコポイント制度は景気を下支えしただけでなく、エコという消費者の新たな消費先行を浮き彫りにしました。

このたびの住宅版エコポイント発行の対象となるのは、第2次補正予算の成立日、平成22年1月28日以降に工事が完了し、引き渡された住宅です。この制度施行に当たり、自治体としてもエコ住宅の建設を後押しし、地元地域の活性化につながる施策が求められております。そこで、住宅版エコポイント制度の施行に伴う当局の取り組みをお尋ねいたします。

第3として、福祉行政について2点お伺いいたします。

1点目として、高額療養費の運用改善について伺います。

医療費が高額になった場合、一定の上限額まで払えば済む高額療養費は世帯で合算できますが、70歳未満の場合、世帯員それぞれ1回の医療費が2万1,000円を超えないと合算できません。高額だからこそ上限を決めているのに、なぜだめなのかと思ってしまう。そのほかにも月をまたぐと合算できず、同じ医療機関でも歯科とその他の診療科目があった場合、

歯科は別計算、2つ以上の医療機関に別々にかかった場合も別計算で合算できません。同じ医療機関の中でも外来と入院は別計算など、なぜこういうことが起こるのでしょうか。

このことの質疑が参院予算委員会の公明党の山口代表により行われた際、鳩山首相の答弁は、それはレセプト（診療報酬明細書）が電子化されておらず、2万1,000円以上の部分を名寄せし、合算しているのが実情、将来的にはレセプト電子化の進展で運用改善が可能か検討したいとし、まずことし4月から政令を変える、また1つの病院で科が別だと合算できないので、それは4月から改善すると答えられております。我が町の国民健康保険加入者のこのような実情と対応を伺います。

また、病院における合算改善の対応について見解を伺います。

2点目として、診療報酬会計に伴う地域医療及び町民への影響について伺います。

深刻化した医療崩壊を食いとめるための10年ぶりのプラス改定であります。この4月からの改定内容は医療の提供体制や患者の負担に直結いたします。地域医療がどのように変化するのか、町民に身近な医療がどう変化するのか、大いに注目される所です。そこで、どのように変わるのか、また診療明細の発行が無料で義務づけられたことは患者側にどのようなメリットがあるのかお教え願います。

第4として、安全・安心のまちづくりについて6点にわたりお伺いいたします。

1点目として、デマンド交通の取り組みについて伺います。

町当局におかれ、どのような検討がなされてきたのでしょうか。また、視察には行かれたのでしょうか。協議会の立ち上げ、計画の策定、実証実験運行等を切望いたしますが、進捗状況、今後の取り組みについて当局のご所見をお聞かせください。

2点目として、AEDの設置状況及び普及推進について伺います。

我が町の自動体外式除細動器AEDの設置状況、その設置場所の町民への周知状況、さらなる公共施設への設置拡充について、また有効期限があるバッテリーなどの点検状況についてお教えください。

3点目として、住宅用火災警報器の普及状況について伺います。

総務省消防庁は消防法の改正により、2011年6月までに設置が義務化された住宅用火災警報器の普及率について、2009年12月時点での推計結果を発表いたしました。全国の普及率は52.0%で、前回の2009年3月時点での調査から6.1ポイントふえたものの、条例で既に設置が義務化された自治体でも60.8%にとどまる結果になりました。

最近、新聞テレビなどで火災の報道を見かけますが、住宅火災による死者が後を絶ちませ

ん。ことしは特に寒い冬だったからでしょうか。住宅火災による悲惨な結果が多く目につきます。このうち放火、自殺者等を除く死者数の59.5%が65歳以上の高齢者だそうです。今後のさらなる高齢化の進展に伴い、さらに増加するおそれがあります。このような状況に対応するため、住宅用火災警報器の設置及び維持が義務づけられたわけですが、火災を早期発見し、消火器などで住民による初期消火を行えば、さらに本町の火災発生を抑止、また発生しても被害を最小限に抑えることができ、安全・安心のまちづくりにも貢献すると考えます。

そこで、住宅用火災警報器の設置率と設置による火災発生の抑制効果をどのように分析されておられるか、また、さらなる設置推進についての取り組みについて伺います。

4点目として、仮称「ジョブカフェ横芝光」出張所の設置について伺います。

若者を取り巻く雇用環境は、新卒予定者の内定率の低下やフリーター、ニートなど将来不安を高める課題が山積しております。中でも新卒予定者の就職状況は、近年の団塊世代の定年退職に伴う求人数の増加により、2005年には一時好転したと言われましたが、2008年に突如起きたサブプライムローン問題を発端とする世界的な景気悪化により、再び厳しさを増しております。新卒者の内定率は2000年前後の就職氷河期より厳しくなっており、文部科学省と厚生労働省のまとめによると、大学生が2009年12月1日現在で73.1%、中学、高校生が2009年11月末現在で68.1%と内定率調査が始まった1996年以降、最低の数字となったことがわかりました。

また、新卒者だけでなく、若年層の雇用情勢も極めて厳しく、1月29日発表された2009年12月の完全失業率は5.1%でしたが、15歳から24歳の若年層の失業率はこれを大きく上回る8.4%でした。

さて、2004年度にスタートしたジョブカフェは、政府が策定した若者自立挑戦プランの中核的施策に位置づけられ、地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、雇用関連サービスを1カ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンターであります。そこで、高卒の若者について、卒業後の就職がうまくいかなかった場合、学校と企業の連携の外に追いやられてしまうことが多いことから、ジョブカフェを通じて、そうした若者も再度就職のプロセスに踏み込むよう取り組むべきと考えます。

また、大学卒業後は出身校の就職部へ相談できず、情報入手や就職自体が困難な例も見られます。このようなことから、ぜひジョブカフェ出張所開設について積極的な取り組みを切望いたしますが、当局のご所見をお聞かせください。

5点目として、防災公園事業への取り組みについてであります。これは提言として述べ

させていただきます。

先月、市川市にごございます大洲防災公園を視察してまいりました。平常時は憩いやレクリエーションの場とし、災害時は一時避難場所や被災の前線における救援拠点や輸送の中継拠点として機能されておりました。特に印象に残ったのは、1万人の被災者に対する3日分の飲料水の確保、巨大な備蓄倉庫、数十人の変身トイレ、テントが張れるパーゴラやコンビネーション遊具、かまどになる種々のベンチがあり、いすに書かれた防災標語が防災意識の向上になると感心し、大変勉強になりました。公園は、小中学校等の避難場所へ移動する道中の一時避難所となる場面が想定されますが、その役割を果たすためには、防災用の種々の取り組みが必須でありますので、今後公園整備等の折にはこのようなことも視野に入れて、ぜひ積極的に取り組んでくださるようお願い申し上げます。

6点目として、男女共同参画条例の制定について伺います。

これまで町は男女共同参画社会の形成に向け、計画の作成、そして意識の高揚を図るための取り組みを積極的に行うなど大変感謝いたしておるところでございますが、安定的なさらなる参画を進める基盤として、より実効性のある条例の制定を行うべきであろうと思っておりますが、力強いご答弁をご期待し、私の最初の質問といたします。

〔7番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（野村和好君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、地球温暖化対策と景気対策のご質問のうち1点目の平成22年度における温暖化対策及び再生可能自然エネルギー利用促進への取り組みについてと安全・安心のまちづくりのご質問のうち1点目のデマンド交通の取り組み及び6点目の男女共同参画条例の制定についてお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、初めに地球温暖化対策と景気対策についての1点目、平成22年度における温暖化対策への取り組みと再生可能自然エネルギー利用促進への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

来年度における温暖化対策への取り組みといたしましては、川島議員からご提案をいただ

きました。また、夏の水やり等にもご協力をいただきながら、本年度試行的に行いましたグリーンカーテンの実施方法について、設置施設等を含め検討いたします。

なお、6月議会でもご説明申し上げましたCO₂削減については、町の地球温暖化対策実行計画の見直しを初め、庁舎内での昼休みの一斉消灯の実施、エアコンの温度設定の抑制、特に本年度は暖房の温度設定を20℃から19℃に変更いたしました。これらとあわせてクールビズ、ウォームビズの実施も継続して行います。

また、ハード面では、既に役場庁舎の冷暖房室外機にエコを取り入れた氷蓄熱式パッケージエアコン、いわゆる空冷ヒートポンプ式を導入し、CO₂削減に努めております。さらに、町内に設置されている防犯灯の老朽化に伴う交換の際には、LED防犯灯への更新を推進し、電気料とCO₂排出量の削減を図って、省エネ・温暖化防止対策に傾注してまいります。

次に、再生可能自然エネルギー利用促進への取り組みについてでございますが、太陽光、太陽熱、風力、海流、地熱の利用など再生可能自然エネルギーと呼ばれているものは多数ございますが、その中で太陽光発電は京都議定書並びにさきの鳩山総理が明言した2020年までにCO₂を25%削減するという世界公約の実現には、太陽光等再生可能自然エネルギーの活用は必要不可欠であることは言うまでもなく、当町といたしましても今後は検討せざるを得ない重要な課題であると認識をしているところでございます。しかしながら、設置に当たっては莫大な費用を要することから、費用対効果等総合的に判断しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、個人住宅への太陽光発電の普及についてでございますが、個人住宅を対象とした国の設置補助は平成6年度に始まり、その後、設置費価格の下落に連動して、補助費も毎年下がりが続き、平成18年度は一たん廃止されましたが、20年度に再び実施されることとなり、補助金は電灯契約者本人が国から受けられることとなります。千葉県内における自治体独自の補助は一部の市において実施されているものの、現在のところ県を初めほとんどの市町村では太陽光発電にかかわる補助金制度がないのが実情でありますので、当町においても財政状況をかんがみながら検討してまいりたいと考えております。

次に、安全安心のまちづくりの1点目、デマンド交通の取り組みについてと6点目の男女共同参画条例の制定についてのご質問にお答えをいたします。

1点目のデマンド交通の取り組みについてでございますが、昨年9月議会の際に、班長職に公共交通の検討を指示したことをご説明申し上げましたが、検討課題については当初はデマンド交通に限らず、今後の町公共交通の方向性を広く検討することと指示したところでご

ございます。その後、議会の皆様とともに古河市のデマンド交通を視察した結果を踏まえ、デマンド交通の視察を行い、検討することを追加したところでございます。

現在までの検討の経過につきましては、口頭による中間報告では、町の循環バスや廃止代替バス、福祉関係の交通サービスの利用実績や経費をベースに、現状の公共交通についてフリートーキング方式で検討を始め、各委員は循環バスや廃止代替バスについて、経費の割には利用者が少ない、また財政状況と利用者数の予測から循環バス事業に加えてデマンド交通を並行して実施することは極めて難しいと感じているようでございまして、今後どうすべきかとの意見交換では、交通弱者イコール高齢者と考えた場合に高齢者人口は増加するものの、将来的には高齢者の運転免許保有率が高まると思うが、サービス料の設定はどのようにするか、福祉カーなどバス事業以外の福祉サービスとの関係をどのようにするのか、経費はどの程度の負担をするのか、現在の法令に照らした交通サービスでは何ができるのか、仮に高齢者福祉施策としてのデマンド交通に切りかえた場合には、高校生等の通学利用者はどうするのか、また町外からの利用者はどういうふうにするのかなど、現時点での課題を整理している状況でございます。将来の町公共交通の手段を絞り込むまでには至っておりません。

いずれにせよ、農村部の公共交通は運賃による採算ベースを維持することは不可能なことから、民間事業者による事業展開は難しいと考え、今後も町が中心となり、将来に向けた公共交通のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、6点目の男女共同参画条例の制定についてでございますが、当町では平成20年度中に県内町村部で初めて男女共同参画計画を策定し、各家庭へもダイジェスト版を配付し、周知に努めたところでございます。その後も計画の推進をするために、役場職員の登用や町職員の人件など既に男女共同参画や平等の意識を持ち、行政事務を進めているところであります。

また、男女共同参画に的を絞った具体的な事業といたしましては、若い年齢層から男女共同参画の意識を持っていただくことが必要と考え、試行的ではあるものの、昨年11月に県並びに地元高校生と共同し、県内で初めて高校生を対象とした男女共同参画に関する講演会を開催し、新聞報道もされたところでございます。この事業は、平成22年度にも引き続き実施する予定でございまして、その際には一般の方々にもご参加いただける公開講演会として企画する予定でございます。

このように条例をしていない状況下ではございますが、町の計画を推進する事業展開を進めているところでございます。

議員のご質問の意図は、条例制定を通じて男女共同参画の趣旨、行政・住民の責務などを具体的に明文化した上で、さらに男女共同参画の推進を図りたいとお考えと思われますので、その条例の制定につきましては現在検討中のごさいまして、引き続き検討することといたしております。

なお、条例が未制定でありましても、今まで以上にさまざまな機会を通じて、男女共同参画社会の形成に努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと存じます。

以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 教育課長。

〔教育課長 林 英次君登壇〕

○教育課長（林 英次君） それでは、私から川島議員の教育行政についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の「中一ギャップ」の問題ですが、「中一ギャップ」とは小学校から中学校に入学する際の環境の変化に対応できず、生徒が不登校や問題行動を起こすというものであります。今年度、本町の中学1年生で30日以上欠席状況ですが、4月から7月までは1人、12月までは6人、1月末日までは6人となりまして、欠席内容から判断をいたしますと、議員がご心配の「中一ギャップ」による不登校者とは考えられません。

なお、本町では、小中の連続したきめ細かな指導の充実を図るため、町教育委員会主催のさまざまな連絡会や研修の機会をとらえ、児童生徒の課題を共有し、解決に向けた取り組みを協議する中で意識化を図っております。今後は社会変化の中でコミュニケーションの苦手な生徒がふえているのに加えて、小学校の小規模化に伴う中学校とのギャップを補うため、発達段階に応じて身につけさせなければならない力をしっかりと見直し、確実に身につけさせることが大事になります。また、小中一貫教育については指導の継続化という意味で現在の取り組みをさらに充実をさせることで対応していきたいと考えております。

次に、2点目の小中学校における聴講生制度への取り組みについてお答えをさせていただきます。議員ご提言のように、一部の自治体の中には小中学校の授業に希望する大人が参加している例もあるように聞いております。本町の小中学校でも地域の実態に応じた学習内容を工夫し、地域の方々が参加した授業を各学校で実施し、より豊かな教育活動を進めているところがございます。

ただ、現在、学校現場は議員ご承知のように学習指導要領の改定に伴いまして、ゆとりから学力向上への向け、授業時数や学習内容が大きく見直されております。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加に伴う対応も大きな課題となっております。それだけに各学校は教育課程の工夫や少人数指導の充実を進め、個に応じたきめ細かな指導で着実な学力向上を図っております。今後さらに学力向上を踏まえつつ、バランスのよい教育活動の推進に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

〔教育課長 林 英次君降壇〕

○議長（野村和好君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 瀬理和夫君登壇〕

○都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、私の方から大綱2点目、地球温暖化対策と景気対策についての2点目の住宅版エコポイント制度についてのご質問ですが、内容につきましては議員ご承知のことと思われませんが、詳細部分が不透明なことから概要説明をさせていただきます。

平成21年12月8日、閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に盛り込まれた事業でございまして、その概要はエコロジーを目的とした住宅のリフォームや新築をした場合にエコポイントを発行し、後に商品券やプリペイドカード、省エネ環境配慮にすぐれた商品等にポイントを交換できるもので、温暖化対策や自然保護に取り組む環境団体への寄附にも充てることができます。

ポイントの申請につきましては、本年3月8日から全国約3,800カ所の住宅瑕疵担保責任保険法人の取次店で受け付けが行われており、30万ポイントが発行の限度となります。

なお、住宅エコポイント事務局に関係書類を添付し、郵送することで手続を行うことも可能となります。

対象となります工事につきましては、住宅リフォームが窓、外壁、屋根、天井または床の断熱改修、住宅の新築は省エネ法基準に相当する住宅、省エネ基準を満たす木造住宅が対象となります。詳しい内容は、本制度に対する相談窓口が開設されておりますが、国土交通省ホームページでも見るすることができます。

以上が概要でございまして、本制度に関し、市町村が直接窓口となることはありませんが、今後必要に応じ周知方法等、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

〔都市建設課長 瀬理和夫君降壇〕

○議長（野村和好君） 住民課長。

〔住民課長 海保清一郎君登壇〕

○住民課長（海保清一郎君） それでは、川島議員のご質問、大綱3点目の福祉行政についてのうち1点目、高額療養費の運用改善についてのご質問に、国民健康保険の保険者の立場からお答えいたします。

近年の医療水準の向上に伴う難病等に対する治療方法の飛躍的発達や、がん・慢性疾患等の治療の長期化等によりまして医療費が高額化する傾向が見られ、月に100万円を超える医療費がかかる例も少なくないような状況であります。このような場合、その一部負担金も高額となるため、医療費負担の軽減を図り、医療保険の機能をより有効に働かせるために制度化されたのが国民健康保険における高額療養費支給制度であります。本制度は、法定給付として国保法に定められた支給要件に基づいて支給を行っておりまして、入院などにより同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費の一部負担額が限度額を超える場合に、その超える額が支給されます。

高額療養費の支給に当たっては、被保険者の年齢、世帯の所得、入退院の状況等により算定基準が異なります。例えば一般所得区分世帯で70歳未満の場合、1人の被保険者が同一月内、同一医療機関に支払った自己負担額が8万100円を超えた場合、その超えた部分が支給されます。住民税非課税世帯の場合は、この基準額が3万5,400円となります。

なお、改正前の医療法に定められておりました旧総合病院では、診療科ごとに別個の医療機関として取り扱うため、同一月内に2つ以上の診療科で受診した場合は合算せず、それぞれの診療科ごとに判定を行います。このほか高額療養費の算定に当たっては、世帯合算、多数該当世帯の限度額引き下げ、特定疾病に対する負担軽減策等の特別措置が設けられております。

高額療養費の手続としましては、国保連合会の審査を経た後に支給該当者には町から手続のご案内をお送りし、窓口でご申請をいただくことにより、通常診療月のおおむね3カ月後に口座振り込みにより支払いを行っております。こうした償還払い方式のほか、平成19年度からは現物支給制度を70歳未満の被保険者にも拡大し、事前申請による限度額適用認定書を提示することにより、支払いが自己負担額限度額で済むようになり、窓口負担の大幅な軽減が図られたところであります。

高額療養費支給制度の概要につきましては以上のとおりであります。川島議員のご質問

のとおり、本制度のさらなる運用改善を図るべく、通常国会でのご審議を経て国において政令の改正を予定しております。改正の趣旨といたしましては、現在は高額療養費の算定に当たり、旭中央病院など今まで総合病院においては診療科ごとに別個の保険医療機関として取り扱っているものを、平成22年4月以降は2つ以上の診療科で診療を受けた場合、病院単位で合算して取り扱うということであります。このための健康保険法施行令の改正について、現在パブリックコメントを募集し、広く国民各層の意見を聞いた上で4月から改正後の制度運用を図るとのことでございます。

したがいまして、国保の窓口におきましても、制度改正の趣旨を踏まえ、事務の取り扱いに遺漏のないよう十分留意しながら制度の運用に努めてまいりたいと存じます。

〔住民課長 海保清一郎君降壇〕

○議長（野村和好君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、次に私から平成22年度に行われます診療報酬の改定が地域医療及び町民にどのような影響を与えるかというご質問にお答えをさせていただきます。

診療報酬は医療技術の進歩や物価の変動等を考慮いたしまして、2年に1度、中央社会保険医療協議会で改定案をまとめまして厚生労働大臣が決めておりますが、平成14年度以降、改定のたびに引き下げられておりました。そのために病院の経営は悪化し、入院患者に対して早期退院や転院を勧める病院が多くなり、患者や家族への負担を大きくしたり、救急医療や小児医療の衰退を招くといったような弊害が発生したというようにも一般的には言われております。

今回の診療報酬改定は、診療報酬本体ではプラス1.55%、薬価でマイナス1.36%、全体ではプラス0.19%の改定が予定をされております。この基本方針といたしましては、救急、産科、小児、外科等の医療の再建、病院勤務医の負担の軽減が重点課題とされております。したがいまして、病院経営の面からは一定の評価ができるものというように考えております。

また、診療明細書の発行を推進するというのも今回の改正のポイントの一つになっておりますので、患者から見ても診療内容がわかりやすくなるというような改定内容であるかというように思っております。

以上でございます。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（野村和好君） 健康管理課長。

〔健康管理課長 並木俊郎君登壇〕

○健康管理課長（並木俊郎君） それでは、大綱4点目の安全・安心のまちづくりについての2点目、AEDの設置状況及び普及推進についてのご質問にお答えいたします。

現在、町の公共施設では役場、町内各小中学校、町民会館、坂田池公園管理センター、光B&G海洋センター、東陽病院、健康づくりセンター「プラム」の15施設に設置してあります。また、このほか現在把握しておりますのは工業団地、サビア、坂田苑、敬愛高校など11カ所に設置されており、町全体で26カ所に設置されております。健康管理課ではAEDの貸し出しを行っておりますので、地区の行事、スポーツ大会や町民の方々が多く集まる行事などで活用願えればと思います。

これからも公共施設での設置場所、貸し出しについては広報などでお知らせするとともに、AEDの普及を図ってまいりたいと考えております。

〔健康管理課長 並木俊郎君降壇〕

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 伊藤定幸君登壇〕

○環境防災課長（伊藤定幸君） それでは、川島富士子議員ご質問の安全・安心のまちづくりについての3点目、住宅用火災報知器の普及状況についてお答えをいたします。

議員もご存じのとおり、住宅用火災報知器につきましては、消防法及び匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は20年6月1日から設置が義務化されたところであります。

直近の普及率ですが、平成21年12月時点で千葉県全体では55.7%、匝瑳市横芝光町消防組合管内は36.0%となっております。また、火災報知器の設置の有無による火災抑制効果は約3.4倍の効果があると言われておりますので、今後も広報等を行い、普及率向上に努めてまいります。

次に、5点目の防災公園事業への取り組みについては、参考となる貴重なご意見、ご提言をいただき、ありがとうございました。今後の防災対策の参考とさせていただきます。

以上であります。

〔環境防災課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 林 新一君登壇〕

○産業振興課長（林 新一君） 仮称「ジョブカフェ横芝光」出張所の設置についてお答え申し上げます。

「ジョブカフェ」は平成15年に国の「若者自立・挑戦プラン」の中核的施策に位置づけられ、能力向上と就職促進を図るため、15歳からおおむね34歳までの若者が雇用関連サービスを受けることができるワンストップサービスセンターでございます。船橋市にある「ジョブカフェちば」は平成16年6月に県が設置し、財団法人千葉県産業振興センターが運営しております。ここでは、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した地域展開推進事業として各種セミナーの実施、若者と企業との意見交換、採用活動の支援、企業の魅力発信等を提供し、若年者の就職支援を実施しております。

また、今年度は市町村への出張版として応募書類の書き方、就職活動の仕方、面接練習等のセミナー開催や求人企業との就職活動支援、インストラクターからのアドバイスなどの活動が17市町村で実施されております。

次年度も県では同様に市町村向けの各種出張サービスが検討されており、当町といたしましても、求人企業などの調整が整えば、これらを活用し、若年者の就業支援を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[産業振興課長 林 新一君降壇]

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） 種々のご答弁ありがとうございました。

それでは、自席から再質問をさせていただきます。と申しましても、時間もありませんので、お願いから申し上げます。

まず健康管理課長、AEDのお願いでありますけれども、ぜひAEDマップを町のホームページで地図上で示して一目でわかるようなそういったホームページで公開していただくことをご検討いただければというふうに思います。答弁は結構です。

あとデマンド交通でありますけれども、ぜひ町民アンケート調査の実施に取り組んでいただきたいと思います。

そして、先日、森川議員から資料をいただきましたが、灯台もと暗しでありまして、茨城へ行ってまいりましたけれども、近いところで酒々井町でもデマンド交通システムを導入しているということで資料を拝見させていただきました。人口も比較的同じくらいということと、ぜひこの酒々井町の独自のシステムも大変参考になろうかと思っております。特に私が感心し

たところは、スクールバスとデマンド型タクシーの統合というところでありまして、ぜひこのところはいまだに対岸、また山の奥の方、また海岸地域の親御さん方からスクールバスの要請は数多く耳にしておりますので、このスクールバスとデマンド型タクシーの統合の研究、お取り組みをぜひお願いしたいということを申し上げさせていただきたいと思います。答弁は結構です。

時間がありませんので、町長に伺いたいと思います。私の記憶が間違っておりましたらおわび申し上げなくちゃいけないんですけども、町長の公約の中に小中一貫教育があったんではないかなというふうに記憶しております。この聴講生制度のヒアリングの際に、今は学力向上、ゆとりから学力向上、学校教育のレベルアップに対する施策をどのようにしていくかということが大事なんだということを私もお話を伺っている中で感じました。であるならば、なおさらこの小中一貫教育をかじるのではなくて、それに近い取り組みをするのではなくて、本気になって小中一貫教育を研究し、取り組むべきでなかろうかというふうに思います。

これもまた間違っていたらおわび申し上げなくちゃいけないんですけども、姉妹都市であります山口県光市が早くに小中一貫教育を行っていたんではないかなというふうに、私も新聞の上での記憶なものですから間違っていたら申しわけないですが、こういった小中一貫教育のメリットということをしっかり受けとめて、このメリットを私もしっかり勉強してきたんですが、ここで読み上げていると時間がなくなっちゃいますものですから、その辺の町長の見解を伺いたいというふうに思います。

さきにいただきましたこの教育委員会の点検評価の中にも、有識者の方から少人数学級、また小中一貫教育のもろもろのことも書かれておりまして、これは間違っていないというふうに私も確信をいたしたところであります。

それと、町長にもう一つお伺いしたいことは男女共同参画条例、これ本当にいち早く計画をやればよいということだけでなく、それも評価するところではありますけれども、男女共同参画条例制定に真剣になって取り組んでいただきたいと思います。

その前に、今年度退職される課長さん皆様方、本当にお世話になりました。ご苦労さまでございました。そこで、唯一この女性管理職の清宮さん、大変にありがとうございました。拍手を贈っていただきたいと思います。偏って申しわけありませんけれども、本当に退職なされても女性の進出に大いなるご支援と見守ってくださいますように心からお願いする次第であります。

国は少子化、男女共同参画を特命で大臣まで置いておりますけれども、町でも女性の登用をぜひ積極的に取り組むべきと思っております。女性は母性のまなこで政治を監視しております。私の尊敬する哲学者は「平和の原動力は女性です」とおっしゃられておりました。また、ゴルバチョフ元大統領は女性の集まりをつくられたことがございました。奥様を中心に、それは女性の声を国の中でしっかり聞こえるものにしなければならないというものでした。女性たちは喜んで加わり、さまざまな女性の声を集め、一国の指導者に送ったそうであります。社会生活の全般にわたって、もっと女性の声が反映されれば、恐らく世界は今よりずっとよくなり、失敗も少なくなるのではないのでしょうかとゴルバチョフ元大統領はおっしゃられております。

町長の取り組まれたまちづくり座談会、私も地元で出させていただきます。いつも感じるのは、若者や女性の参加が本当に少ないという実情を感じております。以前、子供議会を開催していただきました。ぜひ女性議会の開催を考えていただけないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

また、長い間、女子教育に力を入れてきた世界の国々では、経済的にも発展していくことが明らかになっているとのことを伺いました。これからの時代、男女の平等と女性のエンパワーメントがかぎを握ると言われますが、女性に対する町長の見解をお伺いし、私の質問を終わります。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず小中一貫教育についてでございますが、この小中一貫教育の推進につきましては、議員おっしゃられるように私もこの分野における公約の一つとして、確かに公約をさせていただいております。

そうした中で、私どもが教育課、また教育長のほうに指示をさせていただいているところの部分で、やはりこの推進も当然必要であると認識がある中で、今できること、要するに小中一貫教育という中で、ソフト面、要は子供の小学校6年生から中学1年生に上がる、それこそ「中一ギャップ」のお話でございますけれども、そういった勉強の仕方、またそういった中で小学校6年生の先生と中学校の先生と一緒に研修会をしたり、そうした部分でこの小中一貫にリリースできるような体制づくりからソフト面では行っているところであります。

あとハード面につきましては、まだなかなか環境の整っていない部分はあるんですが、今後もこの小中一貫教育のメリットの大きさというものにつきましては、私も認知しているところでございますので、今後進めてまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画条例についてでございますが、これにつきましても本当にトータル的な答弁をさせていただきますと、女性に対する認識、私も生活している上で、やはり洗濯ですか食事につきましては、高齢の母に大変お世話になっているところでもございますし、またそうした中で今、できれば毎年のように人事の面でも女性の登用をこれからもしていきたいなと考えております。

それとあともう一つは、私の考えるところで、やはり女性も、もっともっと積極的な参加も促せるような施策が大事なのかなというふうにも思っております。女性から、やはり飛び込んでくるというような姿勢も、ある部分必要なところなのかなと思っております。

あと、その条例のものにつきましては、本当に先ほど申し上げましたとおり、検討をしているところでございますし、ぜひ形にあらわしたいなと思っております。

女性議会の開催につきましては、内容がちょっと今のところよく理解ができていない部分がございますので、検討をさせていただきたいと思えます。何はともあれ、女性に対しては大変日ごろより感謝を申し上げているところでございますので、それで答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩をします。

再開は午前11時10分とします。

(午前11時00分)

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） これより議案審議を行います。

日程第2、議案第1号 横芝光町立横芝中学校建設基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第3、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第4、議案第3号 町道路線の認定及び廃止についてを議題とし

ます。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第5、議案第4号 平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

若梅喜作議員。

○6番（若梅喜作君） 繰越明許費につきまして何点かお尋ねをいたします。

大分、大型事業が今回繰り越されておると、そのような状況でありまして、また金額につきましても大分大きな額が繰り越されておると。そういう中で特に今、町が取り組んでおりますⅡ-10号路線あるいは栗嶋橋の取付道路の整備事業、また長塚、北清水架橋取付道路のこの事業費が大分大きい金額が次年度に送られておると。その辺の詳細をひとつ説明を願いたいと思います。

それから、今回新しい事業でⅡ-23号線の道路、これが採択されております。いろいろと国の2次補正の関係、地域活性化きめ細かな臨時交付金と、このようなものの交付決定により、繰り越されたということであろうかと思えますけれども、本来の補正であれば採択されてすぐに繰り越されると、本来の補正予算の予算組みからはちょっとおかしい流れでありま

すけれども、この辺も多分このような2次補正の交付決定にかかわる形で、このような処理がされたと思いますけれども、それもひとつご説明を願いたいと思います。

それから、消防費のほうの施設整備事務費等、あるいは防災行政無線の維持管理事業、防火水槽設置事業、いずれも予算額から見まして大分大きなものが繰り越されておると。そのあたりも、ひとつ説明をしていただきたいと思います。

それから、この事業、これだけの大きな事業が繰り越されておるということで、特にこの大型事業がいろいろ事業計画どおりに進捗するのかどうか。その辺もあわせてご説明のほどをお願いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 都市建設課長。

○都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、私の方から、大分この大型事業が繰り越しをされておるようですので、この辺の経過を聞きたいということで、まず1点ずつお答えをさせていただきます。

まず町道Ⅱ-10号線の道路改良事業につきましては、議員ご存じのとおり、議員地元であります1号線から栗山のほうに向かう幅員14メートルの1,200メートルの事業でございます。この事業につきましては、おおむね今順調に進捗しております。また、ここ最近、大型の方が2人ほどご契約をいただきまして、非常に順調にいておりまして、ただ途中で2軒ほど家がございまして、そちらの方が車庫がちょっと手狭になるということで、その隣を取得しようとしているんですけれども、農振農用地の関係で若干おくれておりまして、それらが原因でありまして、工事も議員近くでござらんになっていると思いますけれども、現在順調に進捗しております。この問題につきましては何とか今順調に進んでいく方向で事業を実施しております。

また、その次の新栗嶋橋の架橋取付道路整備事業、これにつきましては何回もご説明しておりますけれども、橋を含む前後の取付道路を323メートルでございますけれども、こちらが現在県の広域河川改修事業の中で千葉県が事業主体となって実施してくれております。先日も私ご説明いたしましたけれども、既に下部工のうちの2脚が完成しておりまして、残り2つにつきましても現在発注しておりまして、これにつきましても順調に事業は進んでおります。

ただ、一部横芝の於幾地先でございますけれども、土地改良絡みの公図の合わない面がございまして、こちらが県との折衝に時間がかかっておりまして、これも山武地域整備センターの用地課のほうと折衝を重ねた結果、見通しが出てきましたので、この栗嶋につきまして

は繰り越しはしてありますけれども、やはり1期区間の600メートルについては順調に進捗して、予定どおり平成23年度までは完成の予定となっております。

それから、3点目の（仮称）長塚、北清水架橋・取付道路整備事業でございますけれども、これにつきましては先日、伊藤圀樹議員からもご質問で、一般質問でもお答え申し上げましたけれども、大分地元との合意形成に時間を要しまして、ただいま栗山川にかかる橋の下部工の1期の北清水側ですか、これが近いうちに完成する予定でございます。

また、平成22年度は早着、これは早く着工するという意味でございますけれども、こういう認可を国の方にとりまして、残り3つにつきましても、これを早期に実施するというところで、平成22年度は下部工が何とか終わるんじゃないかと。一部繰り越しするかもわかりませんが、それで23年度には上部工をやるということで現在計画しております。

また、先日もお話ししましたが、地権者数名の方が、やはり大分賛同を得られない方がおりましたけれども、現在話し合いの方を進めておりまして、ちょっと明るい見通しになってきておりましたので、これにつきましては完成が若干おくれる可能性ありますけれども、何とか道整備交付金という時限立法でございますので、頑張っていきたいというふうに考えております。

また、Ⅱ-23号線のきめ細かな臨時交付金の件でございますけれども、これも国の緊急経済対策の一環で、これは入地先の道路改良でございますので、これにつきましては平成18年度から21年度で260メートル実施しておりまして、残り180メートル実施しますと、これが農免道路までつながるわけでございます。そういうわけで、これは今回3月補正でもらいますので、即事業を執行できませんので、そういうことで繰り越しをして平成22年度に早期にこれを完成していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） それでは、私の方から消防関係の繰り越しについてご説明をさせていただきます。

今回、繰り越しをさせていただく事業につきましては消火栓の設置負担金、これも先ほど都市建設課長がお話をしていましたように、きめ細かな事業で臨時交付金で採択されたものでありますので、3月に交付決定ですので、時期的に間に合わないということで繰り越しをさせていただくものであります。

それと、続きましてJアラート、要するに全国瞬時警報システムの関係でございます。こ

れも繰り越しをさせていただくわけですが、これにつきましては当初から9月補正で予算化をさせていただきましたが、交付決定が2月ということになりますので、やはり事業的に年内着工は難しいということで繰り越しをさせていただくものであります。

続きまして、防火水槽の有蓋工事であります。これもきめ細かな事業、地域活性化の事業で交付決定されたものでございますので、年度内の着工が難しいということであります。したがって、繰り越しをさせていただきました。

それと、もう1点であります。防火水槽の設置工事ですが、これは当初から予定をしていたものであります。設置場所に作付されていた農作物がございまして、その収穫時期とその設置場所に埋蔵文化財の調査が必要となったということがありまして、年内の着工が難しいということで繰り越しをさせていただくものであります。

以上が消防関係の繰り越しの明細でありますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（野村和好君） 若梅喜作議員。

○6番（若梅喜作君） 今、防火水槽の面で、ちょっと1点お尋ねします。

今年度、当初予算で600万の予算が計上されておりましたけれども、その部分についての貯水槽はまだこれから、いろいろなことがありまして、これから事業をします。今回それにプラスして、189万円がきめ細かなこの予算で執行すると、そのようなことでございますか。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） 若梅議員おっしゃられたとおり、当初予算600万の事業については防火水槽の設置工事でありまして、これにつきましては繰り越しをさせていただいて、平成22年度中に工事を着工するというものでありまして、有蓋工事につきましては、きめ細かな事業で3月に交付されたものですので、追加をし設置をするという事業であります。

以上です。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） 3点ほどちょっとお伺いします。

20ページのきめ細かな防犯灯設置事業でありますけれども、LED発光ダイオードランプですよね。これ100基設置ということで事前説明を受けましたけれども、現在町の中に何か所あって、新設なのか切りかえなのか、その辺ちょっと教えていただきたいということと、あと37ページ、すみません、私、記録漏れかもしれないんですけども、舗装修繕事業と排水整備事業のこの中身を伺いたいということと、あと44ページの公園遊具の中身を教えていただきたい。どのような遊具でということをお願いいたします。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） それでは、LEDの関係でございますが、現在当町の中にはLEDで試験的に2カ所設置してございます。

それと、新設かということですが、これにつきましては今後、各地区から要望の上だったもの等修繕をしていくものについてLEDをつけていくという予定であります。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（野村和好君） 都市建設課長。

○都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、37ページの排水整備工事及び道路舗装修繕工事の場所につきましてのご説明を願いたいというそういうご質問でございます。

この事業につきましては、先ほどから何回か申し上げておりますけれども、地域活性化・きめ細かな臨時交付金が3月に国の方から示されたということで、これを平成22年度に繰り越しをして実施するものでございます。

なお、場所でございますけれども、まずこの真ん中辺の排水整備事業1,000万の内訳でございますけれども、これは宮内地先の町道D176号線の道路排水整備工事150メートルが1カ所。それから、もう1カ所につきましては、先ほど皆さんに議決していただきました上町地先の町道B207号線、これの道路排水整備工事、この2カ所を予定しております。

また、その上の方の道路修繕事業5,000万、この内訳でございますけれども、これもやはり地域活性化・きめ細かな臨時交付金の事業でございます。これは3路線予定しております。まず1路線につきましては、町道1-1号線、これは通称大総新道、大総新道につきましては昭和63年にオープン以来経過が22年ほどたっております。ということで、長倉と姥山地先が大分舗装にクラックが入っております。これ今まで直したいわけではございましたけれども、大分お金もかかるということで少し様子見ていたわけではございますけれども、今回国からの100%の補助ということで600メートルを予定しております。

それから、2路線目は町道1-3号線、これは横芝小学校から横芝保育所に至る幹線道路でございます。こちら議員走ってわかると思っておりますけれども、大分老朽化しております。舗装が傷んでおります。今回この国の交付金を利用しまして、600メートルほど舗装の打ちかえをするものでございます。

それから、3本目につきましては1-19号線、これは小田部地先から台地先、いわゆる農免道路の上のほうの分でございます。ここの辺が大分改良してから年数がたっておりまして大分傷んできておりますので、600メートルほど修繕を今回国の交付金をいただきまして、

繰り越しをして直させていただくということでもあります。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 社会文化課長。

○社会文化課長（伊橋秀和君） 公園の方の遊具の整備事業でありますけれども、これもきめ細かな交付金事業でございます。今ここに出ているのはスポーツ公園と、それから坂田池のほうの公園にそれぞれ500万ずつということで、今の中の検討しているところは小さなお子さんも安全で安心して遊べるすべり台等を含めた複合型をちょっと今検討しているところでございます。今後また皆さんに使っていただけるよう最大の努力をしながら考えているところでもあります。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 中学校建設基金が今回、学校等設備整備基金に変わりますけれども、この中学校建設基金が平成20年度の決算高に見ますと5億5,793万6,000円であったものが、平成21年、今回の予算書で繰り入れられる金額を見ますと5億5,811万4,000円と差額が発生しています。この差額についてのご説明をひとつお願いします。

それから、今回4億7,300万基金が積み立てられますけれども、これは続けて東陽小学校の屋内体育施設等に使われるかと思うんですけれども、主たる目的が決まっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 教育課長。

○教育課長（林 英次君） 横芝中学校建設基金、確かに20年度末5億5,793万6,000円、それで21年度は利息が17万8,000円と、今回の旧横芝中学校の解体工事に8,511万4,000円を取り崩しました。ということから、差し引きで21年度末見込みでは5億5,811万4,000円という形になります。このうちの4億7,300万を学校施設等整備基金に積み立てるというものでございます。

なお、学校施設整備基金とはということでございますけれども、その設置目的でございますが、横芝光町立の小中学校施設等の整備に資するために横芝光町立学校施設整備基金を設置するというものでございます。

なお、学校施設整備基金については、旧光町時代にこの基金は設置してございましたが、金額については当時合併時ゼロということでございましたので、今回この4億7,300万がそのまま組み込まれるというような形になろうかと思っております。

それから、もう1点でございますけれども、今回東陽小学校のほうの設計管理等々、東陽小学校の体育館着手に、22年度、23年度に向けて施設の体育館建設を計画しておりますが、その設計管理等々に1,000万を取り崩して、この財源に充てるということで今回補正に計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、コピー印刷機等の使用料が庁舎内では何台で、金額は出ておりますが、何台なのか。それと、コンピューターのリース料ですけれども、これが何台で何年なのか。各庁舎、学校等の数をお教え願いたいと思います。

また、防災関係で多分これカーブミラー等の予算かと思われませんが、その内容についてお教え願いたいと思います。

すみません、間違えました。本予算です。勘違いしました。

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹議員。

○11番（伊藤圀樹君） 2点ほどちょっと伺いたいんですが、補正とはちょっと違うかなという気がしますけれども、先般、町長電子メールの何か新聞でありがたい報道いただいたようでございますけれども、そういう中で後援会の連絡先のアドレスが町のものであったと。町長は気づかなかったようなことでありましたけれども、ひとつ新聞に出ちゃうと何か余分なことも言われるようではありますけれども、あれは利用なされたんですか。利用はなされていなかったのか。あるいはまた、どのくらいの分野、配布されてどのくらいの戸数に配られていたのか。これはまだ使用前なのか。使用された後にあれが発覚したものなのか。

気がつかなかったことであれば、やむを得ないことではありますけれども、アドレスをやりまたパソコン内であれは残りますよね。ですから、やるのであれば、それまで確認をしたのか、また発信されているのはどのくらい発信されたのか。あるいはまだ未使用であったものなのか伺いたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 配布につきましては、詳細は正直把握はできておりませんが、1万部ぐらいの配布があったかと思います。また、使用につきましては、結局Eメールアドレスは受ける専門で、要するに連絡先でございますので、受けるという状況の認識の中においては、使用がございませんでした、1件も。1件でもあれば、その時点で当然気がつくわけでございまして、それについては以上でございます。

また、それについて皆様方にご迷惑をおかけしたことに對して、改めまして謝罪申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（野村和好君） 伊藤議員、補正関係で、数字が出てくれば。

○11番（伊藤罔樹君） 出費が出れば、何か組まなければならないと思ったから。

○町長（佐藤晴彦君） これに對して新たな出費はございません。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第6、議案第5号 平成21年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第7、議案第6号 平成21年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第8、議案第7号 平成21年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第9、議案第8号 平成21年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第10、議案第9号 平成21年度横芝光町病院事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

再開は午後1時ちょうどでお願いします。

（午前11時47分）

○議長（野村和好君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第11、議案第10号 平成22年度横芝光町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○2番（森川 忠君） 先ほどはどうも大変失礼しました。同じことになろうかと思えますけれども、学校関係のコンピューターのリース、また庁舎内のコピー、印刷機、ちょっと私が見た中ではコンピューターの使用料ですか、あれが見当たらなかったんですが、本庁舎のコンピューターはどうなっているのか。

それと、防災関係で多分カーブミラーと思いますが、その予算はどうなっているのか。

○議長（野村和好君） 森川議員、ページを示してください。

○2番（森川 忠君） すみません。こちらでよろしいでしょうか。この厚い方で、まず最初は42ページでございます。コピー機使用料、また印刷機使用料。

それから、こちらの防災関係においては46ページの中段よりやや下、交通安全施設整備事業。それと、学校関係においては147ページ、小学校の1,466万、賃借料と中学校のコンピュ

ーターの使用料でございます。失礼しました。152ページでした、中学校。

○議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（高蝶政道君） それでは、ただいま森川議員から質問のございました予算書でいいますと42ページのコピー機使用料、それから印刷機の使用料についてお答えいたします。

まずこのコピー機使用料、それから印刷機の使用料につきましては本庁舎にかかわるコピー機、印刷機の関係でございます。本庁舎にはコピー機が6台、それから印刷機が1台、合わせて7台ございます。このうちコピー機のほうにつきましては6台分で、借上料24万1,000円と使用料380万3,000円、合わせまして404万5,000円ですね。1,000円ちょっと端数の調整がございますが、404万5,000円。それから、印刷機につきましては賃借料ということで46万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） それでは、2点目の交通安全施設整備事業関係についてご説明をさせていただきます。

工事請負費でございますが、これは森川議員おっしゃったとおり、カーブミラーの設置工事であります。これにつきましては、いろいろパターンがありまして、それぞれパターンによって金額は違いますが、本年度予算で予定しているのは、おおむね14基程度の設置という工事費を計上させていただいたものであります。よろしく願いいたします。

○議長（野村和好君） 教育課長。

○教育課長（林 英次君） それでは、小中学校のコンピューターの賃借料ということでございますけれども、まず147ページ、使用料1,466万4,000円、コンピューターの賃借料ということで、これは町内7小学校にリース契約をいたしておりますコンピューターの賃借料でありまして、台数は241台でございます。

なお、このリース期間につきましては、20年1月1日から24年12月31日までの5年間でございます。

続きまして、152ページでございますけれども、中学校のコンピューターの賃借料でございますけれども、金額が698万5,000円、この内訳でございますけれども、横芝中、光中合わせて129台分の賃借料でございます。これリース契約でございますけれども、それぞれの横芝中、光中、契約の形態が時期が違っておりまして、横芝中学校については57台分、これが

平成21年3月からでございますけれども、これが337万7,000円、また横芝中学校の学級担任用のパソコン、これが15台、52万3,000円ということで、これも同じく21年3月から5年間でございます。それから、光中学校のコンピューターシステムの賃借料が57台分ということで308万5,000円、これは平成19年2月から5年間のリース契約。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） ありがとうございます。

それでは、今財政課の主幹にお答え願ったんですが、庁舎内のコンピューターというのは借り上げではないんでしょうか。また、カーブミラーの件はわかりました。14基をおおむね想定しているということで、よくわかりました。

それと、教育課長にお尋ねしたいんですが、1台当たりだと小学校だとざっくり計算だと約6万、年に6万で、中学校だと5万何がしなんですが、一般的にそれを5年ですか、契約。5年しますと7万だと35万。私もパソコンを持っていますが、それが一般的な感覚的にどうなのかなという気がするんですね。それであれば町の公有財産として購入して、5年もしませんと大体いろいろな仕組みが変わってしまって、当然次のものに借りかえをするということだと思いますけれども、実際どのようなコンピューターか詳細はわかりませんが、社会通念上は買ったほうがかなりのお得ではないかなという気がいたします。庁舎内のほうからお願いします。

○議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（高蝶政道君） ただいまの電算システムに関するご質問でございますが、電算システムにつきましては住民情報系と、それから内部情報系の2つがございます。

まず住民情報系でございますけれども、現在の端末あるいはプリンターにつきましては買い取りで買い取ったものでございます。平成22年度におきましては、もう老朽化が著しい部品の交換にもちょっと対応できないというようなこともありまして、23年1月から3月までの3カ月分につきましては、リース契約で導入する予定となっております。

次に、内部情報系でございますが、現在使っておりますそういう機器につきましては、旧光町分につきましてはリース契約で導入したものでございます。旧横芝町の分については買い取りで導入したものでございます。平成22年度におきましては、同じく23年1月から3月までの3カ月分につきましては、旧横芝町で買い取ったものをリースという形で入れ直すという、そういう予定となっております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 教育課長。

○教育課長（林 英次君） 森川議員お尋ね、購入したほうが安く上がるんじゃないかというご質問でございますけれども、実は学校教育用のパソコンにつきましては、学習教材用のソフト、そういうものも入っております。ということから、やはりどうしてもソフトの経費も一応含まれますので、その辺の経費が割高になっているのかなと思います。また、保守管理料もこれに組み込まれる。しかも、校内LANで、それぞれ学校内でのLANシステムの中で接続して設定して対応していると、そういうような経費すべてを含みますので、買い取りにはなじまないんじゃないかというように認識をしております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） よくわかりました。財政課のお答えですと、ある意味買い取りであったり、リースであったりとばらばら、今現在は。やはり今後はある程度統一して、世間の情勢をよく把握すれば、町民も借りたほうがいいのか、買った方がいいのかという判断もしていただけたと思いますが、実は民間企業でリースをするというのは、ご存じかと思いますが、やはり経費で早期算入させるということがあってしているケースが多いんですね。公の場合はそのようなことがないので、その辺も細かいことになろうかと思いますが、購入すれば当然さまざまな企業が値段も競争して出してくるであろうし、今教育課の関係だと教育用のソフトというのがある程度指定というか縛られちゃっているのかなというような疑問も持つわけですね。それがどのようなソフトか細かくわかりませんが、やはり一部のそういうソフト、どこでおつくりになってるかわかりませんが、広く競争するような仕組みではないのかなというように気もしておりますが、現状そのような借り入れるしか、ある意味ないということがあればいたし方ないんですが、オール横芝光としては、今後も購入というのも必ず視野に入れてご検討いただければと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野村和好君） 川島透議員。

○13番（川島 透君） 1点お伺いします。社会文化課長と町長にお伺いしたいと思います。

ページ数は165と166ページ、図書館の事業についてお伺いします。

165ページの図書貸出事業、これが1,093万と、そういうふうになっておりまして、この概要の中で昨年度と比べると738万、これの主なあれは先般業務委託のこの資料をいただきま

して、その中の図書館の項目に委託分なんですけれども、カウンター業務のそれを委託すると。それについての詳しい内容的なものを教えていただきたい。

それともう一つ、同じ166ページのギャラリーの運営事業500万。前回よりも260万減っておりますけれども、この減った原因について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（野村和好君） 社会文化課長。

○社会文化課長（伊橋秀和君） それでは、まず初めにカウンター業務になりますが、これについて議員の皆さんのほうに資料がいつているかと思っておりますけれども、この委託ということに今考えております。これにつきましては、今の向こうにいます臨時職員さん、それに対して今回は1日、要するに1週間のうち4日ほど勤められる人間を2人と。要するに業務体系のほうは変わりませんが、そういうシステムを変えながら人数は6人に抑えて、今の同じような感じでやりたいと思っています。今まで以上に、より充実された図書館のカウンター業務ができるものと思っています。先ほどおっしゃられたように、その委託分が700ちょっとありますので、今回ふえた分はその分であります。

それから、ギャラリーにつきましては約260万ほど減っているわけではありますが、今このギャラリーにつきましては、企画監を1人頼んでやっているわけではありますが、今年度をもってそれは廃止するというので、全体で皆さんで社会文化課の中で図書館も含めた中でギャラリー運営をするということで、品質等を落とさず、みんなで努力してやろうということで、この260万を今回は下げたものであります。

以上であります。

○議長（野村和好君） 川島透議員。

○13番（川島 透君） 今のお答えで大体わかるんですけども、合併して当初やはり合併のスローガンに文化を共生する町をつくると、その最たるものがやはりこの当町でいえば図書館ですね。それがやはり特にギャラリー等の今までの実績を見ますと、内外からかなり評価が高く今までの中で話を聞いております。その予算がそういうふうには減るということは、町長の今回の枠配分方式の中で政策的経費というそういうふうには私は思ったんですけども、ギャラリー事業について。町長、そういう面の町長の文化に対する、文化事業に対する思いですか、それをまず町長にはお聞きしたい。

それから、先ほど言ったように今度、職員が今まで企画していた人がやめると。その後のその企画をだれがこれから企画していくのか。ましてやこれ3月でやめるということになれば、4月以降、年間の計画をどういうふうにつくるのかということ、それをちょっとお聞

きしたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私も文化については、さほど造詣が深いものではないですが、やはりこの文化をつくっていくというのはその時々の住民、我々も含めてそうであるべきだと考えておりますし、議員おっしゃられるとおり、図書館ギャラリーの今までの当町に与えた文化の影響というのは、非常に大きいものがあるかと存じます。しかしながら、今の経済状況の中で、企画監が私任期4年間いたわけでございます。当初の目的を果たせたと認識しておいて、今後は館長を初めみずからの手で、それこそこの地域に根ざした文化事業活動ができると、そういうように意気盛んになっている状況でございますので、この方法も一つのやり方なのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 社会文化課長。

○社会文化課長（伊橋秀和君） 川島議員からのギャラリーの関係の今後でありますけれども、まず今4月、5月につきましては、現段階の企画監の中で考えていただいた写真展をもう既に準備をしております。4月、5月につきましては、それをさせていただきます。

それから、6月以降につきましては、現在までやっていた図書館で持っていますボタニカルであり、和布であり、そういうものを当然のごとく入れていきますし、また今後、仏像であり、あるいは土器でありとか、いろいろなものも入れていきたいと思っています。そのだれがやるんだということになりますと、先ほど町長からありましたように図書館長を初め我々の方の社会文化課のほうで、いろいろと知恵を出し合った中で企画監に負けないようにみんなで頑張るといような方向で考えておりますので、以上でございます。

○議長（野村和好君） 川島透議員。

○13番（川島 透君） わかりました。大いに期待してよろしいですね。その結果は町民がよかったと、そういうふうになるように頑張っていたきたいと思います。

もう一つ、その中でやはりインターネットを使った図書館が全国発信して、やはりここが一つの発信基地になりながら全国に発信されているんですけども、今のスタッフでこの委託業務の中に就職先決定、1名退職とか、そういうこと書いてある職員がいるんですけども、実際に人数減るんですね。そうしたときに、今のインターネットを使ったそういうのをつくる人の能力というのはかなり高度だと思います。そこに携わる人がもし減った場合に、今度は今いる人数でそれを補っていかなければいけないと思うんですけども、そうす

ると個々の職員が今度は今の仕事をやりながら、そちらのほうもやっていくというような格好になると思うんですけども、果たしてそういうスタイルがいいものかどうか。私の言わんとするところは、そういうところにも、もう少し職員をふやして、やっぱり専門的にもっと頑張ってもらいたいと、そういうふう思うんですけども、その辺のところについて一言。

○議長（野村和好君） 社会文化課長。

○社会文化課長（伊橋秀和君） 1人急遽退職される職員がおります。それにつきましては、総務課のほうでも人事の中で退職職員がいる関係でありますので、配置がえがあるかと思えます。そういう専門ということだけでなく、自分たちの町の図書館でございますので、ある程度皆さんがそれに携われるような職員になってほしいと私は思っていますので、それについても一生懸命みんな努力していきたいと思えます。

以上です。

○13番（川島透君） じゃ頑張ってください。終わります。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） 私は予算の概要でご質問させていただきたいと思えます。

まず28ページの秘書総務費、公用車運行管理委託、この辺の内容をちょっと詳しく教えていただきたいということと、31ページ、地図情報システムサーバー更新業務委託料、また辺地共聴施設改修事業補助金、インターネット公売システム使用料、この辺も詳しく教えてください。

それと33ページ、特定疾患見舞金、成人・小児というふうにありますけれども、大まかで結構ですので、もし何の疾病かわかれば教えていただきたいということと、その下の老人福祉施設入所措置費、坂田苑、光楽園、瑞穂園とありますけれども、各施設何名くらい入所されているかということと、それと36ページ、子ども手当創設でありますけれども、この辺は実務を担当する職員にすれば大変悲鳴を上げている心境のように思いますが、21年度の子童手当の対象人数と給付総額、市町村負担、それと22年度の子童手当が1万3,000円に対する対象人数と給付費総額市町村負担ですね。あと町から見た課題があったら教えていただきたいということと、児童手当でも所得にひっかからない方は見落としをされないようにきちんと把握されているのかどうかということと、あと8月から父子家庭児童手当が交付されるのでしょうか。この辺もちょっと教えて、もし8月から父子家庭児童手当が計上されるのであれば、対象世帯とか申告制なのか、周知方法とか教えていただきたいと思えます。

それと、あと37ページは、これは質問じゃないんですけども、光保育園において一時保育、また子育て支援センター、大変にありがたいと思っています。その下の病児・病後児保育、この辺の周知というのは今までどのようにされているのかということを知りたいと思います。

それと、あと40ページの廃食用油の収集委託、この辺の進捗といいますか、現状を教えてくださいたいと思います。

あと42ページ、園芸王国ちばというこの内容を教えてくださいたいと思います。

あと43ページ、畦畔被覆植物生産事業委託料、この辺も新規で上がっていますので教えてください。

あとその上の古川2号水門減速機というのがどの辺になるのか教えてください。

それと47ページ、教育費の中に午前中質問にも上げさせていただきましたAEDの賃借料が載っているんですけども、ほかの施設の賃借料が載っていないような気がしています。ちょっと見落としかもしれませんが、教えてください。

あと48ページ、学校関係の耐震化率を現時点で教えてくださいたいと思います。

あと48ページの下の方にあります青少年相談員活動費補助金、どのような活動をされているのか教えてくださいたいということと、49ページ、川島透議員とちょっと似ているんですけども、私は図書、視聴覚資料購入で1,900万、ことしは国民読書年であられるにもかかわらず、ちなみに子供夢基金事業は交付金措置されているというふうに伺っておりますけれども、減額されている理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） 附属資料の運転業務の関係でございますが、まず最初におわびをしなければなりません。この資料には確かに運転業務ということで表記をさせていただいております。当初、新年度から運転業務を委託するという方向で進んでいたんですが、この業務が今国で進めております経済危機対策の中で、その雇用対策事業に該当すると、100%補助事業に該当するということが急遽わかりまして、その関係で予定では6月の補正で出させていただきますというふうに考えております。この資料にはこの分の予算として計上してありますけれども、予算書の中ではその分は削ってございます。

内容的には、ご案内のとおり町長車の運転業務につきましては、これまで専門職員で対応しておったわけでございますけれども、一昨年5月から担当課の秘書広報班で業務を見直しながら1名減員という中で、ほかの業務と兼ねながら運転業務を実施してきました。しかし、

ほかの業務と兼務ということ、それからまた非常に時間外勤務が多いということから、やはり職員の負担も非常に多く、移動中の町長の安全性を最優先に考えれば、やはり専門的な業者に委託する方法がいいじゃないかということで、そのような方向で進めさせていただくものでございます。

いずれにいたしましても、6月の補正で再度提案させていただきたいと思いますので、その節はよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（高蝶政道君） 川島富士子議員のご質問の31ページになりますが、地図情報システムサーバー更新業務委託料についてご説明を申し上げます。

この地図情報システムと申しますのは、例えばどここの何番地というようなことで地番を指定しまして検索をいたしますと、そこに例えば航空写真が出てまいりまして、例えばそこに写っている土地の所有者でありますとか、建物の所有者なども検索をすることができるシステムでございます。このシステムにつきましては、平成18年度に旧光町のサーバーを流用いたしまして整備したものでございますけれども、耐用年数が経過をいたしまして、部品の供給等も困難になっているということで、これを更新するものであります。

それから、同じ概要の31ページの辺地共聴施設改修事業補助金でございますが、これにつきましては現在、成田空港株式会社が所有するテレビの共同受信施設でテレビごらんになっている方がいらっしゃるわけでございますが、2011年7月24日から完全デジタル放送化になるということで、現在持っている施設について現在見ていらっしゃる方が欲しいという場合には無償でお譲りする。ただし、その地域の方に組合をつくっていただくということになっております。その施設は今のままではデジタル放送が見られませんので、これをデジタル化に対応する改修を行う。そういったときに国の方でその改修の補助金を出すということでございまして、この補助金については一たん町を経由した中で各自主共聴組合の方に交付するものでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 税務課長。

○税務課長（高埜広和君） 私のほうからインターネットの公売システムの使用料についてお答えします。

これにつきましては、悪質な滞納者、これを滞納処分によりまして差し押さえた物品ある

いは家財道具等々につきまして、インターネットを介してオークションにかける。それを税金に換価するというシステムでございますけれども、それを利用するための使用料であります。プロバイダーにつきましては、ヤフーと今契約する予定であります。

以上です。

○議長（野村和好君） 福祉課長。

○福祉課長（山本照男君） 何点かご質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。

まず33ページの特定疾患見舞金の件でございますが、どういう病気があるのかというご質問でございました。すぐここで申し上げられないのですが、大人の成人の特定疾患あるいは子供を対象といたしました小児慢性特定疾患というふうにございまして、病気の種類はたしか100以上の指定があったように思います。この見舞金につきましては、該当する方に1月2,000円を12カ月分、お1人2万4,000円ということになりますでしょうか、そういう見舞金を年度末に見舞金として差し上げるという事業でございます。

なお、病気につきましては、病名につきましては後ほどお伝えをしたいと思います。

それから、老人ホームの措置入所についてご質問がございました。入所者数でございますが、坂田苑が8人、瑞穂園が10人、茂原にございます長生共楽園がお1人、光地域の光楽園に6人、旭の東総園に2人、それから、松岸にございます猿田荘にお1人、こういう方が入所されておられます。

それから、36ページで子ども手当の件でございます。まず今現在の平成21年度の児童手当の人数についてご質問があったと思いますが、3歳未満につきましては450名でございます。3歳以上、小学校6年生まででございますが、1,820名でございます。

それから、所得オーバーで児童手当を受給していない方の把握についてはどうするんだということでございましたが、今現在350名程度いらっしゃるというふうに把握をしております。この方々につきましては、広報に全世帯にお配りするというのと、逆にいいますと、小学校6年生までの児童の住基データ、だれが、どこにお住まいだというがわかりますので、それ以外、そこから児童手当を支給している方を除きまして、残った方が何らかの事情で児童手当をもらっていないわけですので、そこにはダイレクトメールで周知をするということでございます。さらに漏れがあってはいけないと思いますので、広報あるいは防災無線等で周知をし、漏れのないようにしていきたいというふうに思っております。

それから、児童手当から子ども手当に併給になるわけでございますが、これによります当町の負担増についてご質問があったように承りましたが、所得オーバーによりまして児童手

当を受けていない方について、その方については子ども手当が支給になるわけですが、その部分について当町の新たな負担についてはおよそ650万円程度というふうに試算をしております。

それからもう1点、8月から父子家庭の医療費の補助についてご発言があったわけですが、これにつきましては現在、私承知をしておりますので、再度調べまして、またお伝えをしたいというふうに思っております。

なお、これとは違いますが、児童医療費について県で12月から小学校3年生まで補助をすると、2分の1の補助をするということになっておりますので、それともしかするとご質問の内容が一致するのかもしれませんが、とりあえず父子家庭については現在承知しておりませんので、改めてお答えしたいと思います。

それから、37ページの一時保育、子育て支援センター、それから病児・病後児保育についての周知しているんだというご質問がございました。町では子育て支援に関する次世代育成支援計画も新たに決めましたので、新年度にいろいろチラシなどをつくりまして、広く周知をしていきたいというふうに思っております。

幾つかご質問がございました。漏れがありましたら、またご指摘をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） それでは、概要の40ページの廃食用油、現状ということでご質問があったかと思いますが、現状についてご説明をさせていただきます。

平成21年度の回収の量でございますが、1,360リットルの回収をさせていただいております。ドラム缶で約7本程度になろうかと思えます。過去、平成20年が最大でありまして、2,066リッターということで、ドラム缶で換算いたしますとドラム缶1本200リッターですので、10本程度の回収があったというふうに把握をしております。

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

○産業振興課長（林 新一君） それでは、まず初めに園芸王国千葉についてでございますが、この事業は該当者は2名でございます。該当事業は園芸用ハウスの新設ということでございます。1名の方の事業費は約9,000万円でございます。もう1名の方は約770万くらいでございます。これは県の農林振興センターの事前協議を行っておりまして、県の園芸王国ちばという補助事業を使ってやる事業でございます。全額千葉県補助金で実施されるという予

定になっております。

それから、2点目の古川2号排水樋門の件でございますが、古川地区に2カ所ほど排水樋門がございまして、2号の排水樋門におきまして稼働状況にふぐあいが生じているということから、今回これの改修工事をしようというものでございます。

それから、3点目の畦畔被覆植物生産事業でございますが、これは県のふるさと雇用再生特別基金事業を利用いたしまして、要するに雇用を解雇された方の就職を確保するという事業でございますが、そのような方を採用して、畦畔被覆植物というのは、これが繁茂することによって、畦畔の雑草を防ごうというものでございます。芝のような植物を密生させて雑草の繁殖を防ごうというような植物の試験栽培を行おうということでございます。これも全額ふるさと雇用再生特別基金事業費をいただきまして、一般財源なしという事業でございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 教育課長。

○教育課長（林 英次君） 学校の耐震化率についてというご質問でございますけれども、当町の校舎につきましては、白浜小学校の特別棟が耐震化も無理だという危険校舎ということで1棟残っております。また、体育館につきましては、21年度に上塚小と大総小の屋内体育館を耐震補強工事を実施しまして、残っておりますのは光地域にあります4つの小学校の体育館、これもいずれも危険建物ということで、これらにつきましては、東陽小学校につきましては来年度建設、またそれ以外の体育館につきましても順次状況を見ながら建てかえを検討していくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 社会文化課長。

○社会文化課長（伊橋秀和君） それでは、先に青少年相談員活動の関係でお話をさせていただきます。

今年度は青少年相談員は53名ですが、4月からは40名になります。これは千葉県からの改善の関係であります。この140万の中には、一番大きなものは少年少女の集い大会、これはキャンプ事業でありますけれども、これが一番大きいものであります。ほかに夏休み、冬休み等については子供見守り隊ということで各相談員さんが夜パトロール等も行います。それから、あす中学校の卒業式だと思いますが、中学校、小学校の卒業生に対し、花束の贈呈を行うというような大きなものがございます。そのほか山武地区にも関係の連協がござい

ますので、そちらの研修事業等を行うものでありまして、140万であります。

それから、図書館の図書並びに視聴覚のほうの購入の関係であります。2,100万から1,900万に對しまして減額200万につきましては、枠配の中で6.7%行っております。そのほかにつきましては、趣味や子供の本の関係についてはかえって多く増強する予定であります。これから子育て支援の関係がありますので、その辺を深く入れたいなど。ただ、専門書等について若干減るかもわかりませんが、枠の中でこの1,900万の中で対応していきたいというふうに思っています。

なお、現在のところ図書館には34万冊という膨大な資料がございます。本がございます。当初は20万冊の予定が今34万冊でありますので、今後これらについていろいろと整理をしていかなくちゃいけないという点もございますので、いろいろな形で見ると減るというふうに思われますが、うちのほうでは中身の濃いものにしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（野村和好君） 教育課長。

○教育課長（林 英次君） 先ほど川島議員の方からAEDの関係で学校の関係だけが載っているということでございますけれども、学校のAEDにつきましては9校分で年間4万600円の9校分ということでございます。合わせて51万2,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） 教育課長のおっしゃっていることはわかっていますけれども、ほかの公共施設の予算というのはどこに載っているのかなと思ったものですから。施設管理に対しての記載がなかったんですけれども、それは後でまた教えてください。

あと非常に私これ読み聞かせをやっておりますけれども、課長のほうから心強い答弁をいただきました。学校図書費、いつも気にしているところなんですけれども、図書購入費は2007年度から毎年約200億円、それまでより年間70億円ふえたというふうに伺っておりますので、ぜひ子供たちのために新しい新刊をどんどん入れていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それと、ご説明いただいてまだわからなくて申しわけないです。税務課長、インターネット公売システムの中身はわかったんですが、前年度の当初予算と何でこんなに差があるのか教えてください。

それと、福祉課長、見舞金の件はまたあとで教えてくださいますが、国の方で新たに認可

になった特定疾患がございますよね。その疾患の認可によって当町の中で救われている人がいらっしゃれば何人ぐらいいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

あと、子ども手当ですけれども、6月支給が間に合うかどうか教えていただきたいと思います。

それと、あと環境防災課長、廃食用油、本当に地道に取り組まれていて敬意を表するところでありますけれども、かなり長くなってきましたものですから、効果といいますか、活用、使い道、何かめどになることを考えられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（野村和好君） 税務課長。

○税務課長（高埜広和君） 800万7,000円ですが、これは前の臨時議会で説明いたしました前納報償金、それが廃止になった影響でございます。

○議長（野村和好君） 福祉課長。

○福祉課長（山本照男君） お答えをさせていただきます。

まず特定疾患見舞金について、新たに加えられた患者さんについての件でございますが、特定疾患の対象者になるか否かといいますのは、現在県の出先機関でございますもとの山武の保健所で認定をすることになっております。その認定がなされますと、県のほうはそのデータをお持ちですので、それに基づいて認定されることになるわけですが、認定されますとデータが町のほうにも参りますので、そのデータに基づきまして、ご案内をし、見舞金をお渡しするという、そういう流れになります。したがって、新規の分の把握はどうしているんだということにつながるとは思います。把握については県が行っているということでございます。漏れのないように対応していきたいというふうに思っております。

それから、子ども手当が6月に支給できるかどうかということで、先ほどお答えが漏れてしまいました。担当が大変な思いをしているんじゃないかというようなご心配をいただいたわけでございます。午前中に一般会計の補正で子ども手当の事務費462万円お認めいただきましたので繰越明許もいただきましたので、それに基づいて準備を進めることといたしますが、正式にはまだ予算が通っていないものですから、正式なアナウンスはないんですが、順次進めることにしております。

まず3月下旬までにはシステムをつくり上げまして、該当者の打ち出しであるとか、いろいろな作業をし、4月上旬までには受け付けできるような段取りをし、4月中には受け付けを済ませたいというふうに思っております。6月5日が児童手当の支給日でございますので、何とかそれに間に合わせたいなということで頑張っていきたいと思っております。例えばいろい

ろなシステムのふぐあいであるとか、いろいろ事故も考えられますので、間違いのないように6月に支給できるように鋭意努力をしてみたいと思います。どうぞよろしく願います。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） 廃食油の今後の利用ということでご質問があらうかと思いますが、今現在では茂原にあるある業者に買い取りをしていただいております。今後、我々といたしましても、この廃食油がバイオ燃料に変わると、ディーゼル車の燃料に変わるということも伺っておりますので、それらもあわせながら検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） AEDのお話でございますけれども、ほかのAEDにつきましては買ったものと、また一部諸団体からいただいたものと、それがございまして、賃借料が発生してございません。それこそ先ほどの森川議員のパソコンのお話じゃございませんけれども、小学校に配備しているAEDにつきましては、やはり一番メンテナンスですとか日ごろの管理の行き届くような方向の中でリース契約の方がいいだろうということの結果であると考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） その件もう1回。リースだというふうに、プラムと役場と坂田とBG、この4つはリースだというふうに認識していたんですけれども、その辺はちょっともう一度伺うということ。

3回目ですので、あとしつこいですが、子ども手当、これは政権が交代して後の本当に大変な事業、職員さんにとっては気の毒に思えるほど大変な仕事だと思っておりますけれども、現金支給と国は言っていたと思っておりますけれども、その辺の確認と、あと子ども手当の支給に関して受給権のほうがあるのでしょうけれども、ある自治体の担当課の方から聞いたんですが、給食費や保育料、さまざまなワクチン接種は子ども手当を使ってもらおうよう政府から通知なるものが来ているので、啓発をしますというふうに一般質問の答弁でされているわけなんですけれども、こういったことが間違いはないかどうか。もしうちの優秀な職員の皆さんに教えていただければなというふうに思います。町長にも厚労省から事務連絡が来てご

ございますのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（野村和好君） 健康管理課長。

○健康管理課長（並木俊郎君） AEDの予算の関係でございますが、議員さんごらんになったのは予算の概要ということで、各担当の施設でそれぞれ予算書の方には委託料として見込んでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野村和好君） 福祉課長。

○福祉課長（山本照男君） 子ども手当の支給に関しましては、いろいろご心配をおかけしております。制度そのものが児童手当の部分と子ども手当の部分がございまして、今まで児童手当だけを処理していればよかったです、それに加えて子ども手当の事務もしなければいけない。つまり2つの仕事を同時に処理していかなければということがございまして、非常に職員の事務量もふえてまいると思います。こういった部分では部下に非常に大変な思いをさせなければいけないわけでございますが、片やその手当を受ける側にとっては期待して待っているわけでございますので、なるべくおくれのないように段取りをしていきたいというふうに思っておりますし、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

それと、現金支給かどうかということでございましてけれども、これは保育料あるいは給食費、そのほかの公金の滞納がある場合のことも含めてでございますけれども、厚生労働省からのアナウンスといたしましては、ちょっとペーパーがございまして拾い読みをさせていただきますが、子ども手当は子供の育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに支給するものでございます。子ども手当の受給については、その趣旨に従って子ども手当を使用しなければならないという責務を定めています。このような趣旨に従って使われるよう、手当の受給を受ける権利が保護されております。つまり、もらう権利は法律上保護されているということでございます。

市町村においては、子ども手当の趣旨が貫徹されるよう子ども手当の支給の際に滞納者に対しては趣旨や受給者の責務を踏まえ、滞納している金品等の納付について相談を行うことについても可能ですよということになっております。したがって、今現在イメージしておりますのは、現金で支給するかどうかという部分では、ほとんどの方は滞納ないわけでございますので、そういう方々につきましては口座振替でお支払いをしたいというふうにイメージを持っております。ただ、何らかの滞納が残っている場合には、子育てのために支給するものでございますので、支払いの案内文書にぜひその趣旨を書きまして、納入にご協力をいただけるように通知を差し上げたいというふうに思っております。

なお、今回児童手当の受給者、今現在受給している方といいますのは、新たに子ども手当の申請をする必要がないんですね。ですから、所得オーバーであった人、あるいは中学生になった人は新たに子ども手当がもらえる権利が発生しますので、その方には通知を出すということ、それから小学校6年生は中学校1年生に進学するわけですが、中学校1年生に進学する方は小学校6年というふうな見方をして申請をする必要がないんですね。中学校2年生と3年生に進学する、そういうふうに対象者も非常に限定的でございます。現在はそういう方々に対しておくれのないように周知をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 質疑の途中ですが、ここで休憩をします。

再開は2時10分。

(午後 2時02分)

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

○議長（野村和好君） 議案第10号の議案質疑を続けます。

順次発言を許します。

齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） それでは、2点お伺いいたします。

初めに、業務委託についてお伺いいたします。

平成22年度の新年度予算を策定するに当たりまして、業務を移管するという話、説明を以前いただいておりますが、業務委託について、なぜ委託をするのか、またどんなメリットがあるのか、違法派遣ではないかなどの疑問も出ておりますので、この点を改めてご説明をいただきたいと思っております。

それから、2点目としまして、リースと買い取りについての考え方について教えていただきたいと思っております。リース事業で導入しているものというのと、金額が大きいので、どうしても学校のコンピューターが目についてしまいますが、例えば補正予算で大型のデジタルテレビを購入した際に、台数をまとめて買ったために市価の半値、3分の1で買えたという実績もあります。

また、企業によりましては5年間保守料込みの契約をするよりも3年で買いかえて新しい

機種にかえていったほうがトータルのコストが安いと計算をし、リースから買い取りへと変えている企業もあります。全体的なことを見て、あくまでもリースでなければいけないものなのか、この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） それでは、業務委託の件につきまして、お答えをさせていただきます。

最初に、なぜ委託するのかということでございますけれども、現在委託に移行しようとしている業務につきましては、派遣業務と派遣職員と臨時職員で対応している業務でございます。臨時職員につきましては、雇用期間が最長1年ということで規制がございます。そういったことから、不安定な雇用状況にあるということで、現在臨時職員で対応している部分を委託会社にそのまま転籍をしていただきまして、町がある程度長期的な委託契約を結ぶことによりまして、安定した雇用機会が与えられるという部分がまず1つ委託する理由でございます。

それから、どんなメリットがあるのかということでございますけれども、まず1つは、先ほど申しあげましたように、職員の安定的な雇用が提供できるということ、それからこの派遣、また臨時職員に対する職員の管理業務が大幅に軽減できるということ、それから今回一括して委託する方向で検討しておりますので、教育体制が統一された中で均一な高度な住民サービスの提供ができるということを考えております。違法派遣ではないかということでございますけれども、今回予定している委託につきましては、町職員の行う業務と、それから委託によります業務を明確に区分をいたしまして、委託業務につきましては受託者側が受託者側の資金命令系統によりまして業務を管理するということになります。さらに、委託業務にかかわる変更の指示等につきましては、今回受託者側が町内に支店を設けるということで、町からの指示を迅速かつ正確に伝達できる、そういう体制を整えておりますので、適正な業務委託というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（高蝶政道君） ただいまの齊藤議員のご質問のリースと、それから買い取りの件についてでございますが、先ほど電算システムの関係でも買い取りからリースに変えるというようなことで話をいたしました、現状では大体5年リースが多いものと考えております。ただ、買い取りですと一時的に大変大きな枠で金額がかかるということで、リース

のほうを選択している状況にあると思います。今後はどちらが有利かというようなことも含めまして、検討した中で買い取りの方が有利であればそういった形で導入のほう考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） それでは、業務委託の件ですけれども、今総務課長から庁舎内に支店を設けるというお話がありましたが、これは可能なものなんでしょうか。公的な役場庁舎内に民間企業の会社を支店として同居させるということが可能なのかわからないので教えてください。

それから、この業務委託の比較表というのをいただいておりますけれども、2,000万円経費削減になるような数字は出ているんですけれども、実際この中で正職員の異動の分も含めての2,000万円の減になると思います。この正職員6名のうち2名は今年度末退職と、21年度末退職と書いてありますが、残り4名の方はどこかへ異動となるはずでありますので、そうしますと、これ2,000万の減ではなく、1,000万のプラスになってしまうのではないかと思います。その点はいかななものなのか、2点教えていただきたいと思っております。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） ちょっと私の発音がはっきりしなくて申しわけございませんでした。庁舎内じゃなくて町内です。

それから、職員の関係ですが、今回一括委託を考えている中で、職員から委託に切りかえる分につきましては、保育所の保育士、それと図書館で1名、職員が退職するという部分で、一括委託にかかわる分については正規の職員が退職として計算してあるのは2名でございますので、したがって今お示しの金額になろうかと思います。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） すみません。そうしましたら資料何度もいただいておりますので申しわけありません。1枚刷りのものと、それからホチキスでとめてある2枚刷りのものとありまして、最後にいただいたのがこの1枚刷りのものであったと思いますので、これで今ちょっと質問したんですけれども、これで見ますと、給食センターで1名、21年度退職、小中学校職員で1名21年度退職、東陽病院医事班職員4名、これが委託料ということでなっておりますので、これは人数は入っていません。この職員が委託職員に変わるということはありません。

と思うんですけども、職員というのはあくまでも町職員だと思いますので、この点はど
ういうふうに見るものなのか。ちょっとわかりませんので、教えていただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） ただいま齊藤議員がおっしゃられたのは、一括の方ではなくて各
課で委託に移行する分だということだと思います。その中では、確かに4名減員ということ
になるわけでございますけれども、この分につきましては職員ではなく、いわゆる職員のほう
を委託に変えていくということでございます。

○5番（齊藤 隆君） さっきの質問で、この4名がどこかの部署へ異動するんでしょうとい
うことを聞いたんです。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） これは大変申しわけございません。ちょっとそれぞれの課のほう
で調整しておりますので、その点につきましては担当課のほうから回答させますので、よろ
しくお願いします。

○議長（野村和好君） 教育課長。

○教育課長（林 英次君） 齊藤議員今ご質問されているのは、退職者の関係でございましょ
うか。

○5番（齊藤 隆君） 退職者が減るので、そこに委託が入るのは理解できるんです。だけれ
ども、4人の職員がいるところを業務委託をするわけですね。そうすると、この今働いてい
らっしゃる職員の4名はどうなりますか。

○教育課長（林 英次君） 失礼いたしました。教育課のほうは2名退職ということござい
ます。よろしく申し上げます。

○議長（野村和好君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、病院のほうは平成21年度に職員が4人、これは
22年度にゼロになるというふうはこの資料には出ておりますけれども、これは21年度と22年
度の当初予算で見込んだ人件費の人数の比較という形になっています。当初予算というこ
とでございますので、あくまでも実は昨年21年度の当初に病院の場合は2名異動で減になっ
ています。その1名は12月末に退職していると。当初予算との比較と現在では3名の差が既
に出ているという状況です。さらに、新年度においてはもう1名の減をして、全面的に委託を
しようと、そういう計画の人数でございます。

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） それでは、1点ほど質問させていただきます。

一般会計当初予算（案）の概要の中から27ページの下段ですね、町債についての質問をさせていただきます。

平成22年度予算案の町債は、ここに示されておりますとおりに20億8,100万、前年度より9億3,540万ほど増になっております。これはご存じのとおり過去最高でございます。それだけ平成22年度の合併特例債事業が多くなっているというふうに理解をしているわけですが、この記載の地方交付税の合併特例債のほか、あと3目ございますが、全体的な地方交付金の割合を教えてくださいと思います。

○議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（高蝶政道君） ただいまの町債の交付税の算入の割合ということでございますが、22年度の予算書の31ページをごらんいただきたいと思います。ここに21款町債ということで、総務債から臨時財政対策債まで起債の金額が書いてございます。各起債の交付税の算入率について個別に申し上げます。

まず1款総務費の合併特例債でございますが、これにつきましては交付税の算入率が70%になっております。交付税の算入率につきましては、借り入れが13億9,140万でございますが、このうちの9億7,398万円が交付税の算入額になります。

それから、2項の農林水産業債でございますが、これにつきましては交付税の算入率が30%でございます。したがって、5,320万円の借り入れに対して1,596万円が交付税の算入割合でございます。

次に、土木債、借入額1億3,550万円でございますが、これにつきましても同様に交付税の算入率は30%でございます。したがって、1億3,550万円の30%ということで4,065万円が算入額となります。

4番目の臨時財政対策債につきましては、100%算入でございます。起債の合計額20億8,010万円でございますが、交付税の算入額を合計いたしますと15億3,059万円となります。したがって、借り入れ自体は20億8,010万円でございますが、交付税の算入額を差し引きますと、町の持ち出しといたしますか、それが5億4,951万円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） その中で、じゃ合併特例債事業について伺いたいと思います。

この合併特例債事業は法律に定めておりますけれども、財政措置という言葉が使われてい

るんですね。財政算入ではないんです。この問題について予算を作成する段階で、どういうふうな措置と算入という言葉の文言ですね。これについてどういうふうに理解されて、これを組んだのか、その辺のことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（高蝶政道君） 予算の編成時点におきましては、その交付税の算入額が70%であるとか30%であるとかございますけれども、その分については交付税の方で見ていただけるというような考え方でやっている。ただ、実際に交付税の基準財政需要額に算入するというところでございますので、本当に極端な例を申し上げますと、交付税の不交付団体につきましては、仮に歳出の基準財政需要額にその交付税の算入額があったとしても、不交付団体ということであれば交付税はもらえないということになりますので、そういう場合もあるということでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） この予算書の中には、利子が入っていないんですね、利息は。

○議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（高蝶政道君） 予算書に計上してある金額につきましては、借り入れの元金でございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員。

○1番（杉森幹男君） それでは質問させていただきます。

予算書の41ページ、使用料及び賃借料ということで庁舎空調機器賃借料532万2,000円、こちらの説明をいただきたいということで、続きまして概要書32ページ、住民基本台帳ネットワークシステム事業の細かい概要について教えていただきたいというのと、次に商業施設内証明書等発行事業の大分予算が増となっているわけですが、それについての説明をお願いしたいということで、あともう一つ、概要書40ページ、先ほどの川島議員と同じところを言いますが、環境美化推進事業のうちの栗山川ボランティアごみゼロ運動等1日清掃が428万6,000円、この金額についての内訳を教えていただきたいということとですね。

あと最後に浄化槽等設置促進補助事業、これが前年度と増減ゼロということではありますが、これの設置の状況をまずお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（高蝶政道君） ただいま杉森議員からのご質問の予算書の41ページ下段にございます本庁舎の維持管理事業のうちの使用料及び賃借料、庁舎空調機器の賃借料532万1,000円についてでございますが、これにつきましては庁舎及び現在農業委員会あるいは産業振興課の部屋がございます旧保健センターの空調機のリース料金ということになっておりまして、平成16年7月から平成26年6月までの10年間のリースということで計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 住民課長。

○住民課長（海保清一郎君） それでは、住民基本台帳ネットワークシステムの事業の関係でございますけれども、森川議員からも一般質問ございましたけれども、住民基本台帳ネットワークシステムは、ネットを通じまして全国の各自治体を、住民基本台帳ですね、それをネットで結んでいるものでございまして、そのシステムを維持管理といたしますか、運用するための電算システムの委託料でございます。

以上です。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） それでは、環境美化推進事業で栗山川ボランティアごみゼロ運動1日清掃の内訳ということでございますが、それぞれ消耗品からすべて積み上げたものになっておりますので、私今ちょっと計算機持ってきておりませんので積み上げができませんが、それぞれその必要な経費をこの中で計上させていただいております。

それと、浄化槽の設置でございますが、昨年と同じ基数を計上させていただいております。まず浄化槽の関係であります。五人槽がおおむね12基、七人槽が6基、十人槽が2基ということで計上させていただいております。基数がこれになっております。

○議長（野村和好君） 住民課長。

○住民課長（海保清一郎君） 失礼しました。杉森議員のもう一つの商業施設内証明書発行事業ですけれども、これは今行っておりますサビアの中で住民票とか、それぞれ税務証明とか、あるいはもろもろの証明の発行しているそれでございます。今サビアの中で行っている証明書の発行事業です。

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員。

○1番（杉森幹男君） ありがとうございます。再質問ということで2点だけちょっとお伺

いします。

まず第1点が概要書の32ページの今海保課長が言われました商業施設内証明書等発行事業の今の説明でございましたけれども、実際にはこれ予算を見る限り結構な額がふえているということで、具体的にはどういった新しい事業がふえたのかということ、あともう1点、概要書の40ページ、浄化槽設置補助事業のことをもうちょっと再質問させていただきたいんですが、この補助事業は住民にとって浄化槽を入れるということで、大変重要な補助だと私は思っております。それで、前年度と今年度が全く一緒の件数で推移しているということは、これは完了するまで、大体普及するまでこの補助金というのは続いていくものなのかということをお聞きします。

○議長（野村和好君） 住民課長。

○住民課長（海保清一郎君） ただいまの商業施設内証明書発行事業の予算額が昨年と比べてかなりふえているということでございますけれども、21年度までは住民班の職員、それから税務課の職員それぞれ1名ずつローテーションを組んで交代で勤務しているわけでございますけれども、かなり勤務体制が違う、時間が違うということで、それぞれサビアの方に出ますと、それぞれ代休とか非常にそれで本来の自分のところの仕事にも影響するというので、1名を今までどおり住民班から出まして、もう1名を臨時職員で対応しようということで臨時職員の賃金、その分がふえているものです。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） この浄化槽の補助金の継続性という問題かと思いますが、この時点で私がこれは最終いつまでこの事業が続くという回答は差し控えさせていただきますが、いずれにいたしましても、国・県の事業が続く限り、これは継続はされるものと思っております。

以上です。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の商業施設の323万1,000円でございますけれども、今までサビアの町民サービスセンターには、あそこの部分だけの給料費というのは上げておりませんでした。あくまでも住民課と税務課から派遣していくというような形でありましたけれども、今回それに臨時職員をそこに配備するというので、改めてその部分の職員配備するための予算を本年度から載せさせていただいたので、新たな予算措置となったわけでございます。

以上です。

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員。

○1番（杉森幹男君） 説明ありがとうございました。

最後に、今臨時職員を1名登用ということで、商業施設の方なんですけれども、この商業施設の証明書発行ということで、大変な守秘義務がかかわってくると思うんですが、そこら辺は大丈夫なんでしょうかという質問で終わりにさせていただきます。

○議長（野村和好君） 住民課長。

○住民課長（海保清一郎君） 守秘義務につきましては、臨時職員も正規の職員と同じ責務を負いますので、その点は大丈夫だと思います。

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹議員。

○11番（伊藤圀樹君） 大分長時間で大変でございますけれども、しばらくご辛抱ください。

数的にはさほどのものではないんですけれども、町長交際費、出ましたように記憶が定かでないで申しわけないんですけれども、昨年度よりは幾らか今年度は削減したのかなという感じがします。そういった中で先日、森川議員から出ました町長交際費の中での内容区分ですけれども、同じ内容の仕事で新年度は考えておられるのかどうか。その辺の町長さんの考え方と、それから先ほど公用車の問題、川島議員から出まして、総務課長の説明がございましたけれども、これは改めてじゃなくて、後で6月の補正で出るというようなことになりました。そういう内容でありましたけれども、これも関連させていただく。

それと、今の杉森議員の話の中で臨時職、これ出ますと320万。それと同時に、また公用車の運行委託料、これが390万。この積算はどのような方法で出されたのかなという、こういう疑問と、先ほどの業務委託の中で不安定な雇用を安定化するというような説明ではありましたが、それが当局の考えであって、どこが不安定で今度どういう面で安定化になるのかということでもありますけれども、私らの考えでは派遣社員、あるいは臨採というのが今はやりの派遣切りというのもございますので、決して安定的なものではないのかなという気もしますが、その辺の内容説明できたらお願いします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 森川議員のご指摘もあったところでございまして、真摯に受けとめながら最低必要限度、なるべくにつなげて、今後とも注意をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） 公用車の業務委託の件でございますけれども、先ほど川島富士子議員のご質問にお答えさせていただきましたとおり、当初はこの新年度から委託する方向で検討しておりました。しかし、この運転業務が経済危機対策の緊急雇用事業に100%該当するというので、なおかつ予算組みを既にしてあるものは、それはだめだという県の指導もございまして、急遽新年度予算から削除いたしまして、実はきょうそのヒアリングに行っているわけでございますけれども、おおむねその事業に該当すると、そういう見込みがたちましたことから、予定では6月に9カ月分の業務委託料をお願いしようというふうに考えております。

算出の根拠ということでございますけれども、一応今の見積もりでは日額人件費として1万円、それからその他の管理費、自動車保険、福利厚生費ということで年間、先ほど予算説明書にありましたとおり、390万8,000円が一応年間ベースでとらえております。6月補正では9カ月分ということになりますので、約300万弱の経費になろうかなというふうに考えております。

それから、委託の関係で派遣切りとか、そういった部分でかえって不安定な雇用につながるんじゃないかということでございます。先ほどもお話ししたとおり、臨時職員の場合には地方公務員等の法律によりまして、基本的には半年間の期間の雇用しかできません。しかしながら、1回のみ更新はできるということで、最長1年ということになります。今回は私どものほうの考えている案では、3年間の一応基本契約を締結する考えでおります。したがって、3年間はその会社で、特に問題がなければ勤務することができるという部分もございます。また、特に仕事の内容等で優秀な職員については正規の職員への登用もあるというふうにも伺っております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹議員。

○11番（伊藤圀樹君） 先ほどご説明を伺っているところではありますけれども、それと町長、再度ですけれども、先々月の一般質問の中で町長交際費、くどいようですけれども、ちょっと聞かせてくださいよ。この二百何十万の中で何を言っているかと思われるかもしれませんが、やっているそういう内容の中に行政手法といいますか、ある国会議員なり県会議員なりの当選祝いという文言がありますね。そういう部分で当選祝い金というのは、まして公費でやるとダブルパンチの違反になっちゃうんじゃないのかなという気がするんですよ。陣中見舞いは現金いいんですよ。当選祝い、物品はいいんですよ。じゃない

のかなと。違いますか。違うけりゃ、私のほうが悪いのかな。そういう感覚でいますので、最初の陣中見舞いというのは現金でも、これは構わないんです。当選祝いの現金というのはタブーなはずなんですよ。だと思しますので、その辺をまた考慮していただいて、先ほどいろいろ注意しながらと言うけれども、町長もいろいろな近隣町村の関係を密にするためなんて、それは結構なことですけれども、多分そのような気がいたします。でありますので、それも再度確認しながら、執行に当たっていただければと思います。

それと、この公用車ですね。町長車の運転手でしょう、早い話が。ということになりますよね。それで、これが業務委託、委託業務された会社は当然ながら公募して応募者募りますよね。こういう業務委託、今回は52名ですか、総体的に見ますと。退職なされる方もおられるんでしょうけれども、そういう中で確かに業務委託で経費削減にはなるんですね。経費削減は、これはすこぶるいいことなでありますけれども、こういった庁舎のいろいろなサービス業務ということを考えると、経費だけを削減したからいいものなのかという、そういう疑問点があるということ。

派遣である以上は、今までの皆さん方がそのまま横すべりで来ようが、これはいいことです。先ほど言われた3年たちますよね。3年たって派遣切り、これもあり得ることですよ。というのは、町の臨時あるいは委託業務についての人たちは、町ではなかなかやりづらい部分、業務委託をすれば簡単なんです。ですから、この公用車の運転手の場合だって、これは補充してできるものならばいいけれども、これ町の方から要請しないんですか、こういう人をお願いしますというとはあり得ないの。あるとは言えないと思う。でも、そういうことがあり得るだろうということですよ。

その中で今現在、雇用なり、あるいは委託でやって、臨時なりやられている中には、人間ですから当たり外れもあるし、気に食わないのもありますわ。そういうやつで、あれはよくないですよというやつは業務委託の民間の会社に言えば、これは切れるんですよ、極端に言えば。だから、そういう心配はなさりませんかということ。

よって、各部門でそれぞれやりますので、かなりの額になりますので、そういう懸念もあるということでありまして、内容をどう精査するか、この業務委託についてはまだまだいろいろな分野で疑問を持たれないような、それが必要ではないのかな。総額でいきますと結構な額になりますので、これは注意をしてもらいたい。これまた別問題でありますけれども、この業務委託をする会社の先ほど事務所なんか町内とか伺った。これは町内結構です。最初にこの光町庁舎内に事務所を置こうとした経緯と、なぜやめたのかというような、その

辺をちょっとお知らせ願えるか。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） まず運転手の件でございますけれども、今議員おっしゃったとおり、町長車の運転手ですので、だれでもというわけにはいかない部分も当然あるかと思えます。基本的には今うちのほうで委託をしようとしている会社の方で公募をいたしまして、その中から運転業務に合った人材を一応充てていただけるということに聞いております。当然仕事をしていただいて、いろいろとやはり不都合等があれば、さらに別な人を向けていただくということもできようかと思えます。

それから、委託に切りかえて、サービスが低下するんじゃないかというご心配でございます。今回の委託費の中に、いわゆる臨時職員の派遣をされます職員の当然研修等も年2回実施するというので、そういう研修費にかかわる費用もその中に若干含まれております。そういうことで、当然サービスの低下を招かないような指導をしていただけるというふうにも聞いております。

それから、事務所を庁舎内に置くという話があったかということでございますけれども、ございました。いろいろと空きスペース等を確認しながら相手方にも見ていただいたんですが、やはり位置的な問題ですとかスペース的な問題から適当な場所がないということで、現在町内の民間の建物を探しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹議員。

○11番（伊藤圀樹君） 大変そういう部分では総務課のほうでも苦勞なされているではありませんし、ただ一概に端的に言うなら公共施設へ民間の事務所が入るとはいかがなものかということなんですよ。ただ、それだけのことでそれを中止した。やるのは早いけれども、中止をするのも早いから結構なことでしょう。

いいことだと思いますけれども、先ほどの町長運転手、これは二種免許が要るんですか、普通免許ですか。それで、やって公募してやります。千葉東京の方から運転手は来ないんですよ。地元からやはりこういうそれに合ったものだという提案は当然あってしかるべきだと思うんです。

そこで、安全面、交通面、そして骨が折れるという、先ほど言ったように職員の皆さんが兼務でやると大変疲れますよ。きつい覚悟ということでもあります。今まで職員でやっていたわけですよ。今度、町長車が新しくなったから運転手をつけるということじゃないだろう

けれども、じゃその専門的な業務委託をするところに、今度公募してきたところに果たして町長車の業務委託ですから運転手、ドライバーが、これは普通免許でいいんですか、二種免許が要るようになるんですか、この業務委託の内容の中には。だから、そういうことも含めまして、なぜかという町側から要請して、これをお願いしますよと。迂回採用になりはしないのかなという懸念があるからね。その辺は公募して10人来ても、町のほうから要請した優先的ですよというようなそういう疑問を持たれやすくなりはしないのかなという気がします。

ですから、業務委託やるドライバーが普通免許でいいのか、あるいは二種でいいのか、専門的なものでやればね。これは普通だと町バスなんかでやっても、ナンバー白なら一種でもいいです。青ナンバーじゃないですからね。ただ、さらなる委託をするというときに、二種免など規制をかけてあるのか、安全性を保てるのか、そういうところまでの交渉をしてあるのかということ、ですからこの業務委託というやつは、もっと掘り下げて物を考える必要があるのかなと。事務的なものではなくて、町民サービスであるならば、町長も考えているように、住民の視点に立ってと言って住民のことを考えるのであれば、もっと中身のあるハートのあるような業務委託というものを心がけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（小堀正博君） 一種か二種かというお話ですが、ちょっとその辺は私も正直把握しておりませんでしたので、推測では申し上げられませんので、後ほど確認をいたしましてお答えをさせていただきたいと思います。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩をします。

再開は3時10分とします。

(午後 2時58分)

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第12、議案第11号 平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） 予算書の208ページですけれども、特特調、ここでは存目計上ということでありますけれども、私の知識の範囲の中では旧光町時代から職員さんが一生懸命に取り組んでこられて特特調、獲得をしてきたという経緯を伺ったことがありました。合併して、さらにいい町にしていかななくてはいけない中で、こういったことになった経緯というか、状況を町長からご説明いただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この特特調は、ずっと私任期4年間やらせてもらって4年間獲得することができました。しかしながら、これにはある部分、大変高いハードルがございまして、その中の大きな1つとして、徴収率の問題ですとか、そういう部分もございまして、それが必ずもらえる予算ではないという、こういう定義がございまして、そうした中で、確認はとってございませぬけれども、旧町光町時代より、このように存目計上の中で進めさせていただいたというふうに私は聞いておりますし、これからも存目計上だから取ればいいやという考え方ではなくて、必ずや取りにいくということで平成22年度についても考えておりますので。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第13、議案第12号 平成22年度横芝光町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第14、議案第13号 平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第15、議案第14号 平成22年度横芝光町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第16、議案第15号 平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

若梅喜作議員。

○6番（若梅喜作君） 1点お尋ねをいたします。

この特別会計の事業を実施しています事業費、これはここに書いてありますように一番大きなものが一般会計からの借り入れであると、そのようなことでございます。施設がいずれ老朽化をして新しくせざるを得なくなると、そのような状況が必ず来るわけでございます。その際の町としての対応を考えておるのか。一般のこういう施設を利用しておる場合には償却部分の積み立てとか、そのような方法が普段は考えておるんですけども、この特別会計ではそのようなことはございません。将来的にそのようなことがあった場合に、どのような対応を考えておるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 一般会計予算からの繰り入れがほとんどであるという部分でございます関係上、これに対する基金ですとか積み立てについては今のところ考えておりません。そうした中で今後この起債の償還が終わるころは、それにまた上手にシフトできるような管理体制を構築しながら、この維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第17、議案第16号 平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別

会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第18、議案第17号 平成22年度横芝光町病院事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） 予算書の353ページなんですけれども、毎年この予算議会で伺っていて申しわけないような気もしますけれども、マンモグラフィーの保守点検料ということで50万4,000円、マンモグラフィーが本当に町内の半分女性おりますけれども、この女性のために大活躍をしていただきたいところではありますが、使用されておられません。ですが、毎年こういうふうに保守点検料が上がってきているわけなんです、ことしこそは活用される見込みがあられるでしょうか。

○議長（野村和好君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） マンモグラフィーの保守料を予算計上してあることについてでございますけれども、ただいまのご指摘は乳がん検診が病院で今できていない状況ということかと思えます。これは前々からお話しておりますとおり、千葉県の乳がん検診ガイ

ドラインに適合するだけの条件がそろえられないために現在検診ができないわけですが、外來の検査ではマンモグラフィーは使用はしております。検診だけではなくて、通常の外來診療において、マンモグラフィーを利用した検査を行っておりますので、こういったことに活用するという意味では、当然その保守を行う必要があるということで、毎年このように保守点検をさせていただいているところです。さらに、今後は乳がん検診にも取り組めるようにはそれなりのスタッフ、これは認定を受けた医師ですけれども、そういった体制がとれるようには引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） ありがとうございます。女性の方に問い合わせがあったときにはそのように、間違った認識で伝えるのではなくて、きちんとお伝えしていきたいと思っております。ありがとうございます。

あと国の救急医療、周産期医療の体制整備等の中でありまして、22年度の国の予算で443億円、この中に新規事業で2次救急医療体制の充実6億8,000万円ということで救急患者の円滑な受け入れが行われるように受け入れ困難患者の受け入れを確実に行う医療機関の財政支援等に、休日とか夜間に診療支援を行う場合にこの財政支援を行うということで盛り込まれておりますけれども、ここのところ大分、夜間ぐあいが悪くなって東陽病院に問い合わせをすると、婦人科の先生、その方は間違って産婦人科の先生って聞かれたようでありますけれども、婦人科の先生が対応されて当直でありまして、診られないのでほかの病院へということが多いということで、非常に地元の病院にかかりたいのにとということで、たまたま数件この同じような状況に出くわされた方から連絡をいただいております。

こういった新規事業を研究されて、少し考えていただきたいということと、あと354ページに医師、看護師確保対策費ということで100万円計上されておりますが、ぜひ今後埋もれている女医さんに視点を当てていただいて、女性医師等の離職防止、復興支援ということで25億円、また国の方に予算計上もされておりますので、ここのところの見解を伺いたしたいと思います。

○議長（野村和好君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） まず、夜間の救急の対応が婦人科の先生なのでできないというようなことでお断りされた患者さんがいらっしゃるということだと思っておりますが、夜間の当直につきましては常勤医師が交代、そのほかにこれだけでは必要な当直回数を賄えない

ために、別に非常勤の先生にもお願いしております。そういった中で当院の婦人科の先生1人おりますが、この先生も月に3度ほどは当直に勤務します。たまたまそういったときに婦人科以外の疾病、救急の方からの照会があった場合にお断りせざるを得なかったというケースがあるのかなと、そういったような問題だったのかなというふうに思います。

それからもう一つ、医師、看護師の確保対策費ということで100万円の予算を計上してありますが、これはいろいろな今医師を募集、看護師も含めてですけれども、看護師その他医療スタッフを含めてですが、インターネットを通じた形で募集をする仕組みがあります。そういった中で、最近に登録された医師にこちらからメールを打つような機能を持った会社もありますので、そういったところを活用していこうということで、これは21年度もこういった事業には取り組んでまいりまして、その結果、今年度、整形外科、それから内科の医師が新たに2名確保できたということ、これは千葉大からの医師とは別に、病院での独自の採用ということで確保できたわけでございます。こういったことで、今後も引き続き必要な医療スタッフの確保には努めていきたいと。

また、女医さんについても、もちろん女性の先生いらっしゃれば、いろいろな意味で、これはほかのスタッフもそうだったと思いますけれども、やはり男性だけではなくて、女性の方がいろいろな意味で診療の面で患者さんに対しても接しやすい部分もあろうかと思っておりますので、そういったことは十分考えております。ただ、現実的に医師は男性女性を問わず、まだまだ採用をしていく、そういったことがまだ相変わらず厳しい状況であるということとはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） わかりました。たまたま月3回、そのときに当たっていたんじゃないかなというふうに思いました。ありがとうございました。

最後に、当東陽病院は近隣に先駆けてジェネリック医薬品の活用に関わり早くに取り組みましたと思いますので、カード利用されている活用状況というか、利用がふえているのかどうか。現況をちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（野村和好君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） ジェネリック医薬品の利用状況がどうかということでございますけれども、通常病院は外来の診療についてはほとんど院外処方が出ています。特殊な薬で院内の薬局で出るケースもありますけれども、そのほとんどは院外薬局の扱いになって

おります。そういった意味で、それがジェネリックを希望しているのか、あるいは正規品と
いいですか、そういった先発品ですか、そういった薬を患者さんが希望しているのか、その
辺は把握はできておりません。ただ、病院内、特に入院患者さんに対してのジェネリックで
ございますけれども、これはなるべく今もジェネリックの採用は拡大しようというように努
めております。

ただ1つご理解いただきたいのは、ジェネリック医薬品を多く取り入れようとするすと、
同じ1つの種類の薬であっても、さまざまなジェネリックの製品がございまして、名称もい
ろいろな名前があります。そうすると、それを扱う医師、それから看護師にしても、薬を間
違えやすい可能性が出てくるということもありますので、この誤薬による事故というのは非
常に起こしてはならないことですので、その辺のリスクを十分に検討した中でジェネリック
に切りかえられるものは切りかえられるようにというように努めているところでございます。

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員。

○1番（杉森幹男君） せんだっての一般質問のほうでも少し触れた問題なんですけど、予算書
の354ページ、接遇力支援業務委託300万という予算のことについてお聞きします。

まず病院の働いている皆さんの接遇力をアップするために業務委託するということで、結
果がいい方向にいけばまさしく大歓迎の予算であると思いますが、普通民間の場合を考えた
ときに、コンサルに委託する以前の問題として、病院の中で働いている人たちの精神である
とか、心の底から患者を慕う気持ちから、こういったものを強化したいというもの、こうい
った問題が内側の問題として出てきたからこそ、この予算に計上したのかということをも
第1点お聞きしたいのと、具体的にはこういった接遇力を支援するという漠然とした委託料
になっていますが、こういったことをするのか、わかっている範囲で教えていただきたいと
思います。

○議長（野村和好君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、接遇力改善事業ということで予算をお願いして
ありますけれども、これまず東陽病院も合併して町立病院になって4年が過ぎるところで
ございますけれども、やはり町立病院になって、なおさら住民の方の関心も高まってきたのか
なというふうに受けとめております。そういった中で、やはりスタッフ、これは看護師、そ
れから窓口の事務職員も含めて、さまざまところで患者さんに接する職員がいるわけ
ですけども、そういったやっぱり対応の悪さというご指摘をいただくことがあります。もち
ろんこれはおほめの言葉をいただくことも確かに今随分ふえてきております。とはいいまして

も、やはり相変わらず苦情的なご指摘をいただくこともあります。住民懇談会においても、そういった意見をいただくこともあるということで、これはやはり内部でも問題として、とらえていかなければいけないのかなど。言われていることはいいことなんだと。そういった意味で内部でもいい方向にとらえて、それでさらにこういった問題を解決できるように、なおおほめの言葉をいただけるような接遇ができるように変えていこうということで、来年度こういったことを行いたいなというふうに考えております。

具体的には単に接遇の講演、お話を聞くというだけではなくて、今の考え方としては、まず専門的なコンサルに委託をして行うということなんですけれども、病院の実態ということでコンサルサントに覆面調査をしていただく。そのほかに、また患者の満足度調査、こういったものも必要なのかなど。さらには職員の意識調査、第1段階でこういったことをやって、さらにそれを受けて問題点の抽出、分析、そういったものを職員全体に示して、さらにその先に全職員に対してのマナー研修、そういった課題を抽出した結果、必要と考えられるようなメニューを組んでの研修を行っていこうと。そういった形から、さらに職員の中でそれを担当していくような接遇トレーナーのようなものも養成できればと、大きな構想の中でそういう考え方を持って取り組んでいきたいというように考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員。

○1番（杉森幹男君） 説明ありがとうございました。

それで、この予算が今から可決か否決か、今採決をとるわけですが、もしうまくいった場合に、当病院の検討委員会等には議会として参加している人がいないというか、そこには携わっていない面がありますので、その成果的なものを、例えばこうよくなっていますという表現は難しいですけれども、それを議会に説明する、もしくは報告といった面をどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（野村和好君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） なかなかその結果が、これだけだれがあいさつできたようになったよというような説明というのは非常に難しいところがあるかと思います。ただ、これが先ほどお話ししました医師の確保とあわせて、患者数の増につながっていくような形になればよろしいのかなど、そういった形での報告はできるのかなど、今そういうふうには思っております。

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹議員。

○11番（伊藤圀樹君） 最後、事務長1つだけお伺いします。MRIの建造物ですね。5,000万弱のもの2分の1が建物だけの負担だと。これは総体的に一括発注の中で最初からそれはわかっていたものなのか、途中でわかったのか、相手任せでやったのか、その辺をお伺いします。

○議長（野村和好君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） MRIの建物については、さきの一般質問でもお答えしたとおり、その建物の半分あるいは半分以上を越えるほどはシールド工事に要するものであるということでございますけれども、これはやはりそういったことを当初から考えた上で、そのために建物だけを別に発注できない理由の大きな一つというふうに考えてやってきたところでございます。

○議長（野村和好君） 伊藤圀樹議員。

○11番（伊藤圀樹君） 建物だけを別に発注、それは当然だと思うんですよ。だからこそ、一括発注なんですよ。特殊なものであるから一括発注で相手方をお願いをしますよ、お任せしますよというふうな内容であったと思うの。それが2分の1の建物が一般の発注だということから、最初からそれは承知していたのかと伺っただけなんです。それが特殊なものであるというなら、それもやむを得ないんでしょうけれども、先ほど杉森委員があったように、いろいろな検討委員会の中で病院事業、この会計に限らず、いろいろな中で不評を買っていることは耳にしていると。だから、そういう中でそれを改革していくという、どれがどのようによくなったのかという比較はできないと言いますが、いまだにまだその苦情というのは大きなものがありますので、そういう部分も加味しながら、こういうことも、もっと素早く理解出来るような説明があればありがたいなと思いますので、そういう部分で努力していただきたいと思います。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎横芝光町農業委員会委員の推薦について

○議長（野村和好君） 日程第19、横芝光町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。
お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員は、公平・均衡の観点から各選挙区からそれぞれ1名ずつ4名
としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員は4名と決定しました。

それでは、各選挙区から推薦をお願いします。

初めに、第1選挙区、川島仁議員。

〔4番議員 川島 仁君登壇〕

○4番（川島 仁君） それでは、第1選挙区から北清水地区の平山喜一氏を推薦いたします。

平山氏は昭和22年10月生まれの62歳です。専業農家で季節野菜プラス水稻を中心とした農家です。野菜については特殊栽培に取り組んでいる農家でもある。また、北清水地区特別総務委員や北清水営農組合長を2期勤めるなど各方面にわたり、活躍されている方でもあります。このたび推薦する平山氏は地域の信頼も厚く、人格もあるので、議会推薦の農業委員として適任と思いますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔4番議員 川島 仁君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、第2選挙区、實川隆議員。

〔3番議員 實川 隆君登壇〕

○3番（實川 隆君） 第2選挙区からは伊藤正道氏を推薦いたします。

伊藤氏は横芝地区小堤にお住まいの方で、昭和24年3月5日生まれの61歳。現在は家業である農業に従事し、稲作を中心とした農業経営に取り組み、かつ公選による現職の農業委員として地域農業の発展にご尽力いただいている方です。農業委員として3年間経験した実績を生かし、今後も農業行政の推進に活躍が期待される方です。議会推薦の農業委員としてご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔3番議員 實川 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、第3選挙区、山崎貞一議員。

〔10番議員 山崎貞一君登壇〕

○10番（山崎貞一君） 第3選挙区から横芝光町小田部536番地、伊藤厚志氏を推薦いたします。

伊藤氏は昭和23年11月9日生まれの満61歳。高校卒業後、家業である農業に従事し、現在は水稻を中心とした農業経営をしております。また、これまで光中学校PTA副会長などを歴任し、現在はJA光営農部南条支部長、南条ファーム監事を務めるなど、各方面で活躍されている方であります。このように伊藤氏は人柄、見識とも申し分ない方で、地域の信頼も厚く、議会推薦の農業委員として適任と思われまますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

〔10番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、最後に第4選挙区、川島勝美議員。

〔16番議員 川島勝美君登壇〕

○16番（川島勝美君） 第4選挙区からは横芝光町木戸5110番地、大木勝己氏を推薦いたします。

大木氏は白浜地区木戸の方で昭和24年4月21生まれの満60歳。旭農業高校を卒業後、家業に従事し、現在は葉たばこを中心とした農業経営をされております。また、これまで町スポーツ推進員、PTA役員、木戸営農組合長、ちばみどり農協総代を歴任するなど各方面に幅広くご活躍いただいている方であります。このように、このたび推薦する大木氏は人格、識見とも申し分なく、地域の信頼も厚く、議会推薦の農業委員に適任の方でありまますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔16番議員 川島勝美君降壇〕

○議長（野村和好君） お諮りします。

ただいま推薦のあった4名を議会推薦の農業委員会委員としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、平山喜一氏、伊藤正道氏、伊藤厚志氏、大木勝美氏、この4名を議会推薦の農業委員会委員として推薦することに決定しました。

◎匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙

○議長（野村和好君） 日程第20、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に、鈴木克征議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した鈴木克征議員を匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した鈴木克征議員が匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選しました。

ただいま匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選しました鈴木克征議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎陳情の件

○議長（野村和好君） 日程第21、陳情の件を議題といたします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長。

〔総務常任委員会委員長 若梅喜作君登壇〕

○総務常任委員会委員長（若梅喜作君） 総務常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において総務常任委員会に付託された陳情第1号 公契約条例の制定を求める陳情書及び陳情第3号 ぐらし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情の審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は3月5日午後3時30分、委員5名の出席のもと、これら陳情2件の審査を行いました。

慎重審議の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、陳情第1号及び陳情第3号は、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔総務常任委員会委員長 若梅喜作君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、産業建設常任委員会委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 鈴木唯夫君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（鈴木唯夫君） 過日開催しました産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託された陳情第2号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は3月5日午後3時30分、委員5名の出席のもと、陳情第2号の審査を行いました。

慎重審議の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、陳情第2号は不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔産業建設常任委員会委員長 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（野村和好君） 以上で委員長の報告を終わります。

お諮りします。

総務常任委員会委員長から報告があった陳情第1号及び陳情第3号、産業建設常任委員会委員長から報告のあった陳情第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより陳情第1号、陳情第2号及び陳情第3号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、陳情第1号 公契約条例の制定を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手なし。

よって、陳情第1号は不採択と決定しました。

次に、陳情第2号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手なし。

よって、陳情第2号は不採択と決定しました。

最後に、陳情第3号 暮らし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手なし。

よって、陳情第3号は不採択と決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（野村和好君） お諮りします。

本定例会に付議された案件のすべてを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成22年3月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 野村和好

議員 若梅喜作

議員 鈴木唯夫